

人 口 増 強・興 爭 の 基

# 人 口 問 題 研 究

第 四 卷 第 八 號

昭和八十一年八月刊行

朝鮮における農業人口の性格……………雪山慶正(一)

## 調査研究

## 彙報

第二次育兒費調査の施行——地方行政協議會令の公布——地方行政協議會規程の制定

國民徵用令中改正の件公布——國民徵用令施行規則及その他の省令中改正の件公布——勞

務調整令施行規則中改正の件公布——國民勤勞報酬國協力令施行規則中改正の件公布——陸

軍勤勞顯功章令施行規則中改正の件公布——米穀生產確保補給金交付規則の公布——臺灣

住宅營團令中改正の件公布——本邦最近の生計費指數

ルマの獨立

## 文獻

邦文人口問題關係文獻(三九)



厚 生 省 研 究 所

人 口 民 族 部

# 人口問題研究

第四卷 第八號

## 調査研究

### 朝鮮における農業人口の性格

雪山慶正

#### (一) 序説

- (二) 農業人口の性格把握に関する若干の方方法論的考察
- (三) 朝鮮における土地所有
- (四) 朝鮮における農業生産の技術的構造
- (五) 朝鮮における農業人口の性格

#### (一) 序説

日本に於ける戦争經濟の現在の段階は、勞務動員政策の立場から、朝鮮における農業人口の性格

ところで、朝鮮における農民は、(三)に入つてたちいつて述べられるやうに、朝鮮の農業を現在もなほ支配しつゝけてゐる前時代的な土地所有關係の桎梏の下におかれてもた爲に、農業部門の内部だけでその生計を維持してゆくことがきはめて困難な事情にあつたから、彼等のなかには生計の途を求めて内地に渡航する者があとを絶たなかつた。朝鮮人の内地渡航者のうち壓倒的な多數をしめるものは實にこれらの農民乃至その家族員にほかならなかつたのである。このことは例へば、昭和七年六月から同年十二月末迄七ヶ月にわたつて大阪府學務部社會課によつて行はれた「在阪朝鮮人の生活狀態」に關する調査の結果からも明かであつて、いまこの調査の結果から調査の對象とされた在阪朝鮮人世帶一萬一八三五世帶の「郷里における職業」を調べてみると、前職を「農業」とするものは一萬〇二七四世帶に上り、總數の八六・八%に及んでゐる。<sup>(1)</sup>さらにいま一つ、昭和九年十一月から昭和十年二月まで四ヶ月にわたつて行はれた東京府學務部社會課の「在京朝鮮人労働者の狀態」に關する調査によれば、調査の對象とされた世帯持世帶一九三三世帶のうち前職を農業とするものの數は一七五四世帶で、總數の九〇・七%に及んでおり、同じく調査の對象とされた單獨者一七六六名のうち前職を農業とするものの數は一四〇八名で、總數の七九・七%に及んでゐるのである。<sup>(2)</sup>

ところで、これらの農業者家族を主體とする内地に渡航した朝鮮人たちは、内地の勤労市場において内地人労務者との間の競争關係にたゞしめられたのであるが、彼等を内地へ渡航せしめる原因となつた朝鮮の農村における社會經濟機構の特殊性と彼等のもつ民族的特殊性とに制約されて、彼等は近代的工場労務者としての適格性において著しく内地人労務者に比べて劣るところがあつたため、彼等はこのやうな近代的工場労働を避けて、

専ら鑛山労働・土建労働・日傭労働等の非近代的・非熟練的な労働に從事せざるをえなかつたのであつた。このことは、例へば前掲の二つの調査の結果からでも明かであつて、いま大阪府社會部學務課によつて行はれた調査結果から、彼等の比較的多數に從事してゐる「現在の職業」を求めるならば、調査世帶一萬一八三五世帶のうち「土木人夫」が六八六世帶、「土工」が六二一世帶、「日傭人夫」が四五三世帶、「手傳」が四五一世帶、「仲仕」が三五二世帶、「硝子職工」が三〇〇世帶、「屑物商」が二五六世帶となつてゐる。但し「鐵工」は八九五世帶と最も多く立言を裏書きしてゐるやうである。<sup>(3)</sup>しかしこゝに「鐵工」として數へ上げられてゐる者の大部分はおそらく大工場に就業する近代的な金屬工業労務者ではあるまいと思はれる。

なほ東京府社會部學務課によつて行はれた調査の結果からも同様な結論が導き出される。即ち、世帯持世帶主、獨身者合計三六九九名のうち、彼等が現在比較的多數に從事してゐる職業を調べてみると、先づ最も多いのが「人夫」の一三〇九人（總數の三五・四%）で、以下「土木建築業」の八四一人（二三・七%）、「其他の商業」の二五一人（六・八%）、「屑屋拾撰」の一四八人（四・〇%）となつてゐる。<sup>(4)</sup>

以上から明かにされるやうに、朝鮮の農家は從來からも、鑛山労働・土建労働・日傭労働等の非近代的・非熟練的な労働部門を中心とするものではあつたけれど、内地産業における労力の供給源として、内地における勤労市場との間に一應の連契を保持してゐたのである。したがつて、軍需工業・重化學工業・鑛山業等の生産力の飛躍的な増強が焦眉の急務とされ、しかも一方内地における勤労力の需給關係が漸く逼迫をつげてゐる現在、このような朝鮮の農村と内地の労働市場との間の連契をますます密接ならし

め、朝鮮の農村からますます多くの農家人口を意識的・積極的に動員し、しかも彼等をば、炭礦業を中心とする鑛山業に對してはますます多數にこれを送り込むとともに、從來からみられたやうな、彼等の日傭労働・土建労働等の非近代的勞動部門への流れは極力これを阻止し、専ら彼等をして軍需・重化學工業等の近代的勞働部門に向はしめることが、現在における勤労動員政策にあたへられた元重要な課題の一つでなければならない。以上のやうな事情を顧るとき、朝鮮人農家人口に對する勤労動員の政策は、單純に量的な觀點のみにたつことを許されないのであって、この場合それと同時に、かゝる動員の過程のなかで、彼等のもつ勤労力のなかから非近代的・封建的な性格を拂拭し、これを近代的な工場勞働力にまで陶冶し訓練することが要求されるのである。以上から明かなやうに、朝鮮人農家人口の動員にさいしては、たんに量的な觀點にたつばかりでなく、質的な觀點をもあはせて考慮する必要があるのであるが、かうした事情に鑑みると、朝鮮人農家人口の動員を合理的に推し進めるためには、動員の客體である農家人口乃至農業人口のものつ社會的・經濟的な性格についての認識が何よりも必要であると思はれるのである。

朝鮮における農家人口が、内地における軍需・重化學工業・鑛山業等の必要とする勤労力の補給源として、戰爭經濟の現段階において如何に重要な意義を有するものであるかは、以上に述べた如くである。ところで、吾々は、このやうな時局産業に對する勞力の主要な補給源としての朝鮮人農家人口に對して、戰爭經濟がいま一つの重要な任務を同時に課し與へてゐることを忘れてはならない。それは、ほかでもない。戰爭經濟の進展とともに著しく増大した内地における米穀需要をカヴァーし、逼迫し

### 朝鮮における農業人口の性格

た食糧需給を調整する爲に出來得るかぎり多くの米穀を内地に供出し、戰時食糧政策の一端に寄與すべき任務なのである。

もともと朝鮮の農業は、日韓併合以來、内地における主要食糧・米穀の補給源としての地位をたつことを強制され、朝鮮の農民は單ら米穀生産者としての任務を荷はされてきた。總督府によつて強力的に遂行された前後二回(第一次大正八年—一四年、第二次昭和元年—八年)にわたる產米増殖計畫も、主として朝鮮農業の内地向米穀移出力を増加せしめ、朝鮮をして内地に對する米穀補給地たらしめようとする目的に出るものに他ならなかつたのである。<sup>(5)</sup> したがつて朝鮮における農業は夙に米穀單作經營といふ形態をとり、米穀の生產力は、朝鮮人の主食作物である雜穀・豆類等の生產力の發展を犠牲として急激な發達をとげしめられた。試みに朝鮮における主要なる食糧作物たる米、大麥、粟、稗、玉蜀黍、大豆、小豆に關する收穫高の最近までの發展を一瞥するに次表の如くである(第一表)。

第一表 朝鮮における主穀作物の收穫高

(明治四三年を100とする指數)

	大正 四年	八	米	大麥	粟	稗	玉蜀黍	大豆	小豆
大正 九年	一三一	一四九	一四三	一〇九	一二七	一五一	一一七		
大正 一四年	一四〇	一四七	一六四	一一三	一三四	一六二	一〇七		
昭和 四年	一四三	一五〇	一四九	八五	一三七	一五七	一〇三		
昭和 五年	一六六	一六四	一四七	六二	一四八	一五六	一〇〇		
昭和 一〇年	一九七	一七〇	一五六	五一	一八四	一三六	八五		
備考	朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出。								

右の表から明かなやうに、朝鮮における米穀收穫高の增加にはまことに目覺ましいものがあるのであるが、このやうな結果がさきにのべたやうに

専ら總督府によつて強行された前後二次にわたる大規模な產米増殖計畫にもとづくところであることは云ふまでもない。このことは、米穀收穫高の増加率が大正一四年—昭和四年には四割三分で、大麥・粟のそれに比べていささか低位にあり、これが大麥・粟のそれを追ひ抜くにいたつたのは漸く昭和四年以後の時期であること、そして產米増殖計畫が實行に移されたのがあたかもこの時期に當つてゐることを想起するならば直ちに明かとなるであらう。このやうな當局の努力の結果、米穀收穫高の増加率は昭和一〇年—一四年には實に九割七分に達した。つまり、最近の米穀收穫高は日韓併合當時の約二倍に及ばんとしてゐるのである。驚くべき増加であるといはねばならない。

吾々は、さらに、各作物の反當收穫高増加の趨勢のなかに、このことのより具體的な證左を見出すことができる。即ちいま食糧作物の反當收穫高の變遷を明治四三年を基準とする指數によつて表示するならば次の通りである(第二表)。

第二表 食糧作物の反當收穫高

	米	大麥	粟	稗	玉蜀黍	大豆	小豆	(明治四三年を100とする指數)
大正四年—八年	二六	一二	一〇五	一八	一〇一	一〇一	九六	
大正九年—三年	一三三	一〇四	一一三	二九	九五	一〇〇	九一	
大正一四年—昭和四年	一三三	一〇二	一〇一	一〇九	八八	九六	九〇	
昭和五年—九年	一三四	一〇六	九九	九七	八八	九五	九三	
昭和一〇年—一四年	一四七	一五五	一〇五	一〇一	九一	八五	八二	

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和十四年より計出。

右の表によつて反當收穫高の増加率の變遷過程を作物別に検討すると、吾々は、米穀のそれが他の作物のそれらに比べて際立つて大きく、し

かも年次を追つてこの間のひらきを大きくしてゐることに氣付くのである。かうして、米穀の反當收穫高の増加率は、昭和一〇年—一四年には四割七分といふ高率を示すにいたつた。之に比して朝鮮人の主食作物たる大麥以下雜穀のそれは著しく低く、玉蜀黍・豆類のそれにいたつては、逆に明治四三年に比してかなりの減少をすら示してゐるのである。このことは、從來總督府によつて採用され來つた朝鮮における農業開發政策の目指すところが奈邊にあつたかを何よりも明かに示すものである。

さて、以上に述べられたやうな朝鮮における米穀收穫高の増加は、同時に鮮米の内地移出力の増加となつてあらはれ、朝鮮をして内地に對する米穀補給地たらしめ、朝鮮の農民をして専ら内地人のための米穀生産者たらしめようとする總督府の努力は着々として酬ひられたものの如くである。即ち、鮮米の内地移出高は日韓併合以來次のやうな發展を示してゐる(第三表)。

第三表 鮮米の内地移出高(及び收穫高)

	内地移出高 (千石)	同上指數	收穫高 (千石)	同上指數
大正四年—八年	一、九九二	一〇〇	一三、六九四	一〇〇
大正九年—三年	三三、三三二	一六七	一四、五三三	一〇六
大正一四年—昭和四年	五、六九〇	二八六	一四、九一七	一〇九
昭和五年—九年	七、四八〇	三七五	一七、二六一	一二六
昭和一〇年—一四年	七五五五	三七九	二〇、五一七	一五〇
備考 農林大臣官房統計課「農林統計月報」昭和十八年五月より計出。				

右の表から明かなやうに、朝鮮產米の内地移出高は日韓併合以來年を追つて著しく増加し、昭和一〇年—一四年には七五〇萬石に上り、大正四年一八年の約三・八倍に達した。いまこれを收穫高の増加率と比較するならば、同じく第三表の下段に掲げた數字が之を明らかにするやうに、移出高

の増加率は收穫高の増加率よりもはるかに大きいのである。試みに昭和一〇年一一四年についてみると、收穫高の増加率が五割にとどまるに比して、内地移出高の増加率は實に二七割九分を示してゐる。

したがつて、朝鮮産米内地移出高の收穫高中に占める割合は次表の通りであり、年次を追つて著しい増加の傾向がみとめられる(第四表)。

第四表 鮮米内地移出高の收穫高中にしめる割合

大正四年一八 年	一五%
大正九年一一三 年	二三%
大正一四年一昭和四 年	三八%
昭和五年十九 年	四三%
昭和一〇年一一四 年	三七%
備考 第三表より計出	

即ち右の表の示すやうに、從來の内地移出高が收穫高のなかにしめる割合は、日韓併合後大正初年以來年々著しく増加し、昭和五年一九年には實に四三%に達した。つまりこの時期において生産された米穀の半ばに近い數量が内地向け移出にあてられたことになる。

それでは、このやうに收穫高の半ばに近い數量がよく内地に移出されたのは、一體どのやうな理由にもとづくものであるか。こゝにその答を要約するならば、これは専ら朝鮮の農民が、後にたち入つて述べられるやうな特殊な生産關係の下にたつて農業經營を營むことを餘儀なくされた爲、彼等の農家經濟が一般に甚しい窮乏に陥り、その結果やむなく米穀の消費はこれを最小限度に減少して、できうる限り多くの米穀を販賣用に振り向け、その代金を以て専らより廉價な満洲粟・外米の購入にあて、これを主食として辛ふじて貧困な生計を繋いでゐたといふ事情にもとづくのである。<sup>(6)</sup>したがつて、この場合、農家によつて販賣される米穀は、決して彼等の自家

消費分以上に出る餘剩米でなく、それはいはゞ彼等の生活の必要部分に該當する價値を體現するものなのである。つまり、鮮農によつて行はれる米穀の販賣は所謂「窮迫販賣」であり、その結果生じた内地向の米穀移出はまさに「饑餓輸出」とも稱さるべき現象にほかならなかつたのである。次に示す朝鮮における米穀消費統計はこの間の事情を何よりも明らかにする。

第五表 朝鮮における米穀消費高

	米穀總 消費高 <small>千石</small>	同上指數	米穀一人 當消費高	同上指數
大正四年一八年	一、七七	一〇〇	〇・七〇七	一〇〇
大正九年一一三年	一、一八六	九五	〇・六三八	九〇
大正一四年一昭和四年	九、七二七	八三	〇・五一二	七一
昭和五年十九年	九、〇〇〇	七六	〇・四四四	六三
昭和一〇年一一四年	一二、五三〇	一〇六	〇・六四一	九一
備考 美鎌澤「朝鮮における食糧問題の發展過程」〔農業經濟研究〕第一六卷第二號二七頁による。				

右の表から明かなやうに、朝鮮における米穀の消費高は、さきにみたやうな移出高及び收穫高の増加傾向に正に逆比例して、昭和九年にいたるまでは年次を追つて減少の一途を辿つてゐる。これは總消費高についても、一人當消費高についてもみとめられるところであるが、さきに述べたやうな朝鮮産米の内地移出高の増加が、専ら鮮農の側における米穀消費の被強制的節約にもとづくものであることは右の事實によつても明かであると思はれる。

ところで、右に述べられたやうな朝鮮における米穀事情は、支那事變以来最近にいたつて著しい變調を示してゐる。即ちいま先の第四表に再びたちかへつて、鮮米内地移出高の收穫高の中にしめる割合についてみると、さきに述べたやうな昭和九年までの増加傾向は、最近にいたつていささか

鈍化したものの如く、昭和五年一九年に四三%を示したこの割合は、昭和一〇年一一四年には三七%にまで低下してゐる。これは、この期における鮮米の内地移出高の増加が收穫高の増加に比して著しく小さかつたことを意味するものに他ならない。即ち、この期においては、收穫高の前期に對する增加額が三二五六千石に達するに比して、移出高の增加額は僅かに七五千石にすぎない。いまこれを前期に對する増加率として示すならば、收穫高の増加率が一九%なるに比して、移出高の増加率は僅かに一%にすぎないのである。つまり、このことは、收穫高の増加分のうちその大部分が鮮内消費に振り向けられ、その結果内地移出に振り向けられた部分が著しく減少したことの意味する。ここで再び第五表を振り返つて見るに、朝鮮における米穀消費高は、果して昭和一〇年一一四年には從來の遞減傾向を逆轉して、著しい増加への傾向を示しゐる。即ち、大正四年一八年を一〇〇とする指數は、この期においては、總消費高については前期の七六に對して一〇六を、一人當消費高については前期の六三に對して九一を示してゐるのである。

さてかかる米穀の鮮内消費高の急激な増加には二つの理由が考へられる。

即ち、先づこの期に入つて、支那事變の勃發を契機として北鮮に於ける重工業化の過程が飛躍的な發展をとげ、それに伴つてこの地域に著しい勤労人口の集中が見られたことが、その理由の一つであり、さらにこのことと同時に時局の進展に伴つて生じたインフレーションの波が漸く農村の内部にまで波及して、鮮農の生活水準を幾分なりとも上昇させ、その結果彼等の米穀消費高を幾分増加せしめたことがいま一つの理由である。

以上を要するに、朝鮮の農業は日韓併合以來夙に内地における主食作物・米穀の補給地としての地位にたゞしめられ、朝鮮の農民は、東洋民族の間

に本來的に具有される米穀嗜食の欲望を犠牲として、ひたすら内地人の消費にあてらるべき米を生産し、これを内地に供出すべき役割を負はされてきたのである。戦争經濟の進展に伴つて内地における米穀生産の諸條件がますます悪化し來り、從來から朝鮮の農民に對してあたへられてゐた内地に對する米穀供出者としての役割がますます重大性を加へ來つた現在、まさにこの時において、さきに述べた如く米穀の内地移出力の減退といふ事實が惹起されたといふことは朝鮮農民にあたへられた右のやうな歴史的使命に鑑みると、まことに憂慮すべき事態であるとみなされねばならぬ。そしてかかる事態が、さきにも一言したやうに、主として北鮮における重工業化過程の進展にもとづくものであるとするとならば、その傾向は今後も戰爭の進展に伴つてますます増大するものとしなければなるまい。したがつて、このやうな逆條件を克服して朝鮮における米穀生産力の一層の擴充をはかり、鮮農をしてより一層内地における食糧自給政策に協力せしめるために、米穀生産の現實的擔當者たる朝鮮農民に對してあたへられた米穀增産への任務は現在一層大を加へつゝあるといはれねばなるまい。

右のやうな事情を考慮するとき、さきに述べた朝鮮人農家人口の時局産業への動員計畫の實施に際しては周到な準備が要請されるわけである。動員の範囲が、彼等の米穀生産者としての役割を著しく阻害しない限度にとどめられねばならないからである。従つて、こゝでも、内地の農家において見られるやうな農工調整の問題が、なによりも速かにしかも合理的に解決さるべき問題として提起されるのである。そして、この問題に答へるために、吾々は何よりも先づ朝鮮の農家によつて行はれる農業生産がどのやうな社會的關係の下に、どのやうな構造をとつて行はれてゐるのである

か、そして朝鮮における農業人口乃至農業人口がかかる農業生産構造の内部においてどのやうな意義を有し、どのやうな役割を果してゐるのであるか——以上の關係を明らかにしなければならない。

## (II) 農業人口の性格把握に関する若干の

### 方法論的考察

朝鮮人農業人口の性格は、現在においては如何なる觀點に立つて把握されるべきであるか。さきに述べたやうに、現在朝鮮の農業人口に對して要望されてゐるところは、何よりも、戰局の苛烈化にともなつて軍需工業・重化學工業・礦山業において生じた夥しい量に上る勤労力に對する需要を満足すべく、之に充分な勤労力を補給することであり、さらに漸く逼迫を告げてきた食糧需給を調整するために、出來得る限り多くの米穀を内地に向けて移出することである。したがつて、朝鮮の農業人口乃至農業人口は、現在においては、何よりも時局産業及び農業における生産力の人的荷ひ手たる工業乃至農業勞働力としての側面において把握され生産力擴充の現代的要請との關聯の下に理解されねばならないと思はれる。これが平時であるなら農業人口乃至農業人口は、或は國民消費力の構成要素として、商品價値實現の立場から、即ち商品市場形成の問題に關聯して把握され、すんで彼等の生活水準維持・上昇の問題としてとりあげられることも重大な意義を有するであらうし、又とくに問題の対象が朝鮮人であることからして、上述した生活水準の問題と關聯して、専ら治安維持的警察的含みを以てとりあげられ、朝鮮人民生の問題・民族協和的民族政策の問題として取扱はれることも可能であるし必要なことでもあらう。しかし戰時においては、國の一切の政策は戦力の培養基盤としての生産力増強の一間に集中されねばならない。そこでは、あたかも社會政策が、勞資協調を目的と

する分配政策としての舊來の性格を勞働生産力昂揚を目的とする生産政策にまで止揚さるべきであると同様に、民族協和を目的とする舊來の民族政策も、民族勤労力の生産性を増強し、之を高度に戰力化せんがための民族勤労政策にまでたかめられねばならないのである。勿論この場合においても分配政策乃至民族協和政策の具體的内容をなす朝鮮人農民の生活維持・確保の問題は決して無視されることを許されない。この問題はむしろ戰時においてこそますますよくその合理的解決が要望されるものではあるが、この場合においてもこの問題は現在においてはあくまで民族勤労力保全の側面において、民族勤労力昂揚の問題との關聯の下にとりあげられねばならないと思はれるのである。

以上において、吾々は朝鮮人農業人口の性格が、現在においては、なによりも先づ時局産業並びに農業における生産力の人的要素たる勞働力としての側面において把握さるべき要請の下にたゞされてゐることを明かにした。それでは右の角度からする朝鮮人農業人口の性格把握は具體的には、いかなる手續をとつてなさるべきであらうか。先づこゝでは、一般に農業人口の性格把握のための手續乃至方法論に關する簡単な序説から出發しよう。

一般に農業生産の過程は、生産の主體的要素としての人間勞働力が、土地、農機具、役者、建物、灌漑装置その他の勞働手段と結合して、一體としての勞働組織を形成し、これを以て、土地、種子、肥料、灌漑水等の勞働對象に働きかけることによつて、作物の有機的成長過程を助成するといふ構造をとるものであるが、この場合、人間勞働力と勞働對象との結合によつて形成さるべき勞働組織は、一の組織された技術であり、農業生産力展開の物質的基礎をなすものである。<sup>(8)</sup> したがつて、生産力の人的要素としての人間勞働力は、技術的な觀點からみると、あたへられた勞働手段

に對する一定の質的並びに量的な適應關係にたつものである。それ故、生産力要素としての人間勞働力の質並びに量は、之と結合さるべき勞働手段の性質と規模、就中農地の規模によつて技術的に決定される。たとへば廣大な農地は機械の農業生産過程への導入を可能ならしめ、農業に於ける大規模經營成立のための技術的的前提をなすものであるが、このことは同時に農業勞働の節約を齎すとともに、農業勞働力をして専ら機械的雇傭勞働たらしめる傾きをもち、之に反して零細なる農地は、一般に機械の農業生產過程への導入を技術的に不可能ならしめ、農業經營をして専ら農家家族員の手勞働のみにとづく家族勞作的經營たらしめる傾向をもつ。勿論この場合、農業生産の行はれる自然環境の影響も無視されえざるものであるといふまでもない。

ところで右のやうな大規模經營は専ら米國或は英國の農業において典型的な發展をとげたものであるが、いまこれら諸國の農業における近代的大規模經營の成立過程を顧るとき、吾々は、それが土地所有の近代化と資本主義的地代形態の確立をまつてはじめて成立し、その上にたつて展開されたものであることを知るのである。之に反して、勞働集約的な家族勞作經營は、いままほ東洋諸國の農業の中に典型的な形態をとつて廣汎にわたつて殘存せしめられてゐるのであるが、このことは、主としてこれらの地方において、土地所有近代化的過程がきはめて緩慢かつ不徹底であり、いままほ封建的な地代形態が根強く殘存せしめられてゐるといふ歴史的・社會的條件にもとづくものと考へられるのである。<sup>(9)</sup>「利潤」部分を完全に蔽ひつくすほどの高率なる地代率の慣行が、農業生産者のもとに「資本」の蓄積を許さないからである。

右にのべたところから明かなやうに、農業生産の技術的構造を決定し、

農業勞働力に對して一定の性格を賦與するものは、直接には勞働手段の規模と性質とであり、窮局的には勞働手段中最も重要な役割を果たすべき農地に對する所有關係に他ならないのである。そしてかゝる土地所有關係が、一定の歴史的社會的條件の下に成立した當該農業社會における基本的な生産關係をなすものである事云ふまでもあるまい。こゝに吾々は、農業における生産關係の生産力に對する規定的な關係を認めることができ、農業における經濟の技術に對する優位を確認することができる。農業要約しよう。農業生産力の人的要素たる勞働力のもつ性格を決定するのは、これと技術的に結合さるべき勞働手段の規模と性質、就中農地の規模であり、しかもかゝる農地の規模を決定し、農業生産の技術水準即ち當該社會における農業生產力の發展段階を規定づけるものは、當該社會において一定の歴史的社會的條件の下に成立を見た土地所有關係即ち農業における基本的生産關係なのである。したがつて、いま農業生産力の人的擔ひ手としての農業勞働力を社會的大量的に把握し、これを農業(勞働)人口として把へるならば、かかる農業人口のもつ性格を合理的に理解するためには吾々は、以上のやうな農業生産の技術構造と經濟機構との相互的關聯性にともづき、何よりも先づ、これを右の關聯の内部において把握しなければならないと思はれるのである。

したがつて以下において吾々は、さきに述べたやうな實踐的要請にもとづき、朝鮮における農業人口をなによりも生産力の人的擔ひ手たる農業勞働力として理解するとともに、同じく右に述べたやうな方法的要請にもとづき、これを朝鮮の農村を支配する經濟機構と朝鮮の農業生産にあたへられた技術構造との相互關聯性の内部において、いはゞ機構的に之を把握しようと思ふのである。

### (III) 朝鮮における土地所有の特質

それでは朝鮮における農業生産の現實的擔當者たる三百萬の農家は、現在如何なる土地所有關係の下において生産活動を營み、彼等の農業生産は如何なる技術構造をとつて行はれてゐるのであるか。

先づ、土地所有關係の考察からはじめよう。

朝鮮における土地所有のなかに見られる第一の特徴は、日韓併合と同時に開始され八年の長時日を費して大正八年にいたつて漸く完了した土地調査事業によつて法的外被の上からではあるが土地所有制度の一應の近代化が行はれて以來、自作農及び自小作農の土地喪失による小作農への階層的轉落の過程と土地所有の地主の掌中への集中の過程とが大規模に進行し、その結果すでに全農地の大部分が地主の所有に歸してゐるといふ事實である。先づこのことを明かにするために大正八年以降における自・小作農戸數の變遷過程に一瞥を投じよう(第六表)。

第六表 朝鮮における自・小作別農家戸數の變遷

年	自作農家		自小作農家		小作農家		計
	戸 千戸	指 數	戸 千戸	指 數	戸 千戸	指 數	
大正八年	六〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇〇
大正十三年	六九	一一五	一〇一	九四	九三	一二四	二二三
昭和四年	九一	九四	八六	八七	一三一	一三六	三〇八
昭和九年	五三	九四	七三	九〇	一五〇	一五六	三七九
昭和一四年	七〇	八九	七九	六八	一五三	一五七	三〇三

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出

右の表から明かなやうに、朝鮮における農家戸數の變遷過程を特徴づけるものは、何よりも先づ自作農戸數及び自小作農戸數の急激な減少傾向と小作農戸數の同じく急激な増加傾向とである。即ち、自作農家は

大正八年の六〇〇千戸から昭和一四年の五四〇千戸までこの二十年間に約六萬戸即ち一〇%の減少を示し、自小作農家も大正八年の一〇四六千戸から昭和一四年の七一九千戸まで、同じくこの間に三三萬戸、三〇%以上の減少を記録してゐる。之に反して、小作農家は大正八年の一〇〇四千戸から昭和一四年の一五八三千戸まで同じ期間に逆に五八萬戸以上の増加を示した。實に六〇%の増加率である。このやうな現象は、この期間において、朝鮮の農村における自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落の過程が急速に進行したこと意味するものであるが、これを土地所有の側から見るときは、このことは同時にこの間小作地の地主の掌中への集中の過程が急速に進行し、農村の内部における階層的分化が一層鋭く推し進められたことを意味するものに他ならない。

ところで、右のやうな自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落による小作地の地主の掌中への集中過程が最も急激に進行したのは、右の表が示すやうに昭和四年から八年までにかけての五年間である。即ちこの五年の間に、自作農家は約四萬八千戸、自小作農家は約一六萬戸の減少を示した。つまり、自作農家についてみると、大正八年から昭和一四年までにいたる二十年間に減少した農家数の約八割があたかもこの五年の短期間のうちに減少したことになり、自小作農家についてみると、同じく右の二十年間に減少した農家戸数の約五割が、この五年の間に減少したことになる。之と逆に小作農家はこの五年間に約二八萬戸の増加をみたのであるが、これは大正八年から昭和一四年までにいたる二十年間に増加した小作農家戸数の四割八分に當る。

ところで右の昭和四年から昭和八年までにいたる時期は、あたかも昭和五年に勃發した世界經濟恐慌が農業恐慌にまで展開し、農村の不況が最も

深刻化した時期に當るのであるが、この事實を顧るとき、吾々は、農業恐慌が朝鮮の農家に對して如何に深刻な打撃をあたへ、自作及自小作農の階層的轉落過程を如何に促進し、農村における階層分化を如何に尖銳化せしめたかを了解することができると思ふ。朝鮮農家のよつて立つ經濟的地盤の脆弱性は、右の事實のなかに最も明瞭に露呈される。

さて、右の結果、朝鮮における自・小作農家戸數の農家總戸數中にしめる割合は次のやうな變化を閲した(第七表)。(但し、左表においては火田民・被傭者戸數は農家總戸數から除外されてゐる。)

第七表 朝鮮における自・小作農家の割合

	自作農家	自小作農家	小作農家	計
大正八年	三三・七%	三九・五%	三七・九%	一〇〇・〇
大正一三年	三三・七	三四・八	四二・五	一〇〇・〇
昭和四年	二二・四	三三・一	四六・五	一〇〇・〇
昭和九年	一九・二	三五・五	五五・三	一〇〇・〇
昭和一四年	一九・〇	三五・三	五五・七	一〇〇・〇

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出。

右の表の示すやうに、小作農家戸數の農家總戸數中にしめる割合は、大正八年には三七・九%であつて自小作農家(三九・五%)よりも小さい割合を示したのであるが、昭和一四年にはそれは農家總戸數の五五・八%をしめ、朝鮮農家の過半数をしめるにいたつた。いまこれに自小作農家の二五・三%といふ割合を加へるならば、朝鮮においては、何等かの程度において農業經營に關して地主に依存してゐる農家の數は現在では實に總農家の八割以上をしめることになる。之と逆に自作農家戸數は農家總戸數の僅か二割にも充たない。

右に述べたやうに、自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落によ

つて小作地が大規模に地主の掌中へ集中せしめられた結果として、現在においては朝鮮における土地所有の支配的形態は地主的所有であり、自作農による農民的所有は之に比して全く副次的な意義を有するものにすぎなくなつてゐる。このやうな朝鮮における土地所有のもつ特質は、朝鮮における自・小作農家戸數の農家總戸數中にしめる割合を内地のそれと比較してみれば一層明かとなる。即ち内地における自・小作農家戸數とそれが農家總戸數の中にしめる割合とは次表の示す如くである(第八表)。

第八表 内地における自・小作別農家戸數とその割合

	自作農家		自小作農家		小作農家		計
	戸數	割合	戸數	割合	戸數	割合	
昭和四年	二七七	三一・三	三三〇	三三・三	二六六	二五・五	八〇〇
昭和九年	二七〇	三一・〇	三三〇	三三・九	二五三	二五・六	八〇〇
昭和一四年	一七〇	三一・〇	三三〇	三三・九	二五五	二五・六	八〇〇

備考 農林省官房統計課「農林統計表」より計出。

右の表の示すやうに、内地における各階層農家のうち最も多いのは自小作農家であつて、たゞへば昭和一四年には自小作農家戸數は農家總戸數の四二・五%をしめ、總農家の殆んど半ばに當つてゐる。之につぐものは農家總戸數の三一%をしめる自作農家であり、小作農家は最も少く農家總戸數の僅か二六・六%にすぎない。しかも右表に示されるやうに、自作及び自小作農家は何れも昭和四年一八年の農業恐慌期を通じてもその數を減ずることなく、むしろ逆に、この時期において前者は約三千、後者は約六千の増加をすら示してゐる。このことは内地農家の中堅をなす自作農・自小作農のよつて立つ經濟的地盤の強靱性を物語るものに他ならず、同時にこのことはこれらの自作・自小作を中軸として形成される吾が國農村經濟の健全性の證左とするに足りるものである。右のやうな内地農家の動きを顧ると

き、さきに指摘したやうな朝鮮農家の動向は、朝鮮の農村における階層的分化の異常な鋭さを理解せしめるとともに、朝鮮農家のよつてたつ經濟的地盤の脆弱性をも明瞭ならしめるものである。

農業恐慌が朝鮮の農家に對して如何に大きい打撃をあたへ、自作及び小作農家の所有地喪失による小作農家への階層的轉落過程を通じて、如何に農村における階層的分化過程を促進したかは先に述べた通りであるが、吾々はさらに農業恐慌の朝鮮農村に及ぼした深刻な影響を、この期間を通じて火田民及び農業被傭者戸數が著しく増加したといふ事實のなかにもうかがひ知ることができる。

火田民戸數が「農業統計表」に掲げられたのは昭和元年以降のことであるが、火田民戸數(但し兼火田民戸數を除く)のこの年以降の變遷は次の通りとなつてゐる(第九表)。

第九表 火田民戸數の變遷

昭和一年	火田民戸數	同上指數
三四、三一六	一一〇〇〇	
三四、三三二	一一〇〇〇	
八一、二八七	一二三六・九	
六九、二八〇	一二〇一・九	

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出。

火田民とは専ら半島の北部並びに中部山嶽地帶において原始的な燒畑耕作を營み、食糧を求めて轉々として山中に移動をつゞける農民群のことであるが、その數は右表の示す通り、昭和四年から昭和九年までの間に約一・四倍の増加を示してゐる。これは、この期間を通じて、舊來の小作農にして小作料不納のために小作權を喪失し、火田民の群に投じた者が夥しい數に上つたことを意味するものに他ならない。即ち農業恐慌の小作農に及ぼ

した深刻な影響の程を推測せしめるものである。なほ昭和九年以降には火田民戸數の急激な減少が認められるのであるが、これは支那事變勃發以来、彼等の工場・礦山への就労が著しく増加したことを物語る。

農業恐慌が朝鮮農村における階層分化の過程に及ぼした深刻な影響の程を、吾々はなほ、土地所有から解放されてゐるばかりでなく、土地利用からも切り離された農業被傭者戸數がこの期間を通じて夥しく農村に蓄積されたといふ事實のなかにも認めることができる。農業被傭者戸數が官廳統計面にあらはれたのは昭和八年以降のことなので、農業恐慌以前に比して彼等の數が果してどれだけ増加したかを正確に知ることはできないのであるが、官廳統計において昭和八年にいたつてはじめて農業被傭者戸數の集計が行はれたといふ事實そのものが、農業恐慌の過程を通じて被傭者戸數が著しく増大し遂に之を無視することができなくなつたといふ事實を推測せしめるものではないであらうか。左表(第一〇表)の示すやうに、昭和八年には農業被傭者戸數は九萬三九八四戸に上り、爾來累年増加して昭和二年には一一萬七〇四一戸に達してゐる。即ち、農業被傭者戸數はこの五年間に一割四分といふ著しい増加率を示してゐるのである。

第一〇表 農業被傭者戸數の變遷

昭和八年	農業被傭者戸數	同上指數
九三、九八四	一一一、七七一	一一〇〇〇
一一、一二年	一一七、〇四一	一一八・九
一四年	一二一、六三四	一二四・五

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年より計出。

ところで右の表の示すやうに、農業被傭者戸數は昭和一二年以降累年減少を示してゐるのであるがこのことは、支那事變勃發以來、時局産業の活

況にともなつて、工場・礦山労働者として農村から工場・礦山に流出した者が、農村における各階層の中先づ何よりもこれらの農業被傭者層を中心とするものであつたことを物語るものにほかならない。

以上において、吾々は、朝鮮において土地制度が近代化されて以來最近にいたる二十年間とくに昭和五年—八年の恐慌期を通じて自作及び自小作農家の土地喪失による小作農への階層的轉落と小作農家の小作權喪失による火田民並びに農業被傭者への轉化の過程が如何に急激に進行し、農村における階層分化が如何に尖銳化せしめられたかを述べ來つたのであるが、これをより一層たち入つて道別に觀察するならば、右の過程が全南北・慶南北の南鮮四道においてとくに激烈であつたことが分る。いま自・小作別農家戸數の變遷を道別に觀察するなら次表(第一表)の如くである。なほ昭和四年以前の戸數は、道別統計がえられなかつたからこゝには掲げられない。

第一表 朝鮮における自・小作別農家戸數の變遷(道別)

	自作農家		自小作農家		小作農家		計	
	戸數 千戸	指數	戸數 千戸	指數	戸數 千戸	指數	戸數 千戸	指數
全南道	昭和 九年	100.0	二三	100.0	二四	100.0	三三	100.0
		100.0	一七	100.0	一六	100.0	一五	100.0
全北道	昭和 九年	100.0	一四	100.0	一三	100.0	一三	100.0
		100.0	一四	100.0	一三	100.0	一三	100.0
慶南道	昭和 九年	100.0	二二	100.0	二一	100.0	二一	100.0
		100.0	一九	100.0	一八	100.0	一八	100.0
慶北道	昭和 九年	100.0	一四	100.0	一三	100.0	一三	100.0
		100.0	一三	100.0	一二	100.0	一三	100.0

忠南道	昭和 四年	10	100.0	10	100.0	10	100.0	10
忠北道	昭和 四年	八	九〇	八	九〇	四	八一〇	一〇
京畿道	昭和 四年	八	九〇	八	九〇	三	九一	一〇
江原道	昭和 四年	五	九〇	五	九〇	一	九一	一〇
黃海道	昭和 四年	五	九〇	五	九〇	一	九一	一〇
平南道	昭和 四年	四	九〇	四	九〇	一	九一	一〇
平北道	昭和 四年	三	九〇	三	九〇	一	九一	一〇
咸南道	昭和 四年	二	九〇	二	九〇	一	九一	一〇
咸北道	昭和 四年	一	九〇	一	九〇	一	九一	一〇
威北道	昭和 四年	一	九〇	一	九〇	一	九一	一〇
備考	朝鮮總督府「朝鮮統計年鑑」による。							

右の表をとくに昭和四年から昭和九年までの農業恐慌期を通ずる農家戸

數の變遷に注目して検討するならば、この期間における自作及び自小作農家の減少は、殆んど各道を通じてひとしく顯著にみとめられるところであるが、小作農家の増加は地域によつてかなり相異し、とくに南鮮四道の増加率は概して中北鮮に比して著しく低いことが分るのである。これはどのような理由によるものであるか。もともと南鮮地方は京畿とともに古くから朝鮮における米作の中心地であり兩班貴族による大土地所有が廣汎に行はれ來つた地方であるが、江華開港條約締結（明治九年）を契機として朝鮮に進出した内地土地資本による大土地所有も主としてこの地方に據るもののが多かつたから、この地方は日韓併合以前から夙に大土地所有の支配の下におかれて、しかもこれらの巨大地主は後にたちいつてのべられるやうな理由にもとづいて自ら農業經營に從事することなく、専らその所有地を零細な耕地に分割し土地を喪失した農民をして小作せしめたから、この地方は夙に零細小作經營の密集地帯となしてゐたのである。ところで日韓併合後行はれた商品經濟の農村社會への浸潤に伴ふ農民經營の零落と之に伴ふ商業高利貸資本の農家經濟への喰ひ込みの過程は、この地方において最も顯著であつたから、右の結果生じた獨立農民の土地喪失もこの地方においてとくに深刻であつた。したがつて、南鮮地方の農村においては、昭和農業恐慌以前から自作及自小作農の土地喪失による小作農への階層的轉落の過程は既にきはめて廣汎にわたつて行はれてゐたのであり、したがつて農業恐慌は、農村における階層分化を、小作農の小作權喪失による農業勞働者への轉化といふ新たな段階におしすませたのであつた。それ故、農業恐慌の時期を通じて、自作及び自小作の小作への階層的轉落の過程は南鮮においても顯著にみとめられたのであつたが、それと同時にこの地方においては小作農家の小作權喪失による農業勞働者（或は火田民）への轉化の過程が

これと並んで大規模に進行したから、結局小作農家の純增加率は、右の表において示されるやうに、他の地方に比べてかなり低くなつてゐるのである。さらに、右表において昭和九年から昭和一四年までの時期における小作農戸數の變遷についてみとめられ、南鮮における減少傾向と中北鮮における増加傾向との著しい對照も、右に述べられた理由にもとづくものと思はれる。即ち、自作及自小作農家の小作農家への階層的轉落による階層分化の過程がゆきつくしすでに小作農家の過飽和狀態に達してゐた南鮮における農村は、支那事變の勃發に觸發されるやこゝに急激な分解運動をおこしはじめたのである。零細小作農家の農業離脱は、被傭者のそれとともに南鮮において最も廣汎深刻に行はれつゝあり、南鮮における最近における小作農減少の傾向もこの事實を示すところのものに他ならない。之に反して中北鮮において最近においても尙小作農戸數が増加をつゞけてゐるのは、これらの方において農村における自作及び自小作農の小作農への轉落による階層的分化の過程がいままほ進行中であることを示す。つまりさきに見られた南鮮における農村分解の現象は、中北鮮における農村分化現象のより一步進んだ段階であると考へられるのである。

さきに述べたやうに、南鮮地方においては農業恐慌の時期を通じて農村における階層分化の過程は、中北鮮におけるよりもより一步進んだ段階にまで推し進められ、自作及自小作農家の土地喪失による小作農への階層的轉落の過程と併行して、小作農家の小作權喪失による農業被傭者への轉化の過程が急速に進行し、多數の農業被傭者が農村に累積せしめられた。そこでいまこのことを被傭者の側から明かにするために、左に道別に農業被傭者戸數の總數中にしめる割合の變遷を示すことにする（第一二表）。



第一三表 道別農家の階層別構成（昭和一四年）

	自作農家	自小作農家	小作農家	昭和四年	昭和九年	一四年	一九年五	八八年	二五七八	一五七八	一一八六	一二〇六
南	二〇・二%	二五・七%	五四・一%	二〇〇五	九三・二	一四五	一九二八	八九・六	二五七八	一一八六	一八・六	一二・八
北	五・二	一九・三	五三・五									
南	一五・四	三一・一	五三・五									
北	二〇・八	三一・八	四七・四									
南	八・四	二四・三	六七・三									
北	一三・二	二三・三	六三・五									
南	七・九	三一・九	七〇・二									
北	二四・三	二八・五	四七・二									
南	二五・五	二三・七	六一・一									
北	二五・〇	二六・四	五三・三									
南	三八・一	三〇・〇	五八・一									
北	五五・四	三五・七	三一・九									
南	一八・九	五八・一	四二・一									
北			五七・九									
咸												
南												
北												
咸												

第一五表 自・小作別耕地面積の割合

自作地	小作地
四九・八%	五〇・二%
四九・五	五〇・五
四五・〇	五五・〇
四五・八	五七・二
四五・一	五七・九

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年による。

第一四表の示すやうに、自作地面積は大正八年の二二五二千町歩から昭和一四年の一九〇五町歩まで、この二十年間に二四七千町歩減少し、

步だけ増加した。つまりこの間、自作地が一・四%の減少率を示してゐるに對して、小作地即ち地主所有地は、同じ期間に逆に一〇・六%の増加率を示したことになる。したがつて、第一五表に示されるやうに小作地面積の總面積中にしめる割合は、大正八年には五〇・二%であつたが、昭和一四年には五七・九%となつた。即ち現在においては、朝鮮における耕地の約五分の三までがすでに地主の所有に歸してゐるのである。いまこれを

第一四表 自・小作別耕地面積の變遷

自作地	小作地
面積指數	面積指數
大正八年 二二五二千町 一〇〇〇	一二七三千町 一〇〇〇

なほ、こゝでも小作地の地主の掌中への集中は、南鮮地方において特に著しいものがある。いま、試みに昭和一四年現在における耕地面積の自・

小作別割合を計出するならば次の通りである(第一六表)。

第一六表 道別自小作面積の割合(昭和一四年)

	自作地面積	小作地面積	同上割合	
			自作地	小作地
全 南 道	二〇一 千町	三三一 千町	四六・五%	五三・五%
全 北 道	五七	一八九	三三・二	七六・八
全 南 道	一〇二	一七七	三六・六	六三・四
全 北 道	一六九	二二七	四三・八	五六・二
慶 忠 道	七〇	一八二	二七・七	七二・三
慶 忠 道	五三	一〇六	三三・三	六六・七
畿 道	一二三	二八二	二八・四	七一・六
畿 道	一八〇	一七七	五〇・四	四九・六
京 原 道	一九四	三六九	三四・五	六五・五
京 原 道	一六八	三三四	四一・八	五八・二
海 海 道	一五三	三五九	三七・〇	六三・〇
咸 南 道	二八一	一三九	六六・九	三三・一
咸 北 道	一六六	五八	七四・一	二五・九
備考	朝鮮統督府「農業統計表」昭和一四年による。			

いのである。

以上において吾々は、朝鮮における耕地の地主の掌中への集中の程度が一般に内地におけるよりもかなり高く、とくに西南鮮地方において著しいものがあることを明かにしたのであるが、しかもこゝに吾々の注目に値することは、右のやうな土地集中の過程が、朝鮮においては同時に専ら大地統計表には所有地廣狹別農家戸數を掲げてゐないので、この點に關する正確なデータは得られないが、いま久間健一氏による推定によれば、朝鮮における土地所有の一般的状況は次の通りである(第一七表)。

第一七表 朝鮮における所有地廣狹別農家戸数

	所 有 者 數	同上割合	推定所有面積		同上割合
			千町	九・〇%	
反 未 滿	二〇八六・三八一	五一・二%	五三一	九・〇%	
反 一 町	七五五・五四八	一九・一	五七四	一〇・〇	
町 一 二 町	五五七・八四八	一三・九	八三六	一四・五	
町 一 三 町	三六七・八五三	六・六	六六九	二・六	
町 一 五 町	三二七・一六七	五・三	八二六	一四・三	
町 一 〇 町	一一一・〇〇一	三・〇	九〇七	一六・一	
町 一 一 〇 町	一〇・三八二	一	五三一	九・〇	
町 一 二 〇 町	三〇 町一五〇町	一	五九	一・〇	
町 一 三 〇 町	六三・八二	一	三九	四・一	
町 一 一 〇 〇 町	二二・四九	一	一六八	二・九	
町 一 一 五 〇 町	四七六	一	五九	四・五	
町 一 二 〇 〇 町	一九	一	三三	五・五	
町 一 三 〇 町	一四三	一	二五	三・五	
町 一 一 〇 〇 町	一〇〇	一	一〇〇	一〇・〇	
計	四〇七〇、四八七	100・0	五七五四	100・0	

即ち、小作地割合が耕地總面積の七割以上をしめる道は、全北・忠南・京畿の三道に及び、同じく六割以上をしめる道は、慶南・忠北・黃海・平北の四道に及んでゐる。以上から直ちに知られるやうに、小作地の割合は一に西南鮮地方に多く、之に反して、東鮮の中部及び北部は自作地の割合がはるかに小作地のそれを凌いでゐる。即ち、小作地割合は江原道においては四九・六%、咸南・咸北においては僅かに三三・一%及び二五・九%にすぎない。

備考 久間健一「朝鮮農業の近代的様相」による。

右の表は、朝鮮における土地の大地主の掌中への大規模な集中状態を何よりも明かに示すものである。即ち右の表に明かなやうに五十町歩以上の大地主は土地所有者總數の千分の一にも充たない少數であるにも拘らず、耕地總面積の約七%を所有してをり、さらにまた百町歩以上といふ巨大地主になると土地所有者總數の實に何萬分の一にすぎないが、その所有面積は實に耕地總面積の約四%をしめてゐる。そしてかゝる大地主の頂點に位するものが、公稱資本金五千萬圓、社有地面積總數一四萬五三六町歩（昭和十二年）を有する東洋拓殖株式會社なのである。右に述べたやうな大地主は、おほむね都市に居住し、金晉・農監等をして小作地の管理並びに小作物の徵收をなさしめ、専ら、小作料收入のみに依存する不在地主である。

土地所有を特徴づける一つの大きな特徴である。

以上において吾々は土地制度の近代化が完了して以來、最近にいたるまで、とくに昭和五年から昭和八年までの農業恐慌の時期を通じて、朝鮮の農村において、自作農及び自小作農の小作農へ、小作農の火田民及び農業被傭者への階層的轉落の過程が急速に進行し、この過程を通じて農地の地主層への集中の過程が大規模に行はれ、その結果現在においては朝鮮における農地の半ば以上が地主の所有に屬し、地主的 ownership が朝鮮における地主的 land ownership は一體どのやうな歴史的性格を有するものであらうか。

土地所有のもの歴史的な性格は、その上にたつ小作料徵收關係の中に最も明瞭に露呈される。したがつて、吾々は朝鮮における土地所有のもの歴史的性

史的性格を明瞭ならしめるために、先づ朝鮮に行はれる小作慣行にたち入つた考察を加へねばならない。

さて朝鮮における小作慣行の第一の特徴は、現物納が地代支拂の支配的形態となつてゐることである。即ち、いま朝鮮總督府の「朝鮮ノ小作慣行」によつて現行小作における現物納・代金納・金納の小作契約總數に對する割合を見るに、この割合注査にあつては現物納九割三分九厘、代金納三分八厘、金納二分三厘、田にあつては現物納九割二分一厘、代金納四分、金納三分九厘となつてをり、田査何れにおいても現物納が小作契約の大部分をしめてゐる。<sup>(10)</sup> 金納・代金納は、主として官公有地に行はれ、專賣作物である煙草、藥用人蔴、警察取締令によるケシ、及び特定獎勵作物である甜菜等に關して見られるにすぎない。<sup>(11)</sup> なほ、注目すべきことは、朝鮮においては、いまなほ、各地において種々の名稱の下にかなりの範圍にわたつて勞働地代制の殘存がみとめられることである。中鮮以南における「行廊人」、「狹房人」、「次戸」、西北鮮における「狹房人」、「農幕人」等がこれであるが、「朝鮮ノ小作慣行」は彼等の數を約四萬戸内外と數へてゐる。<sup>(12)</sup> 彼等は、或は地主の居家宅の一部に居住し、或は地主からその居宅の附近にあたへられた獨立した小家屋に住み、地主に對する封建的な人格的隸屬關係の下にたち、男子は農耕・燃料の採集・堆肥の製造その他の勞働を、女子は水汲・洗濯・炊事等の勞働を地主に對して提供する。その代り彼等は小作地として比較的良地を多く與へられ、その小作料も概してきはめて低廉であり、なほ、狹房人・農幕人にあつてはその上に比較的よい蔬菜園、耕牛を無料で貸與され、農具、肥料、種子或は食料の一部を無料或は好條件で地主から貸與されるのである。<sup>(13)</sup>

態であるが、このやうな労働地代制は、西歐においてはやがてこの下にあつて緩慢ながら徐々に發展をつづけた農業生産力のより一層の展開に對する桎梏と化し、やがて物納地代制に轉化せしめられるにいたつた。かゝる勞働地代の物納地代への轉化の過程は英國・ドイツ等の西歐諸國においては、早くも八・九世紀にすでに見られたところであるが、かくして成立した物納小作制は、その後都市の勃興と商品生産の發展とともに、貨幣經濟が農村社會の内部に浸潤し來り、農業の商品生産化が進行するに伴つて、漸次に廢止され、一五・六世紀にいたるや之に代つて金納地代がかなり廣汎に普及されるにいたつた。したがつて金納地代制は農業の商品經濟化と表裏をなし、資本主義的農業における地代形態を代表するものと考へられる。以上のやうな農業における地代形態發展のあとを顧るとき、さきにのべたやうな朝鮮の農業の中にみとめられた物納地代制の支配的存在と勞働地代制の殘存といふ事實は、この地における土地所有がいまなほ、西歐諸國のそれと異り多分に封建的性格を殘存せしめてゐるものと考へられる。

朝鮮における小作慣行の第二の特徴は、これを小作料徵集様式から見る場合、現在なほ分益小作が定額小作に比してかなり優勢であるといふ事實である。定額小作は「定租」と稱し、小作契約締結と同時に豫め一定の小作料額を定め、この約定小作料を地主に納付するものである。分益小作には「打租」と「執租」とがあり、「打租」とは小作地の作物の收穫調製時に地主が立會の上實收穫を一定の率によつて地主・小作間に分配するものといひ、「執租」とは收穫前小作地作物の立毛中に地主・小作人立會の上その作柄を檢見し、一定の率によつて小作料を徵收するものをいふ。いま同じく「朝鮮ノ小作慣行」によつて、定租・打租・執租小作の行はれる割合を見ると、番においては小作契約總數の三割二分が定租、五割二分が打租、一割

六分が執租となつてをり、田においては六割六分が定租、三割八分が打租、一分四厘が執租となつてゐる。<sup>(14)</sup> 田の小作に比較的定租の多いのは、番の小作に比し田においては間作・混作及び裏作の慣習あり、作物の種類も多く、したがつて小作料の決定が困難であり、その徵收が複雜であること、並びに田の小作地は番の小作地に比べてその作物の貨幣價値少くその小作關係が一般に輕視されてゐることにもとづく。したがつて西北鮮地方の如くに田作を主とする地方においては、番田の間の經濟的價値の差少く、且つこれらの地方においては又古來打租の慣習が廣く行はれてゐたため、現在においても田の小作に打租が多いのである。<sup>(15)</sup> なほ、總督府によつて發表された「農家經濟の概況とその變遷」により、調査の對象をされた小作農家一七二八戸に關して、昭和一三年における小作形態別割合をみると次の如くである(第一八表)。但し右表において南鮮とは、全南、全北、慶南、慶北の四道を、中鮮とは京畿、忠北、忠南、江原の四道を、西北鮮とは黃海、平南、平北、咸南、咸北の五道を含む(以下之に同じ)。

第一八表 朝鮮における小作契約の小作形態別割合

	南 鮮	中 鮮	西 北 鮮	全 鮮
番	定 租	打 租	執 租	
田	六八・三	四〇・九	三一・四	四五・三
定	二四・五	五五・六	七五・九	四三・六
打	八五・三	三・五	二・六	一一・〇
執	七九・〇	四一・一	五五・二	
租	二〇・六	五八・〇	四三・二	
六・八	〇・四	〇・九	一・五	

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」(第二部)による。

右の表によれば、番においては、定租の割合は總數の四割五分、打租の割合は四割四分、執租の割合は一割一分となつてをり、田においては定租

の割合は總數の五割五分、打租の割合は四割三分、執租の割合は一分五厘となつてゐる。之をさきにあげた昭和五年の「朝鮮ノ小作慣行」にあげられた割合と比較するならば、畠において定租の割合がかなり増加し、之に反して打租の割合がかなり減少したことがみとめられる。とくに南鮮においては畠の定租が著しく大きくなつてゐるが、これはさきに述べたやうに、南鮮においては内地人營農會社を主とする巨大不在地主が多く、之等の巨大不在地主の小作地が専ら定租を採用してゐることによるのである。<sup>(16)</sup> 打租・執租等の場合には小作料額の基礎としての收穫額を決定するにさいして地主が實地に立會はねばならず、したがつて複雑な手數を要するばかりでなく、この場合小作人との間に種々の問題を惹起するおそれがあるから不在地主は専らこのやうな手數を省くために定租を採用するものと思はれる。

なほ一般に内地人營農會社をはじめとする南鮮の巨大地主經營は、その擁する豊富な資本力を傾けて灌漑を主とする大規模な土地改良に永年にわたつて多大の努力を傾け來つたため、これら巨大地主の所有する小作地には一般に水利安全畠が多く、したがつてこれらの小作地は風害、旱害、水害等の天災による被害も少く、比較的安定した收穫をあげうるのである。それ故これらの小作畠においては、農業經營は専ら小作人の責任において行はれ、肥料、農具、種子等も悉く小作人の負擔するところであり地主が農業經營へ干渉する必要は少い。つまりこゝでは地主と小作人との關係は他の地方にくらべては比較的的人格的隸從の關係を脱却して専ら土地の貸借にもとづく債權的關係にもとづくものとなつてゐるのであるが、このやうな事情が南鮮において定租を支配的たらしめてゐる大きい原因であると思はれる。「朝鮮ノ小作慣行」にも「…併合後ニアリテハ畠ニアリテハ灌漑施設ノ完備ソノ他ニヨリ從來ノ打租、執租ヲ廢止シ定租小作トスルモノ增加

シ以テ今日ニ至レリ。」とある。<sup>(17)</sup>

ところでこのことは、逆に中鮮並びに西北鮮において、いまなほ分益物語るものとなる。つまりこれらの地方において打租・執租が比較的廣汎にわたつて存續してゐるのは、灌漑排水を主とする土地改良による「自然の常態化」 Normalization of nature の程度がきはめて低く、いまなほ農業經營が自然の恣意に著しく左右され、その結果農業生產力の展開がきはめて不充分で、それ故地主の小作人に對する保護乃至干涉なくしては、小作人のみによる農業經營の繼續が困難であり、地主對小作人の關係にいまなほ封建的な人格的隸從の關係が根強く殘存せしめられてゐるといふ事情にもとづくものである。「朝鮮ノ小作慣行」もこの間の事情につき次のように述べてゐる。「…茲ニ朝鮮ノ小作ガ…現在尙打租及打租ノ分身タル執租小作（主トシテ南鮮地方）其ノ大部分ヲ占ムルコトハ之ヲ一面民習ノ久シキ惰性ニ基ク可シト雖モ其ノ半面ニ之等小作ヲ慣行セシムル自然的、人的要素ノ存スルヲ見ル可シ、即チ由來朝鮮ノ氣候ハ大陸的氣候ノ影響ヲ受ケ、氣候乾燥シ、降雨集期的ナルニ加ヘ山野ハ荒廢シ河床ハ上昇シ、加フルニ畠ハ灌漑施設ヲ缺キ天水畠多シ、以テ古來旱水害極メテ多ク加フルニ其ノ民度幼稚ニシテ農業粗放ナルヲ以テ其ノ生産ハ常ニ不定ノ狀態ニ在リ、依テ之ガ小作地ニ在リテハ打租及執租小作其ノ特質トシテ之ガ小作料徵收ニ適合スルニヨルモノト謂フ可シ」<sup>(18)</sup> なほ朝鮮における打租小作・執租小作の慣行についてみると、薬秤を折半するといふ條件の下に種子費を地主の負擔するもの、或は今年度においては地主が種子費を負擔し、次年度からは收穫物中から種子を引去つた後之を折半するものがきはめて多く、なほ最近においては、新品種を採用する場合地主が種

子を毎年支給し、翌年收穫物より種子を引去つて後折半するものが多く、なほ肥料について見ても、金肥に關しては地主がその半額を負擔する慣行が多いやうである。<sup>(21)</sup> 右のやうな分益小作制の性質にかんがみるとき朝鮮において執租・打租等の分益小作制の性質にかんがみるとき朝鮮に數をしめており、全鮮を通じてみても、殆んど定租と匹敵する範圍にわたつて廣汎に行はれてゐるといふ事實は、朝鮮における地主的土地位に中

第一九表 朝鮮における小作料の收穫高中にしめる割合

	定			打			執			租		
	最高	普通	通	最低	最高	普通	通	最低	最高	普通	通	最低
畠の小作料	(自五・八〇割至九・〇〇)	(自四・〇〇割至五・一〇)	(自二・〇〇割至三・九〇)	(自五・〇〇割至七・五〇)	(自四・五〇割至六・〇〇)	(自三・〇〇割至四・四〇)	(自五・〇〇割至六・〇〇)	(自四・九〇割至六・〇〇)	(自二・〇〇割至四・七〇)	(自四・七〇割至五・〇〇)	(自五・〇〇割至六・五〇)	(自四・九〇割至六・五〇)
田の小作料	(自五・五〇割至八・〇〇)	(自三・五〇割至五・〇〇)	(自〇・三〇割至四・七〇)	(自五・〇〇割至六・五〇)	(自四・九〇割至六・〇〇)	(自二・〇〇割至四・三〇)	(自四・七〇割至七・五〇)	(自四・〇〇割至五・五〇)	(自一・〇〇割至五・〇〇)	(自一・〇〇割至五・〇〇)	(自一・〇〇割至五・〇〇)	(自一・〇〇割至五・〇〇)

備考 朝鮮總督府「朝鮮ノ小作慣行」上巻一七二頁及び二三九頁より作製。

右の表の示す通り、田の小作料は、畠の小作料よりも幾分低い。畠田を通じて打租は最も高く、執租之につき定租は最も低いのであるが、最も低い定租についてみても收穫高の三割五分乃至五割が普通であり最高は實に九割に達する。打租は四割五分乃至六割が普通であり、最高は七割五分、

執租は普通四割乃至五割五分であり、最高は八割に達する。なほ「農家經濟の概況と其の變遷」(昭和一五年五月)は昭和十三年度における調査農家一、七二八戸について小作料の收穫高中にしめる割合別戸数の總戸数に對する割合を求めてゐる。即ち次に示す如くである(第二〇表)。

第二〇表 小作料の收穫高中にしめる割合別戸数の

總戸数に對する割合

にいまだ封建的性格が色濃くとどめられてゐる事實を物語るものに他ならないと思はれる。

朝鮮における小作慣行の第三の特徴は、小作料率を高率なものである。いま、「朝鮮ノ小作慣行」によつて、收穫高(裏作を含む)中にしめる小作料の割合を検するに次表の通りである(第一九表)。

田	畠			中			西北鮮			全		
	七割以上	(六五三戸)	一・九%	(五六〇戸)	一・七%	(五一六戸)	一・七%	(二七二八戸)	一・九%	(二二九戸)	一・九%	(二二九戸)
六割以上												
五割以上												
四割以上												
四割未満												
五割以上												
四割以上												
三割以上												
二割以上												
二割未満												

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第二部による。

右の表においては、定租・打租・執租の別は明かではないが、畠の小作料については小作料が収穫高の五割以上をしめるものが最も多く、これが調査農家の半ば以上をしめ、田の小作料についても、小作料が収穫高の五割以上をしめるものが最も多く、これが「朝鮮ノ小作慣行」にあげられた結果とほど同じ結果を示してゐる。いまこれをさらにたち入つて地方別にみると、畠ともに南鮮においては小作料は一般に、中鮮、西北鮮に比べて比較的低率であるやうである。

さて以上から明らかにされるやうな収穫高の平均五・六割までをしめる高率な小作料率は、朝鮮における農業經營の現実的な擔當者たる小作農民の

第二二表 小作農主作物收支調表（大正十五年）△は購入を示す

京畿道		忠北道		忠南道		全北道		全南道		慶北道		慶南道	
畠米作		畠麥作		畠米作		畠麥作		畠米作		畠麥作		畠米作	
畠米作	畠麥作	畠米作	畠麥作	畠米作	畠麥作	畠米作	畠麥作	畠米作	畠麥作	畠米作	畠麥作	畠米作	畠麥作
石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
三・〇〇	一・〇〇												
10.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
ヤ・〇〇	一・〇〇												
1.00	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用
小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小
收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高
自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用
販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小
販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入	販賣購入
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用	自家用
料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料



農家の各道別平均數字の上で、多少でも道内の農家が平均して米麥の購入を餘儀なくされてゐる道は、「小」階級においては、京畿・全南・慶南の三道、「細」階級においては京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・江原の八道に達してゐる。

なほ「農家經濟の概況と其變遷」から調査農家一、七二八戸について「食糧を自給しえざる小作農家」の調査農家總數に對する割合及び一戸當食糧購入乃至借入數量を求めるならば次の通りである(第二三表)。

第二三表 朝鮮における食糧自給不能農家の總農家に對する割合

全 鮮	三八・八	二・一五	二・三一	一・八五	二・二六	四五・八	三七・一	四二・〇	一・八五	二・二六	四五・八	中 鮮	南 鮮
自給しえざる戸數に對する割合	一戸當食糧購入乃至借入數量	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第二部による。

いま、全鮮について見るに調査農家一、七二八戸中その三八・八%は、食糧自給の不能なる農家であり、これらの農家においては、一戸當り平均二・一五石の食糧を借入乃至購入することによつてその不足を補つてゐるのである。このやうな食糧の不足は、朝鮮の農家における食糧生産力の低さを物語ると同時に、小作料の勞賃部分へ喰ひ込むばかりの高率性を何よりも雄辯に物語るものに他ならない。

即ち、資本主義社會においては地代は利貸資本家に對して支拂はれる利子とともに農業利潤の一控除部分なのであり、その高低は土地獨占と土地のもつ豐度の大小によつて決定される。即ち、地代率は純然たる經濟的法則に支配されるわけである。いふまでもなくかかる資本主義的「經濟」地代は、農業において資本が土地所有を支配するほどの成長をとげた場合にはじめて成立を見るものであり、したがつて、農業における資本の力が未だ微弱であり、土地所有の力が牢固として抜き難き力を維持してゐる場合には、地代は、さきに見たやうな「經濟」地代たる性格を有さず、この場合は之にかはつて、「封建的」地代或は搾取地代 Contract rent が支配する。即ち、地代はこの場合利潤を悉く蔽ひつくし、小作人に對する「勞賃」と直接對抗關係にたつものとなる。朝鮮における地代が、あたかもこのやうな「封建的」地代の性質を有するものであることは、さきにのべたところからして異論の餘地なく明らかなる事實であると思はれる。そしてまさにこの點に於て吾々は最も明瞭に朝鮮における土地所有のもつ封建的性質を認めることが出来るのである。

さらにこのやうな地代の性格をいま一層明かにするために、朝鮮において、きはめて廣汎に小作料減免の慣行が行はれてゐるといふ事實をあげることができる。即ち、「朝鮮ノ小作慣行」によるならば、朝鮮においては、一般には旱害、水害、風害の所謂三害をはじめ病蟲害、雹害、霜害等の天災によつて收穫高が著しく減少した場合、特例としては小作人が生活に困難を生じ或は又家族に不幸のあつた場合、小作人が小作地の管理に特別勞費を要した場合、災害復舊その他に小作人が勞資を費した場合、耕地不良にして耕作希望者なき場合、金納の場合には穀價が下落した場合に、小作料を一時的に減免する慣行が現在においても廣く行はれてゐる。

いま一般に減免の行はれる、天災による不作の場合につきその減免率を畠についてみるに次の如くである(第三三表)。

第三三表 朝鮮における小作料減免率

定租の場合	收量減少率	小作料減少率
一割五分	五分乃至九分	一割乃至一割五分
二割五分	一割乃至三割	二割乃至四割
三割五分	二割乃至五割	三割乃至六割
四割五分	三割乃至六割	四割乃至七割
五割	四割乃至七割	六割乃至八割
五割五分	五割乃至八割	七割乃至全免
六割	六割乃至八割	七割乃至全免
七割	七割乃至全免	全免
八割	八割乃至全免	全免
九割	九割乃至全免	全免
五割	五分乃至二割	一割
五割五分	一割乃至三割	三割
六割	二割乃至五割	五割乃至全免
七割	三割乃至六割	全免
八割	四割乃至七割	全免
九割	五割乃至八割	全免
一割五分	一割乃至三割	二分
二割五分	二割乃至五分	五分乃至一割五分
三割五分	三割乃至六分	一割乃至三割
四割五分	四割乃至七分	一割五分乃至三割
五割	五割乃至八分	二割乃至四割
五割五分	五割乃至八分	三割乃至四割五分
六割	六割乃至八分	三割乃至五割五分
七割	七割乃至全免	五割乃至全免
八割	八割乃至全免	全免

なほ、定租・打租・執租小作中、減免の最も多く慣行されるのは定租であるが、このことは、定租における小作料が形式的には定量小作料の外觀を呈するけれども實質上はむしろ最高小作料の性質を有してゐるものに他ならないことを思はせる。とにかく右のやうに小作料減免の慣行が廣汎に行はれつゝある事實は、朝鮮における小作料のもつ封建地代的な高率性を物語るものに他ならない。

朝鮮における小作慣行の第四の特徴は、小作地の轉貸借が地主の承諾をうることなくしては一般に禁ぜられてゐるのみならず、小作地の利用に關しても微細な點にいたるまで種々の制限乃至條件が附せられてゐることである。たとへば作付に關する制限について見るに、「朝鮮ノ小作慣行」は次の如き場合をあげてゐる。

(一) 畠に共同苗代又は他人の苗代を設置せざること、(二) 畠に二三作をなさざること、(三) 畠に間作物をなさざること、(四) 畦畔作をなさざること、(五) 畠に代用作をなさざること、(六) 田の打租の場合棉作をなさざること、(七) 田に連作をなさざること、(八) 田作物の根株を採集せざること、(九) 桑園を設け又桐を植ゑざること、(十) 畦畔にある成木桑を摘葉利用せざること、(十一) 田に苗圃を設置せざること、(十二) 小作地に西瓜、麻、莞草、芹等の栽培地をなさざること、(十三) 小作地内に乾燥又は調製場を設置せざること、(十四) 田に甘藷、粟を栽培せざること(全北) 煙草を栽培せざること(江原)、甜菜、ルーサン、胡麻、高粱を植ゑざること(平南)、(十五) 小作地の周圍の雜草採取を爲せざること、(十六) 採種園試驗園を設置せざること、(十七) 堤防水路に牛を繋留せざること、(十八) 田に小麥作をなさざること、以上の如くである。

じく「朝鮮ノ小作慣行」は次の如き各種の具體的な條件をあげてゐる。<sup>(24)</sup>（一）一定量の大豆粕又は堆肥の施設をなすこと、（二）規定の品種を作付すること、（三）畠は秋耕・春耕又は深耕を實施すること、（四）畠苗代は短冊形苗代、薄蒔きとし挿秧は正條植とし坪當挿本數は規定の本數に従ふこと、（五）二毛作を廢し紫雲英・綠肥・大豆・ルーサン等の綠肥栽培をなし、又小作地の生産薬を肥料とすること、（六）一定の期日に播種すること、（七）田作の肥料にある種の速効肥料の使用を禁止すること、（八）畠には春客土をなすこと、（九）田に土砂の客土をなすこと、（十）田に混作を禁止すること、（十一）具體的に一定の方法において除草・中耕・肥培管理を行ふこと以上の如くである。なほ小作地の地荒に對する制限としては、小作地の土壤の採取、地形、地目、地割、地貌、地盤の變更、川悪水路の變更新設、畦畔の設置又は廢止、灌水用の鑿井及變更等に對する制限が見られる。<sup>(25)</sup>

土地利用に關して以上に述べられたやうな煩さなまでに詳細なる條件が附せられてゐることは、小作人の農業經營が完全に地主の干渉の下に行はれ、小作人は殆んど經營上の獨立性を喪失して、農業労働者に異らない從屬的地位におかれてゐることを意味する。

最後に吾々は朝鮮における小作慣行の第五の特徴として、小作期間の定めなき不定期小作が田畠とともに小作契約の大多數をしめてをるといふ事實をあげることができる。

いま「朝鮮ノ小作慣行」について、不定期小作と定期小作との割合をみると、畠の小作においては、不定期小作八割一分、定期小作一割九分、田の小作においては不定期小作七割九分七厘、定期小作二割三厘といふ割合になつてゐる。これを地方別にみると、定期小作は畠においては、南鮮地方

の全北・慶南・忠南・慶北道に多く、田においては南鮮の全北・慶南の二道及び黃海道に多いのであるが、黃海道における田の定期小作が六割二分をしめ不定期小作を凌駕してゐる場合を除けば、右にあげた比較的定期小作の多い地方においても、定期小作の割合は三・四割程度にとゞまつてゐる。右の如くに、朝鮮においては現在なほ廣汎にわたつて不定期小作の慣行が行はれてゐるのであるが、このことは、朝鮮における小作關係が、現在なほ純粹な土地に對する賃貸借關係にまで純化されず、多分に封建的な小作人の地主に對する人格的隸從關係に拘束されてゐることを物語るものである。最近にいたり、小作權保護を目的とする當局の勸奨によつて小作期間を約定する小作契約が増加したやうであるが、地主の側でそれを喜ばない向きが多いのである。小作期間を約定するときは、地主にとつて、（一）土地の賣買、小作權の移動に支障あり、（二）小作料の引上に支障を來し、（三）定租の場合小作人の間における小作料の競合が充分に行はれず地主側に不利益であり、（四）地主が小作權引上の自由を保管し之によつて小作人を刺戟して生産に努力せしめたり或は小作權引上の不安定に乗じて小作契約の履行を迫つたりすることができず、（五）小作地の轉貸その他小作人による小作權處分を監視して小作關係の複雜化を防止し得ないといった種々の不利益が生ずるからである。<sup>(26)</sup>

さて以上におい吾々は、朝鮮における小作慣行の特徴として、物納地代制が廣汎に存續してゐるばかりでなく、地方によつては勞動地代制がいまなほ種々な名稱の下に殘存してゐること、分益小作制が比較的廣汎にわかつて行はれてゐること、小作料がきはめて高率であること、小作地利用上各種の繁雜なる制限が附せられてゐること、不定期小作の多いこと——以上の五つの點をあげ、これらの特徴から、朝鮮における土地所有がいまな

ほ殆んど近代化されることなく多分に封建的性格を残存せしめてゐる事實を確認したのである、それでは、このやうな封建的土地所有關係は、朝鮮における農業經營の現實的擔當者たる小作農を主體とする朝鮮農民の農業經營に對してどのやうな作用を及ぼし、彼等によつて行はれる農業生產の技術的構造の上にどのやうな影響をあたへるものであるか。

#### (四) 朝鮮における農業生產の技術的構造

本章において吾々に與へられた課題は、(三)において述べた如き朝鮮の農業における土地所有關係のもつ機構的な特殊性が朝鮮の農業經營に對して及ぼした性格規定的な作用を述べて(三)の末尾において提起された間に答へ、ついでかやうにして成立した朝鮮の農業生產における技術構造を、生産力を形成する個々の要素にまでたち入つて分析することによつて、その特殊性を具體的に把握し、こゝから農業生產力の人的要素としての朝鮮における農業労働力即ち農業人口のもの性格を導出することである。

さて、さきに述べた如き封建的な土地所有關係が、朝鮮における農業經營の形成過程に及ぼした作用は二つの方面に分つて考へられる。

まず、朝鮮における土地所有が土地制度近代化以來大規模に地主の掌中に集中せしめられたことはさきにも述べた通りであるが、かやうにして成立した大土地所有は朝鮮においては、その上によつて以て近代的大規模經營を成立せしめるべき地盤となることができなかつた。一般に大土地所有が近代的大規模農業經營を成立せしむべき地盤をなすものであることは、西歐經濟史をひもとく何人にとっても既に明かな事實であるが、かゝる近代の大規模經營が成立するためには、たんに土地所有の集中が行はれてゐるばかりではなく、さらに之を加ふるに一定の歴史的・社會的な前提條

件が必要とされるのである。即ちこの條件とは、要言するならば當該社會における產業資本が既に一定の程度の成長をとげて農業人口を都市に集中せしめ、こゝに農業生産物に對する大量の需要を喚起し、農業における大規模經營に對してその生産物たる食糧商品に對する一定範圍の販賣市場を保證するとともに、他方において農業部門に投ぜられた資本が土地所有を壓するほどの實力を有するまでに生長をとげ、土地所有をしてその收得する地代をば資本主義的地代の限界内にまで引き下げしめ、かくしてそこに農業利潤成立の可能性を創出することである。そして右のやうな歷史的・社會的條件は、英國、米國等においては、大土地所有の成立とともに既に充分な成熟を見てゐたのであつて、これらの諸國における近代的大規模農業經營は實にかゝる條件の上に展開されたものに他ならなかつた。ところで、朝鮮においては、なるほど早くから土地所有の地主の掌中への集中によつて、大土地所有の成立を見てゐたのではあるが、こゝでは右のやうな歴史的・社會的な大規模農業經營成立の條件が全く缺如してゐたのである。即ち朝鮮社會は永きにわたつて特殊封建的生産關係の支配下にあつたため、封建制の胎内における前期的資本の近代的形態への發展を見ること殆んどなく、朝鮮社會の近代化は全く外來資本の強力的促進にゆだねられねばならなかつた。したがつてそこでは一般に資本主義の發展過程は著しく畸型化され、產業資本の蓄積もきはめて低度であり、人口の都市集中過程もきはめて緩慢であり、その結果農業部門においても、土地所有は依然としてきはめて強力であり、そこにはなほ「利潤」部分を悉く蔽ひ盡くすばかりでなく、「勞賃」部分のなかにも喰入るほどの高率な小作料率が支配してゐた。資本主義的農業經營成立の可能性と條件とは全く缺如してゐたと見るべきであつて、そこでは江華條約の締結を契機として、朝鮮に流入した外

國資本による大土地所有にとつても、自ら資本を投じ労働者を雇傭して農業經營に從事するよりも、その所有地を零細な小作地に分割して、土地を喪失した農民をして小作せしめ、そこから高率な小作料を徴収する方がむしろ有利であつたのである。兩班貴族による舊來の土地所有が、依然として傳統的な高率小作料徴収にのみ依存するものではいふまでもない。

さらに、他方において、右の如き「封建的」地代は農業經營の現實的擔當者たる小作農民の手許に、經營規模の擴大にあてるべき「利潤」の殘存を全く許さないのであるから、小作農民の側においても、「資本」を蓄積し農業労働者を雇傭して近代的資本主義的經營を行ふべき條件は全く缺如してゐたわけである。とくに、小作農民がさきにも述べた如く、物納分益小作制が支配し、農業經營に對する地主の干渉が大きく、小作期間が一般に不安であるといつたやうな農家經營上きはめて不利な諸條件の下におかれてゐるとき、彼等は、獨立せる單純商品生産者としての地位をすら危くされてゐるのであつて、彼等の間から近代的資本主義的經營の成長を望むことは全く絶望的である。

このことを最近の資料によつて例證するため、いま朝鮮總督府によつて發表された「農家經濟の概況とその變遷」(昭和一五年五月)から、調査農家一、七二八戸について、朝鮮における小作農家の支出した農業經營費總額中に小作料のしめる割合を求めるに次表の如くなつてゐる(第二四表)。

第二四表 朝鮮における小作農家の經營費中小作料のしめる割合

南 鮪	六五二農家	七三・九%	六九・九%	七九・五%	七二・九%
五六・農家					

朝鮮における農業人口の性格

西北鮮 五一六農家 八一・五% 七六・四%  
全 鮮 一・七二八農家 七八・三% 七三・一%  
備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第三部による。

右の表から明かなやうに、先づ全鮮にわたる調査の對象とされた小作農家一、七二八戸についてみると、昭和八年現在これらの小作農家においては、小作料は實に農業經營費の七八・三%即ちその四分の三以上に及んでゐた。昭和一三年にはしさかその割合を減じたけれど、それでも依然として農業經營費總額の七三・一%をしめ、その七割以上に及んでゐるのである。さらにいまこれを地方別に見るとときは、西北鮮、中鮮、南鮮と南下するに従つてその割合は多少とも減少してゐるやうである。

なほ、しさか古い資料ではあるけれど、昭和六年及び七年に朝鮮農會によつて行はれた農家經濟調査の結果(昭和六年、慶尙南道、昭和七年、咸興南道)から、調査の對象とされた各階層農家合計九戸の支出した農業經營費總額を、生産手段及び勞働力に對して支出された所謂生産的支出額と、主として小作料、諸負擔の支拂にあてられる所謂不生産的支出額とに分ち、夫々の經營費總額中にしめる割合を求むるに、次の通りである(第二五表)。

第二五表 朝鮮における農業經營費中不生産的支出の割合

慶尙	自作	支 出 金 額	實 數		割 合	
			(内 生 產 的 支 出 額)	(内 不 生 產 的 支 出 額)	(内 生 產 的 支 出 額)	(内 不 生 產 的 支 出 額)
小 作	三三・九	三三・九	三三・九	三三・九	三三・九	三三・九
中 作	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六
平 均	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇

自作	一七〇・五	五八・九	（一）	三九・三	四・五	（一）	一〇〇
自小作	二九・七	一六・五	（二）	三九・九	三〇・三	三・三	一〇〇
小作	三二・五	三二・五	（三）	三九・〇	三七・一	三・三	一〇〇
平均	一四〇・五	二六・一	（一）	三三・三	三〇・一	三・七	一〇〇

備考 朝鮮農會「農家經濟調査」(慶尙南道ノ分) 及び (咸興南道ノ分) により作製。

右の表は、先づ、慶尙南道・咸興南道のいづれの地域についてみても、

生産的支出額の經營費總額中にしめる割合は、自作・自小作・小作と階層の低下するに伴つて減少し、逆に小作料・諸負擔等の支拂ひにあたられる不生産的支出額の經營費總額中にしめる割合は、階層の低下するに伴つて増加してゐること、しかも右の不生産的支出額のうち小作料額はいふまでもなく階層の低下するにしたがつて増大し、小作農家においては、實に經營費總額の五〇%乃至六〇%をしめるにいたつてゐることを示してゐる。

即ち慶尙南道の小作農家においては、不生産的支出額は經營費總額の五二・

四%をしめ、うち小作料額はその五〇・四%に及び、咸興南道の小作農家においては不生産的支出額は經營費總額の六四・七%をしめ、うち小作料額はその六一・六%に及んでゐる。即ちこゝでは、小作料の高額性が、

生産的支出額の零細性の原因となるといふ關係が明かにみとめられる。

後にたちいつて分析されるやうな、朝鮮の農業經營における生産手段の量的並びに質的な貧しさは何よりも、右のやうに經營費總額の半ば以上をしめる高率なる小作料率の慣行にもとづくところであること疑の餘地がない。

以上において明かにされるやうに、朝鮮における封建的土地所有の支配的存續は、土地所有に對しても、土地利用に對しても、大規模農業經營への成長を絶望視せしむるものであり、その結果朝鮮における農業生産は現

在にいたるまで依然として前時代的な零細にして原始的な技術構造をとることを餘儀なくされてゐるのである。

以上において吾々は、朝鮮における土地所有關係が農業經營に及ぼした性格規定的な作用を三つの方面から述べたのであるが、以下、さらにかかる農業經營の内部にたち入り、その生産構造の具體的な分析に進まねばならぬ。

朝鮮における農業經營の第一の特徴は、經營面積が零細なことである。

先づ、「農業統計表」から、耕地總面積(但し火田面積を除く)を農家總戸數(但し火田民被傭者戸數を除く)で除してえられる農家一戸當りの平均耕地面積を求めるに、その結果は次の通りである(第二六表)。

第二六表 朝鮮における農家一戸當り平均耕地面積

	耕地面積(但し火田面積を除く)	農家戸數(火田民被傭者戸數を除く)	農家一戸當り平均耕地面積
大正八年	四三・三八千町	二六・五〇千戸	一・六三町
大正一三年	四・二九四	二六・八六	一・六〇
昭和四年	四四・五五	二七・六〇	一・六一
昭和九年	四五・〇六	二八・二九	一・五九
昭和十四年	四五・二六	二八・四二	一・五九

備考 朝鮮總督府「農業統計表」による。

右の表の示すやうに、農家一戸當り平均耕作面積は、たとへば最近の昭和一四年には、一・五九町となつてゐる。これは内地における平均耕作面積一町九畝(昭和一三年農林省、農家一齊調査)と比較するならばかなり大きい數値であるが、國際的水準からみるとこれが著しい零細規模であることを云ふまでもない。たとへば、これを英國の一二・三町(一八九五年一一九二三年)フランスの四・二町歩(一八九二年一戰前)、ドイツの五・五町歩(一九〇七年)と比較するがいい。歐洲において農地の零細性を以て知られ

たアイルランドの農家ですらも平均二・九町(一九〇五年—一九一八年)の耕作面積を有してゐるのである。

なほ朝鮮における農家一戸當りの平均耕作面積は、右の表に明かなやうに大正八年の一・六三町から累年減少して昭和九年には一・五九町となり以後停滯状態を示してゐる。これは、(三)において述べたやうに、日韓併合以來、自作及び自小作農家の小作農家への階層的轉落の過程が急速に進行し、土地所有を喪失した零細小作農家が加速度的に農村に累積して行つた結果に他ならない。

したがつて、いま農家一戸當り平均耕地面積を道別にたち入つて觀察してみると、南鮮におけるそれが、その他の地方に比べて著しく小さくなつてゐることが分る。即ち、最近における農家一戸當り平均耕地面積を道別に示すなら次の如くである(第二七表)。

第二七表 農家一戸當り平均耕作面積(道別)

	昭和四年	昭和九年	昭和一四年
全 南 道	一・一五	一・一七	一・一五
全 北 道	○・九五	○・九八	一・一一
慶 慶 道	○・九八	○・八二	一・一〇
忠 忠 道	一・一一	一・一〇	一・一五
北 北 道	一・三五	一・三〇	一・一五
忠 忠 道	一・一八	一・一八	一・一八
北 北 道	一・一六	一・一六	一・一六
京 京 畿 道	一・六六	一・六七	一・六七
忠 忠 道	一・七八	一・六二	一・六七
忠 忠 道	二・三六	二・三八	二・三六
忠 忠 道	二・四二	二・二九	二・三四
忠 忠 道	二・三〇	二・〇九	二・一三
忠 忠 道	二・四六	二・四七	二・六三
咸 平 海 原 黃 江 京 畿 道	二・四七	二・四六	二・六三
咸 平 海 原 黃 江 京 畿 道	二・四七	二・四六	二・六三
咸 平 海 原 黃 江 京 畿 道	二・四七	二・四六	二・六三
咸 平 海 原 黃 江 京 畿 道	二・四七	二・四六	二・六三

朝鮮における農業人口の性格

感 北 タ 二・九七 二・七五 三・〇三  
備考 朝鮮總督府「朝鮮統計年鑑」による。

右の表によつて明かなやうに、全南・全北・慶南・慶北・忠南・忠北の南鮮六道においては、平均耕作面積は各年度ともに一・三町歩に充たない零細性を示してゐる。之に比して、中鮮の京畿・江原・黃海・北鮮の平南北・咸南北等の諸道においては平均耕作面積は比較的大きい。なほ全鮮にわたつて、昭和四年から昭和九年にいたる期間には、平均耕作面積はより一層零細さを加へてゐるが、これは農業恐慌による自作及び自小作農家の階層的轉落の急激な過程を反映するものに他ならない。

さらに右に述べたやうに、中北鮮における平均耕作面積は南鮮に比して比較的大きいのではあるが、これらの地方、とくに北鮮地方は、畠作を中心とする南鮮と異り、専ら田作中心の粗放旱地農法に依存してをり、畠面積の割合が南鮮に比して著しく小さいばかりでなく、畠における二毛作の普及度も南鮮に比して著しく低いのである。北鮮における農家一戸當り耕作面積が南鮮に比してやゝ大であるのは北鮮の農業經營の右のやうな粗放性にもとづくものであるから、このことは決して北鮮における農家經濟に餘裕のあることを意味するものではない。試みに、いま土地臺帳登録地のみについて、畠田の割合及び畠における一毛作畠と二毛作畠との割合を道別に計出すれば次の通りである(第二八表、第二九表)。

第二八表 朝鮮における田畠面積の割合(昭和一四年)

	畠	田	計	畠	田	計	割 合
京 畿 道	三二一、四五五	一七九、四八〇	三九〇、九四五	五四一	四五九	一〇〇・〇	
忠 北 道	七二、八二六	八四、八六五	一五七、六九一	四六二	五三八	一〇〇・〇	
忠 南 道	一六六、六九三	八二二、二七	二四八、九一〇	六七〇	三三〇	一〇〇・〇	

	全 北 ク	一七一、〇四三	六七、八七七	二三八、九三〇	七一・六	二八・四	100・0	慶 南 ク	九〇、三四七	一一四、〇六七	一一〇、三一四	四四・二	五五・八	100・0	
北 ク	三一、一八一	三一、一九一	四三、三七一	五〇・〇	五〇・〇	100・0	100・0	海 ク	七二、六一八	一一〇、〇三六	一八一、六四四	三九・四	六〇・六	100・0	
北 ク	一〇四、三一四	一八〇、〇三八	三八四、三五一	五三・二	四六・八	100・0	100・0	海 ク	八八、四六七	三六九	八八、八三五	100・0	0・0	100・0	
南 ク	一八一、六四四	九四、二四七	三七五、八九一	六五・八	三四・二	100・0	100・0	北 ク	九六、九一三	—	九六、九一三	100・0	—	100・0	
南 ク	一四四、三三三	四〇六、八四九	五一、一、七一	三六・二	六三・八	100・0	100・0	北 ク	八八、三〇九	五、六六八	九三、九七七	九四・〇	六・〇	100・0	
南 ク	八八、八三五	三〇九、五四〇	三九八、三七五	三三・三	七七・七	100・0	100・0	南 ク	八五、一九八	一五六	六五、三五四	九八・二	一六	100・0	
北 ク	九六、九一三	三一〇、八五二	四〇七、七六五	二三・八	七六・二	100・0	100・0	北 ク	三〇、三四一	—	三〇、三四一	100・0	—	100・0	
北 ク	九三、九七七	二五八、一九六	三五三、一七三	二六・七	七三・三	100・0	100・0	原 ク	一、三〇一、三八二	五三八、一五七	一七五、五九九	六九・五	三〇・五	100・0	
北 ク	六五、三五四	三三九、四四七	四〇四、八〇一	一六・一	八三九	100・0	100・0	咸 南 ク	計	一、三〇一、三八二	五三八、一五七	一七五、五九九	六九・五	三〇・五	100・0
北 ク	二〇、三四一	一九三、三一八	二三三、六五九	九・五	九〇・五	100・0	100・0	咸 北 ク							

備考 朝鮮總督府「農業統計表」昭和一四年による。

第三九表 一毛作畠、二毛作畠の割合

	實 數			割 合			
	一毛 作 畠	二毛 作 畠	計	一毛 作 畠	二毛 作 畠	計	
畿 道 ク	二〇〇、一二四	二二、三三四	二二一、四五五	九四・六	五・四	100・0	
京 畿 道 ク	三四、六五四	三八、一七三	七三、八二六	四七六	五二・四	100・0	
北 北 ク	一三〇、三一五	四六、三七八	一六六、六九三	七三・三	二七・八	100・0	
北 北 ク	八六、〇二六	八五、〇二六	一七一、〇四三	五〇・三	四九・七	100・0	
北 北 ク	九六、三六七	一五、四四五	二二一、八二二	四五・五	五四・五	100・0	

第三〇表 朝鮮における耕地廣狹別農家戸數（昭和一三年）

	實 數					割 合				
	總 農 家	自作農家	自小作農家	小作農家	總 農 家	自作農家	自小作農家	小作農家	總 農 家	自作農家
總 數	二、八六九、三三三	五四三、二七九	三七一、五九二	四四三、二九一	一、五二、一、二三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
五 反 未 滿	二、一〇二、七八四	一六三、三八九	一三三、二七〇	一六一、八六八	六五四、二五七	三八・四	三〇・一	三三・二	三六・五	四三・三
五 反以上 一町未 滿	七二三、七九九	一一四、三九七	九三、九二九	一一五、八六八	三八九、六〇五	三四・八	二一・一	二五・〇	二六・一	二五・八
一町以上 二町未 滿	五六五、六一七	一一四、九三三	八二、八一九	九六、一三〇	二七一、七三五	一九・七	二一・一	二三・三	二一・七	一八・〇

二町以上三町未滿	三二二、七九七	八六、八七九	四七、四八七	四六、八一二	一三一、六一九	一〇・九	一大・〇	一二・八	一〇・六	八・七
三町以上五町未滿	一三六、一〇七	四七、一七七	二〇、〇〇四	一八、二七四	五〇、六五三	四・七	八・七	五・四	四・一	三・四
五町以上	三九、一一九	一六、五〇五	五、〇八三	四、二七七	一三、三五四	一・四	三・〇	一・三	〇・九	〇・七

(30)による。

#### 備考

印貞植『朝鮮農村再編成の研究』六五頁によると。

右の表に明かな如く、朝鮮における農家總數二八六萬九二三三戸のうち最も多いのは五反未滿農家で、その數一一〇萬二七八四戸に上り、農家總戸數の三八・四%をしめてゐる。之につぐものは五反以上一町未滿農家で、その數七一萬二七九九戸に上り、農家總戸數の二四・八%に當つてゐる。したがつて右の兩者を合計するときは、一町未滿農家は農家總戸數の實に六三・二%をしめることになる。即ち朝鮮における農家の約五分の三までが、僅かに一町未滿の經營面積を有してゐるにすぎないのである。さらにこれをよりたち入つて各階層別農家の經營規模別割合を検するならば、同じく右の表の示すやうに、經營規模の零細性は自作→自小作→小白作→小作と階層の下るに伴つてますます著しくなる。たゞへばいま小作農家についてみると、五反未滿農家は小作農家總數の四三・三%、五反以上一町未満農家は同じく小作農家總數の二五・八%をしめ、この兩者を合計するときは、小作農家總數の約七割までが僅かに一町未満の零細經營にすぎないのである。さきにも述べたやうに、小作農家は朝鮮における農家總戸數の五五・八%をしめ、朝鮮における農業經營の代表型をなすものであつた。したがつて右のやうな小作農家における經營規模の零細性は、とりもなほさず朝鮮における農業經營上の特質を端的に表現するものに他ならない。

なほ参考までに、右の資料を整理して、道別・階層別に耕作面積廣狹別農戸數を掲げるなら次の通りであるが(第三一表)、こゝにおいて、南鮮における農業經營の零細性、とくに小作農家におけるそれは、正に人の眼を

射るものがある。たとへば、全南道においては、總農家の八一・五%、全北道においては七八・三%、慶南道においては八四・六%、慶北道においては八〇・六%、忠南道においては七二・八%、忠北道においては八七・三%が一町未満經營に屬し、これを小作農家のみについてみれば、その零細性は一層極端で、全南道においては小作農家は總戸數の八八・三%、全北道においては八一・六%、慶南道においては八七・四%、慶北道においては八六・五%、忠南道においては七九・八%忠北道においては實に九〇・四%までが、一町未満經營にぞくするのである。

第三十一表 朝鮮における耕地廣狭別農家戸數 (道別)

#### (一) 総 農 家

	總 數	五反未滿	一町未滿	二町以上	二町以 上三町以 下	三町以 上五町以 下	五町以 上
全 南	三〇万二千	三〇,300	九千三	一〇,500	二九,500	五,500	一六,900
全 北	三四八千	一四,300	五,500	三,500	二,000	四,500	一,500
慶 南	二五,500	一六,600	七,500	三,500	一,500	三,500	一,500
慶 北	二七,500	一七,600	七,500	三,500	一,500	三,500	一,500
忠 南	三四二千	一六,600	九,600	五,000	三,800	一,500	一,500
忠 北	三三,000	八千六	二千三	二,200	一,000	二,200	一,000
京 畿	一四,000	七千三	二千三	二,200	一,000	二,200	一,000
江 黃	一三,000	六千三	二千三	二,200	一,000	二,200	一,000
海 南	一六,000	九千三	三千三	二,200	一,000	二,200	一,000







紳摺臼、蓆、備中鍬、ショベル、松原鎌、灌水車、建議機、三徳鍬、押切等十數種を選抜し、國庫及び道費その他より補助金を交付し之が普及に努むるの他、農具購入の簡易化を圖るため農會をして共同購入斡旋をなさしむると共に、農事試驗場及び道農事試驗場においては優良農具の試験をする等、朝鮮に適合する農具の普及を圖つた。」(32)

以上の引用から明かになるやうに、朝鮮の農業經營に使用されてゐる農具は、専らきはめて原始的な在來鍬並びにホミを主とするもので、改良農機具としても、「使用方法平易」にして「價格低廉」な稻扱、唐箕、萬石、糲摺臼、蓆、備中鍬、ショベル、松原鎌、等が用ひられてゐるにすぎない。即ち、未だ完全に人力による「道具」の域を脱しないのである。

なほ「朝鮮の農業」は、最近小型發動機等の動力による調製用具及び揚水機の普及の著しいことを述べてゐるのであるが、いま試みに農業機械化の指標として動力機をとり朝鮮における石油發動機の普及状態を内地と比較するに次の通りである(第三二表)。

年	實 數		同上二處當り農家戸數	
	朝 鮮	內 地	朝 鮮	內 地
昭和八年	四、七六一	八〇、四九一	五五六	一二八戸
一〇年	七、五六七	九六、三五三	三五七	一一〇
(ク 一三年 (租 内地 は二年))	一八、六三三	一二五、五八三	一五四	一〇六
(ク 一五年 (租 内地 は四年))	二三、九六二	二一〇二、〇四六	一一九	六七
備考	帝國農會「農業年鑑」昭和十六年による。			

即ち右の表の示すやうに、朝鮮においては石油發動機の普及は年々かなりの増加をみてはゐるもの、之を内地と比べるならば未だ著しい遜色

### 朝鮮における農業人口の性格

がある。たとへば昭和一五年についてみると、内地においては農家六七戸につき一臺といふ割合で普及してゐるに比して、朝鮮においては農家一九戸につき一臺といふ割合に止まつてゐる。即ち、石油發動機の普及度は内地の約二分の一にすぎないのである。機械の農業經營への導入はなほ未だきはめて微々たるものであるといはねばならない。

なほ右の事情をより一層具體的に明かにするため、試みに朝鮮農會によつて行はれた「農家經濟調査」の結果(慶尙南道は昭和六年、咸興南道は昭和七年)から、調査の対象とされた各階層農家合計九戸における反當農具費を求めるに次の通りである(第三三表)。なほこゝでは比較のため、農林省「農家經濟調査」(昭和六年)の結果から計出した内地のそれをも併せ掲げた。

第三三表 朝鮮の農業經營における反當農具費

地 區	農 具 費			反當農具費 円	
	經營面積				
	慶 尙 南 道	自 作	自 小 作		
慶 尙 南 道	三五・一七	二・一	一・七	一・六四	
咸 興 南 道	一三・〇四	一・三	〇・九七	〇・七二	
內 地	二〇・二二	一・七	一・六	〇・四七	
自 作	一〇・六四	二・三	二・五	〇・二〇	
自 小 作	五・〇三	五・二五	二・九	〇・一八	
自 小 作	六・九七	六・九	二・五	〇・二八	
自 小 作	二三・六八	一・九	一・九	一・二五	
自 小 作	一九・四六	一・五	一・五	一・三〇	
自 小 作	一六・七三	一・四	一・四	一・二〇	
平均	一九・九六	一・六	一・二五	一・二五	
備考	朝鮮農會「農家經濟調査」(慶尙南道ノ分)及び(咸興南道ノ分)、(昭和六年及び昭和七年)農林省「農家經濟調査」昭和六年による。				

右の表の示すやうに、朝鮮の農業經營においては、農具費への支出額は一般に内地に比べてかなり小さい。即ち、慶尙南道における自小作平均反當農具費は一・一六圓であり、咸興南道のそれは僅かに〇・二八圓であるにすぎない。之を内地における自小作平均反當農具費一・二五圓と比べるならば、朝鮮の農業經營における農具費支出がいかに僅少なものであるか理解されるであらう。とくに朝鮮における農業經營の典型的的形態をなしてゐる小作農家における農具費の貧しさは特徴的であり、たとへば慶尙南道の自作農家における農具費支出總額は、内地の一六・七三圓に比して一三・〇四圓であり、反當額についてみても、内地の一・二〇圓に比して、僅かに一・一六圓であるにすぎない。なほ朝鮮における農具費支出を階層別にたち入つて検するに、調査兩地方の何れにおいても、農具費支出額は總額についても、反當額についても、だいたいとして階層の下るに従つて小さくなつてゐる。このことは、一般に朝鮮の農業經營に使用されてゐる農具の規模の零細性とその性質の原始性を規定づける原因が何處に存するかを明かにするものである。即ち、そこには、農具の零細性は、經營面積の零細性によつて技術的な制約をうけてゐるとともに、そこにさきに述べたやうな高率な小作料率の慣行が、農具の改善に用ひるべき「資本」の農家の手許への保留を不可能ならしめてゐといふ事情がみとめられるのである。

ところで、先にも述べたやうに、朝鮮における農業技術は、機械的技術ではなく、専ら手労働の技術であり、技術の發展と農業生産力の向上とは、専ら品種の改良並びに肥料の増投による勞働の集約的投下に専ら依存するところのものであつた。そこで吾々は、次ぎに朝鮮の農業經營において消費される肥料を問題にしよう。

いま昭和一三年度における朝鮮の農家によつて消費される肥料の反當量並に農家一戸當り消費高を求め、之を内地のそれと比較するに次の如くである(第三四表)。

第三四表 朝鮮における肥料消費高

	販賣肥料	自給肥料	合計
朝鮮	農家一戸當 反當	三〇・七五	一一〇・五〇
	農家一戸當 自給	二・〇三	五・二六
内地	農家一戸當 反當	八二・七八	八一・一五
	農家一戸當 自給	七・四一	七・二六
備考	朝鮮總督府農林局「朝鮮ノ農業」七〇頁による。		

右の表から明かなやうに、朝鮮の肥料消費高は、農家一戸當りについても、反當額についてみても、内地のそれらに比して著しく少い。即ち農家一戸當りについては内地の一六・三・九三圓に比べて一二〇・五〇圓であり、反當については内地の一四・六七圓に比べて七・二九圓である。即ち農家一戸當りについては内地の四分の三、反當額については内地の僅かに半ばにすぎない。生産手段の中で最も大きい比重をしめてゐると考へられる肥料についても、朝鮮の農業經營はこのやうな貧しさを示してゐるのである。なほ右表の中ではとくに、朝鮮においては販賣肥料の消費量が自給肥料のそれに比べて著しく少いことが注目されねばならない。

このやうな事情をより一層具體的ならしめるために、吾々は、こゝでも朝鮮農會によつて行はれた「農家經濟調査」の結果を引證したい。即ち調査の對象とされた各階層農家九戸によつて支出された肥料費の反當額を求めに次の如くである。尚比較のため、こゝにも内地における「農家經濟調査」(農林省)の結果からえられた數字を併せ掲げた(第三四表)。

第三四表 朝鮮の農業經營における肥料費

	肥料費總額 円	反當肥料費 円
慶尙南道	自作	自作
小作	一三九・二三	六・五〇
平均	一一〇・〇四	六・三三
七七・一二	五・七四	
一〇八・八〇	六・二五	
五六・三二	三・四六	
三三・六一	一・三三	
四〇・七六	一・四三	
四三・二〇	一・七一	
七五・九四	四・〇〇	
七五・一〇	五・〇一	
七二・八二	四・六六	
平均	七四・六二	
小作	五・二〇	
平均	七四・六二	
自作	四・六六	
内地	五・二〇	
自作	五・二〇	
小作	四・六六	
平均	七四・六二	
備考	朝鮮農會「農家經濟調査」(慶尙南道ノ分)及び(咸興南道ノ分)(昭和六年)及び七年)、農林省「農家經濟調査」(昭和六年)による。	

なほ左表について、朝鮮の農業經營における肥料費の總額並びに反當額を階層別にたち入つて検討するときは、こゝでも農具費の場合におけると同じく、階層の低下するに伴つて、肥料費の總額並びに反當額はともに概して減少してゐる事實がみとめられる。肥料の消費量は一般には勞働の集約度のたかまるにつれて増大するもので、必ずしも農機具の場合のやうに經營規模の大きさによつて技術的に制約されるものではない。従つて右のやうに肥料の消費量が階層の低下するに従つて減少してゐることは、専ら高率な小作料率の慣行にもとづく小作農家における經營「資本」の貧困に原因するものと考へていひ。

最後に、役畜について簡単に考察しよう。朝鮮の「農業統計」は家畜表の中に單に牛馬頭數を掲げてゐるだけで、耕作用牛馬頭數を特にあげてゐないので、家畜表の中の牛馬頭數のうちどれだけが役畜として使用されてゐるかが判明しない。したがつてこゝでは、専らさきに屢々援用した朝鮮農會の「農家經濟調査」の結果によつて、朝鮮の農業經營中にしめる役畜の役割を簡単に考察したい。いま右調査の結果から調査農家における家畜費支出の總額並びに反當額を計出し、比較のために内地のそれと併せて掲げるなら次の通りである(第三五表)。

第三五表 朝鮮の農業經營における家畜費

慶尙南道	家畜費
自作	一・六三 円
小作	一・四三
平均	一・四三
二・二八	一・七五
二・一	一・二四

咸興南道	自作		○・三八	○・一七
	小作	自小作	○・一七	○・〇七
平	均	自作	○・二六	○・〇九
		自小作	○・二七	○・一
		平均	二一・〇七	一・一・〇九
内	地	自小作	一四・四七	九・六五
平	均	小作	一五・九四	一一・三九
		平均	一七・一六	一〇・七三

備考 前表に同じ。

右の表から明かなやうに、朝鮮の農業經營における家畜費支出額は、總額、反當額ともに内地のそれに比して著しく少い。なほこれを階層別にたち入つて検討するときは、さきに農具費、肥料費について認められたやうな階層の低下するに従つて、家畜費支出が減少するといつた關係はこゝでは明瞭には認められ難い。

以上において吾々は一應、農機具、役畜、肥料の三者に關するデータを採用して、朝鮮の農業經營中に採用される生産手段が内地のそれに比して如何に零細、規模且つ原始的であるかを述べてきたのであるが、かかる零細にして原始的なる生産手段は零細なる農地とともに、自らこれと結合さるべき勞働力の性格をも規定し、朝鮮における農業經營をして専ら、僅かに原始的な農具のみを裝備するにすぎない裸の勞働力の集約的な投下に依存せしめることになる。したがつて、朝鮮における農業生產の技術構造中にしめる勞働力の比重は、生産手段のそれに比べて著しく大きいのである。そこでは、機械的な技術ではなく、専ら勞働の技術が支配し生產力の發展は、主として耕種法の改善、品種の改良、肥料の増授等、より集約的な勞働を必要とする方向において行はれるの他ないからである。のこと

はさきに引用した「農家經濟調査」の結果の中では、肥料費が、役畜費・農具費等と異り、内地における農業經營のそれよりいくらか大きくなつてゐたところからも充分にうかゞへるところであるが、いま改めて再び前記「農家經濟調査」の結果から、調査農家によつて支出された經營費中生産手段に關する支出の費目別の割合を求めるに次表の通りである(第三六表)。

第三六表 朝鮮の農業經營における生産手段に關する支

出の費目別割合

地	内	咸興南道	土地・建物、土地改良費		農具費	種苗費	家畜費	飼料費	肥料費	光熱費	動力費	薬剤費
			自小作	自作								
平	均	自小作	九・八	一二・六	六・三	〇・六	一五・一	四九・八	五・九	一〇〇・〇		
		自作	七・八	六・七	八・四	一・三	一〇・六	五八・九	六・三	一〇〇・〇		
内	地	自小作	三・九	一〇・一	一〇・一	一・八	九・二	六〇・一	四・六	一〇〇・〇		
平	均	小作	七・九	一〇・一	七・八	一・二	一二・四	五四・九	五・七	一〇〇・〇		
		自作	八・四	七・一	八・七	〇・三	二八・七	三七・五	九・三	一〇〇・〇		
咸	興	南	道	自小作	五・一	四・四	九・九	〇・二	四五・九	二八・八	六・七	一〇〇・〇
			自作	三・八	四・一	一・三	〇・一	四四・一	三一・〇	三・五	一〇〇・〇	
内	地	自小作	五・九	五・四	一〇・一	〇・二	三八・七	三三・一	六・四	一〇〇・〇		
平	均	自作	一二・二	一三・〇	六・四	一二・六	一二・五	四一・八	三・二	一〇〇・〇		
		自小作	八・九	一二・四	五・八	八・四	一六・四	四三・八	五・二	一〇〇・〇		
内	地	自小作	一〇・八	六・四	一〇・三	一二・六	四六・八	四〇・〇	一〇〇・〇			
平	均	小作	八・二	六・二	一〇・一	一四・二	四四・〇	四・二	一〇〇・〇			
		自作	九・五	二・九								

備考 前表に同じ。

右の表において注目されるべきことは、先づ朝鮮の農業經營においては、肥料費をはじめ、種苗費、光熱・動力・薬剤費等の勞働對象に關する支出額の割合は内地のそれに比して各階層を通じてかなり大きく、之に反して土地・建物・土地改良費、家畜費、農具費等の勞働手段に關する支出額の割合は内地のそれに比して各階層を通じてかなり小さく、之に反して土

は内地のそれに比して各階層ともにかなり小さいといふ事實である。このことは、朝鮮における農業經營が労働手段の媒介を経ること少く、直接人間労働力に依存するところの多い、きはめて原始的な技術構造を有するものであることを意味する。労働対象に關する支出額の多いことはそれだけ直接労働力投下量の大きいことを意味するものに他ならないからである。

次に朝鮮における農業經營を階層別にたち入つてみると、同じく肥料費、種苗費等労働對象に關する費目の割合は下層農家ほど大きく、之と逆に、土地・建物費、農具費等労働手段に關する費目の割合は概して下層農家ほど小さくなつてゐるといふ事實が注目される。つまり下層農家ほど、その技術構造は労働手段に依存する程度を少くし、主として人間労働の直接的な投下のみに依存せざるをえない構造をとつてゐる。このことは、朝鮮の農業經營における技術的進歩への路をはゞむものが奈邊にあるかを明かにする。

なほ右にのべたやうな朝鮮の農業經營のもつ技術的構造の特殊性を明かにするために、吾々はこゝに慶尚南道達里部落における實態調査の結果を掲げよう(第三七表)。

第三七表

	農家 戸數	耕作地 反	改良 器具 個	畜 肥 料	從業者 人	定 雇	臨時雇
上層 農家	六	一七・三	四四・二	二三・四	一・一	五三・〇	二六・九
中層 農家	一〇	三三・三	三六・五	四六・八	二一・九	二三・九	三六・五
下層 農家	七四	四九・四	一九・三	二九・八	三四・七	七五・〇	一一・五
全農家	100	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0

全割 家對 する	上層 農家		中層 農家		下層 農家		全農家	
	農合	農家	農合	農家	農合	農家	農合	農家
上層 農家	六	一七・三	四四・二	二三・四	一・一	五三・〇	二六・九	
中層 農家	一〇	三三・三	三六・五	四六・八	二一・九	二三・九	三六・五	三四・五
下層 農家	七四	四九・四	一九・三	二九・八	三四・七	七五・〇	一一・五	三八・六
全農家	100	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0

備考 川俣浩太郎「農業生產の基本問題」一九頁による。

右の表によれば、達里部落においては農家總戸數の僅か六%をしめるにすぎない上層農家が、耕作地の一七・三%、耕畜の二三・四%を所有し、さらに肥料及び改良農具にいたつては部落全體の四二・四%及び四四・二%を使用してゐるのである。之に反し總農家の七四%をしめる下層農家は耕作地の四九・四%、肥料の三四・七%、耕畜の一九・八%を使用するにすぎず、改良農具にいたつては實にその一九・三%を所有するにすぎない。下層農家經營における技術構造の特徴をなす労働手段の貧困は右の表の示すところによつても明瞭であらうと思はれる。したがつて、下層農家においては、その經營は専ら手勞働の集約的投下のみに依存せざるをえないのであつて、たとへば右表において家族從業者の割合は、上層の一・一%、中層の二三・九%に比して下層は七五・〇%となつており、この間の事情を明かにしてゐる。

それでは、一體朝鮮の農業經營のとる生産構造の中において、生産の要素としての労働力は、生産手段に比べてどれほど大きい役割を演じてゐるのであらうか。このやうな農業經營構造の中にしめる労働力の重要度を測定するために、吾々はこゝに、さきに屢々援用した「農家經濟調査」の結果にもとづき、農業經營費の中から小作料・諸負擔等の不生産的な支出を除いた純生産的支出が、生産手段と労働力に對してどのやうな割合に分れて支出されてゐるかを検討してみよう。但し「農家經濟調査」における經營費の

中勞賃には年雇の食費を含めず、之は家計費中の飲食費の中に計上されてゐる。なほ勿論こゝには家族勞働に對する勞賃該當部分は全然含まれてゐない。したがつて吾々は、こゝでは便宜上小作農家の第一家計費を家族勞働に對する「勞賃」とみなして、經營費中の勞賃に之を加算し、これを以て勞働力に對する支出とみなすことにした(第三八表)。

第三八表

内 地	咸興南道			慶尚南道			自 作			自 作		
	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
同右割合												
生産手段に對する支出												
勞働力に對する支出												
生産的支出合計												
内 地	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
同右割合	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
生産手段に對する支出	三七・九%	六二・一%	一〇〇・〇%									
勞働力に對する支出	三一・五	六八・五	七四・八	一〇〇・〇								
計	一六九・四四	一八一・五三	一七一・二九	一五五・四八	一六九・三六	一三八・三六	一三〇・一七	一二七・四七	一一三・二四	一四九・八二	一九八・二九	二七八・三六
内 地	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
同右割合	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
生産手段に對する支出	三一・五	二五・二	三三・三	六七・七	三七・九	三一・五	一五五・四八	一六九・四四	一七一・二九	一八一・五三	一九八・二九	二七八・三六
勞働力に對する支出	一〇〇・〇											
内 地	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
同右割合	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
生産手段に對する支出	一〇〇・〇											
勞働力に對する支出	一〇〇・〇											
内 地	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
同右割合	小	自	作	平	小	自	作	平	小	自	作	平
生産手段に對する支出	一〇〇・〇											
勞働力に對する支出	一〇〇・〇											

備考 第三四表に同じ。

右の表から、吾々は先づ朝鮮における農業經營が、兩地方を通じ、各階層を通じて、(但し慶南道の自作農經營を唯一の例外とする)一般に内地に比して生産手段に對する支出の割合を小さく、之に反して勞働力に對する支出の割合を大きくしてゐることを認めることが出来る。このことは、朝鮮における農業「資本」の有機的構成が内地のそれに比して一段と低位にあることを意味するものに他ならない。つまり朝鮮の農業生產は、内地のそれに比して人間勞働力の直接的投下により一層多く依存すべき構造の下におかれてゐるのである。

次に、右の表から吾々は、朝鮮における農業經營が、兩地方を通じて、一般に階層の低下するとともに、その有機的構成を低度ならしめてゐる事實を認めることが出来る。このことは、朝鮮における小作農經營が、特殊封建的生産關係の桎梏の下に、如何に技術的發展の途を阻止され、専ら勞働力の集約的投下のみに依存する生産構造をとらしめられてゐるかを物語るものに他ならない。

さて以上において、吾々は、朝鮮における農業生產構造の特殊性を、經營面積の零細性と農業「資本」の技術的構成の低位性との中に見出した。つ

まり朝鮮の農業經營は、一般に、零細な耕地、プリミティーヴな農具、小規模な役畜利用、これらの貧弱な労働手段に比して比較的大量な肥料の消費、そして以上の生産手段に比してなほ比較的より大量な労力の投下、——右のやうな構造によつて特徴づけられるのであるが、右の特徴は、いふまでもなく朝鮮における農業經營の過半數をしめる小作農家のなかに最も典型的に示されてゐる。こゝに吾々は、農業生産の技術構造に對する經濟機構の決定的意義を理解しなければならない。

さて以上において朝鮮における農業經營にあたへられた技術構造上の特殊性が一應明かにされたと考へる。したがつて以下において吾々に残された仕事は、かゝる農業生産構造の特殊性を通じて決定される朝鮮における農業労働力即ち農業人口の性格、その質的並びに量的な特殊性を闡明する仕事である。

### (五) 朝鮮における農業人口の性格

(四)において明かにされたやうに、朝鮮における農業生産のもつ技術的構造の特殊性は、何よりも耕作面積の零細性と、その上に投下される農業「資本」の有機的構成の低位性のなかに見出された。換言するならば、このことは朝鮮における農業經營が、専ら零細な耕地の上にたつて、裸の労働の集約的な投下にのみ依存してゐることを意味する。つまり朝鮮農業の技術は専ら労働の技術であつて、決して機械の技術ではない、この場合、たとひ技術の發展ありとするも、それは主として投下労働の組織化・集約化を通ずる土地生産力増強の方向において見られるにすぎず、したがつてその範囲も、自ら耕種法の改善、品種の改良、肥料の増授といつた労働對象の範囲にとどまり、決して農業機械(なかんずく作業機)の採用による勞働生産力の向上といふ近代的發展の線をたどるものでない。即ち本來的な

労働手段の領域においては何等の進歩もみられないものである。そして朝鮮の農業經營のもつ技術的構造を右のやうに規定づけるものが、他ならぬ朝鮮農業を支配する前時代的な土地所有關係であることも、同じく(四)においてくりかへし述べた通りである。つまり、高率な小作料率の慣行による「資本」蓄積の貧しさと農家經濟の窮迫が、農地の擴張、新式機械の採用はいふまでもなく、労働手段一般の改善をすら獨力で行ふことを不可能ならしめてゐるのであり、その結果さきに述べたやうな、専ら手労働の集約的利用のみに依存する經營を朝鮮農業の支配的形態として確立せしめたのである。

朝鮮における農業労働力即ち農業人口のもつ特殊な性格も、まさに右のやうな朝鮮における農業經營のもつ技術的構造の特殊性によつて決定づけられるところにほかならない。それでは、以上のやうに農業生産のもつ技術的構造上の特質から、朝鮮における農業人口即ち農業労働力群はどのやうな性格規定をうけてゐるのであるか。

さて吾々は、朝鮮に於ける農業人口の性格を何よりも先づ一般的に、過剰人口として特徴づけることができると思ふ。こゝに過剰人口とは、必ずしも農業生産に不必要的人口といふ意味ではなく、零細な經營面積と技術の低い水準とに制約され、過度集約的に農業部門に投下されてゐる農家家族員のもの労働力を特徴づけるための名稱であるにすぎない。つまり、正確には潜在的過剰人口とよばるべきものなのである。さきにも述べたやうに、朝鮮の農業經營は零細規模の小作農經營を典型とするもので、耕作面積の零細性と農業「資本」の有機的構成の低位性といふ二つの契機によつて特徴づけられるものであり、その結果そこに形成される技術は、さきにも述べたやうに機械的な技術でなく、専ら労働の技術に他ならなかつた。し

かも、そこには高率な小作料率の慣行がみられるから、零細小作農家は農家の経済の窮乏を開拓するために、かぎられた農地の上に家族員のもつ能率の悪い裸の労働をできうるかぎり集約的に投下して、できうるだけ多くの収量を納めんとする努力をくりかへしてゐるのである。したがつて、そこでは労働の反當投下量は自ら過大とならざるを得ず、限界労働の生産力も自ら低下せざるを得ない。低位の技術水準、零細なる耕地と結びつけられた非能率的な労働力——これが正にこゝで過剩人口となづけられるべきもの正體なのである。したがつてこのやうに考へるとき朝鮮における農業人口は何よりも過剩人口となづけられるにふきはしい性格を有するものと考へられる。

ところで、右にのべたやうに過剩人口を析出する地盤をなしてゐる労働集約的な零細小作經營は、とくに南鮮地方において最も典型的な發展をとげてゐる。さきにも述べたやうに、南鮮の農村は、全鮮中最も深刻な階層的分化の行はれた土地であり、したがつて小作農家の總農家中にしめる割合も全鮮中最もたかく、しかもこれらの小作農家を中心とする南鮮における農家の經營規模は全鮮中最も小さい。即ちこれらの南鮮農家は、朝鮮の農業經營を特徴づけるべき經濟的並びに技術的な諸條件を最も充分に備へており最も労働集約的な經營形態をとつてゐる。それ故そこで、農業人口は最も明瞭に過剩人口でふ性格を露呈してゐるのである。

たとへば、いま、總督府發表の「農家經濟の概況とその變遷」から、反當並びに農業從業者一人當りの収益を計出し、自小作と小作の間の比較を試みるならば次の通りである(第三九表)。

第三九表 朝鮮における反當並びに農業從業者一人當り収益

	耕作面積	農業從業者	反當勞力	農業収益	反當収益	農業從業者一人當り収益
南鮮	小作	一・〇三町	三・五三人	〇・三四人	三〇五円	二九八円
	自小作	一・三八	三・九〇	〇・二八	四四二	三二一一三
中鮮	小作	一・四三	三・七〇	〇・二六	三五三	二五九五
	自小作	一・九〇	三・七八	〇・二〇	五一二	二七一三五
西北鮮	小作	二・七一	三・九七	〇・一五	三八〇	一四九六
	自小作	三・三三	四・一六	〇・一三	五三五	一七一二二九

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第一部及び第二部による。

右の表によつて明かであるやうに、南鮮地方における農家の耕作面積は、自小作・小作ともに全鮮中最も零細であるが、この上に投ぜられる家族労力の量は耕地の零細性に反比例して全鮮中最も大きいのである。従つてこゝではつまり耕地の零細性によつて生ずる収益の不足をカヴァーするために、家族員のもつ労力をできるだけ多くこゝに投じ、かかる家族労力の浪費の上に辛ふじて農家經濟が維持されるといふ關係が成立してゐる。したがつて、南鮮地方の農家は、右の表に示されるやうに、自小作・小作ともに最大の反當農業収益を示してゐるのであるが、このことは右にのべたやうに、ただただ能率の悪い家族労力の濫費的な投下によつて維持されるところに他ならない。このことは、農業從業者一人當りについてみると、南鮮が全鮮中最も低い農業収益を示してゐるところから明かである。つまり、南鮮地方においては限界労働の生産力はきはめて低く、かかる非能率的な労働力の過度集約的な投下によつて辛ふじて農家における一定限度の収益が維持されてゐるのである。このやうな結果は、とくに南鮮地方の農業人口の過剩人口的な性格を具體的に明かにするものと思

はれる。

なほこの點に關するいま一つの例證として、吾々はさきに屢々引用した朝鮮農會によつて行はれた「農家經濟調査」の結果を援用しようと思ふ。そしてこゝではとくに南鮮における農家經營を階層別にたち入つて觀察することによつて、そこに投ぜられる労働力の性格を明かにしようと思ふ。(第四〇表)。

第四〇表 朝鮮の農業經營における反當耕びに從業者  
一人當り農業所得(慶尙南道)

農業所	耕作面積	農業從業者	反當勞力	反當農業所得	一人當農業所得
自作	三畝八分	二四人	一七人	二元六角	一元三角
自小作	四畝六分	三・〇〇人	二七人	二元九角	一元七角
小作	四畝一毫	一七人	二七人	二元七角	一元五角
平均	四畝一毫	一七人	二七人	二元七角	一元五角

備考 朝鮮農會「農家經濟調査」(慶尙南道ノ分)より作製。

右の表から明かなやうに、さきに地域別比較のなかに示された南鮮農家の特質は、いま本表によつて地域を南鮮のみに限定して之を階層別に比較するとき、小作農家のなかに最も明瞭な姿をとつて露呈されるのである。即ち、小作農家の耕作面積は各階層農家中最も零細であるが、その上に投ぜられる家族労力の量は各階層農家中最も大きい。そして、小作農家の反當農業所得は各階層農家中最大であるにも不拘、一人當り農業所得は各階層農家中最も小さいといふ結果も、まさにそこから生ずるのである。つまり、こゝでも、能率の悪い家族労働力を消費することによつて、耕作面積の零細さと慣行小作料率の高率さからくる収益の不足をできうるかぎりカヴァーせんとしてゐる小作農家の眞鍔な努力のあとがみとめられるのである。

る。

以上において、吾々は、朝鮮における農業人口が何よりも先づ一般に過剩人口として特徴づけらるべき性格を有することを明かにした。即ち吾々は、このやうな過剩人口としての性格を、過度集約的に農業部門に投ぜられた能率の悪い家族労働力のなかに認めてきたのである。それでは一般に右のやうに過剩人口として性格づけらるべき朝鮮農業人口は、具體的にはどのやうな特徴を有するものであるか、つまり過剩人口として本質的に規定るべき朝鮮農業人口の性格は一體いかなる現象形態のうちに發現されてゐるのであるか。

朝鮮における農業人口のもつ第一の特徴はその一組成部分をなす雇傭労力の家族労力に對する割合が、内地に比して著しく高いことである。朝鮮における農業經營が一般に零細規模の小作經營を中心とするものであり、そこに近代的な大規模農企業の成立が殆んどみられないことはさきに述べた通りである。したがつてこれらの農業經營はその労力に關しては専ら農家家族員のもつ労力にのみ依存すべきものであつて、近代的雇傭労働力の使用量が家族労力のそれに比してはるかに小規模にとどまるべきことは、朝鮮と同じく前時代的な零細經營を以て特徴づけられる内地の農業經營において雇傭労力への依存度がきはめて低いところからしても理論上充分に推察されるところである。しかるに、朝鮮の農業經營においては、雇傭労力への依存度は一般に内地に比して著しくたかく、とくに南鮮地方においてこのことが著しいのである。

即ち、いま、さきに屢々援用した朝鮮農會の「農家經濟調査」の結果によるとときは、調査農家における總勞働時間の家族労力・雇傭労力別組成は次の通りである(第四一表)。

第四一表 朝鮮の農業經營における労働時間の家族・雇傭

## 労力別組成

	家庭労						合計
	年	季節雇	日	雇	手	傳	
内 地							
道咸興南	自作	六七・九	一四・四	二八・七	一〇・四	三三・九	全一・六
自小作	六六・八	一〇・七	二六・六	九・六	二六・五	一・九	一六
小作	七〇・八	一元・九	三〇・九	九・七	二一・六	一・〇	一〇・四
平均	六七・一	九・九	二三・一	九・九	二六・四	一・五	一四・九
慶尙南							
道咸興南	自作	四〇・三	一〇・四	三一・三	二西元・六	一・〇	一〇・〇
自小作	五〇・一	一五・九	三二・六	一三・一	二六・四	一・五	一五・九
小作	五〇・〇	一五・九	三二・六	一三・一	二六・四	一・五	一五・九
平均	五九・六	三三・七	三二・七	一九・五	二五・九	一・五	一九・五
咸興南							
自作	五〇・一	一七・一	三一・〇	一・七	二・七	一・七	一・七
自小作	五九・七	一六・六	三一・〇	一・七	二・七	一・七	一・七
小作	五九・七	一七・一	三一・〇	一・七	二・七	一・七	一・七
平均	六九・三	一九・七	三一・〇	一・九	二・七	一・九	一・九
同右割合							
道咸興南	年	雇	季節雇	日	雇	手	傳
内 地	自作	百分比	千元	千元	千元	千元	千元
	自小作		二二	〇・六	一・〇	一・〇	一・二
	小作		一六	〇・四	一・〇	一・〇	一・二
	平均		九・七	〇・四	一・〇	一・〇	一・二
小作	自作	百分比	元六・三	零・七	一・九	一・九	一・九
	自小作		五九・九	一・八	一・九	一・九	一・九
	小作		一六・八	一・五	一・九	一・九	一・九
平均	四三・五	三五・九	一八・九	一・八	一・九	一・九	一・九

道咸興南	自作			小作			雇傭			合計
	年	季節雇	日	手	傳	計	年	季節雇	日	
自作	三・三	三・三	三・三	一・九	一・九	0・九	三・九	三・九	三・九	100・00
小作	八・九	八・九	八・九	一・〇	一・〇	0・九	一・六	一・六	一・六	100・00
雇傭	八・九	八・九	八・九	一・〇	一・〇	0・九	一・六	一・六	一・六	100・00
合計	三・三	三・三	三・三	一・九	一・九	0・九	一・六	一・六	一・六	100・00

備考 第三四表に同じ。

右の表から明らかにされるやうに、朝鮮の農業經營においては、總労働時間中にしめる家族労働時間の割合が内地に比して著しく低いのである。

即ちこの割合は内地の九五・六%に比して、咸興南道においては八五・一%であり、慶尙南道においては僅かに四一・七%であるにすぎない。之と逆に、雇傭労働時間の總労働時間中にしめる割合は内地に比して著しく大きい。即ちこの割合は内地の僅か四・四%なるに比して、咸南においては一四・九%であり、慶南においては實に五七・四%に達する。即ち、南鮮においては實に總労働時間の半ば以上が雇傭労働力に依つてしめられてゐるのである。なほ、さらに雇傭労働の内容にたち入つてみると、朝鮮においては一般に年雇の割合が内地に比して著しくたかい。とくに慶南においてこのことは顯著であり、内地においては年雇労働時間が總労働時間の僅か一・四%をしめるにすぎないので比べて、朝鮮とくに慶南においては、年雇労働時間の割合は實に三五・九%に上るのである。

さらに朝鮮における農業労働時間の家族・雇傭労働時間の階層別構成を階層別にたち入つて検討してみると、慶南・咸南ともに階層の低下するに伴つて、一般に家族労働への依存度がたかくなつてゐることが認められる。即ち慶南においては、家族労働時間の總労働時間中にしめる割合は、自作三四・六%，自小作二九・六%，小作六五・九%であり、咸南においては、自作七三・九%，自小作八九・六%，小作九二・八%となつてゐる。これは内地に

おいても認められる傾向であるが、それにして、南鮮において最も家族労力への依存度のたかい小作經營にあつてもなほ總勞働時間の約三分の一を雇傭労働に依存してゐるといふ事實は注目に値する。なほ雇傭労力の内容についてみると、階層の低下するほど年雇への依存度低く、日雇、季節雇への依存度がたかくなつてゐるのであるが、年雇労働への依存度の最も低い小作經營においても、たとへば慶南にあつて、總勞働時間の一八%までが年雇労力に依存してゐるといふ事實は、總勞働時間の三分の一が雇傭労力に依存してゐるといふ先に述べたる事實とともに、朝鮮とくに南鮮における農業労力構成上の特質として注目に値する。

なほ、以上の事實をより一層明らかならしめるために、朝鮮總督府の發表にかゝる「農家經濟の概況とその變遷」から、調査農家における年雇・季節雇・臨時雇に關する統計を次に掲げよう。(第四二表)

第四二表 朝鮮における雇傭労力

(一) 年 雇

小作	雇傭態様	總戶數に對する割合				雇傭總人員	同上調査農家一戸當り
		一人雇 戶數	二人以 上雇 戶數	一人雇 戶數	二人以 上雇 戶數		
南 鮮(六五三戸)	中 鮮(五六〇戸)	三二三		四八・〇		九・八三一	二五
西北鮮(五二六戸)	西 北 鮮(一七一八戸)	一九五		三四・八		五・五七九	二〇
全 鮮(七〇〇戸)	全 鮮(一七一八戸)	一五五		三〇・〇		五・六六七	一一
南 鮮(七〇〇戸)	南 鮮(七〇〇戸)	四五三		三八四		一一〇七七	一三
中 鮮(五七五戸)	中 鮮(五七五戸)	三一〇		五三九		一三・五〇二	二三
西北鮮(五八四戸)	西北鮮(五八四戸)	二三三		三九・七		九・一四七	一五
全 鮮(一八五九戸)	全 鮮(一八五九戸)	九九四		五三五		四三・三一五	二三

小作	雇傭戶數	總戶數中に しめる割合		雇傭人員	同上調査農家一戸當り
		南 鮮(六五三戸)	中 鮮(五六〇戸)		
西北鮮(五二六戸)	西北鮮(五二六戸)	三二三	一九五	四八・〇	九・八三一
全 鮮(一七一八戸)	全 鮮(一七一八戸)	一五五	一九五	三四・八	五・五七九
南 鮮(七〇〇戸)	南 鮮(七〇〇戸)	四五三	六六三	三〇・〇	五・六六七
中 鮮(五七五戸)	中 鮮(五七五戸)	三一〇	六四六	一一〇七七	一一〇七七
西北鮮(五八四戸)	西北鮮(五八四戸)	二三三	六四六	一三・五〇二	一一〇七七
全 鮮(一八五九戸)	全 鮮(一八五九戸)	九九四	九九四	九・一四七	九・一四七

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第一部及び第二部による。

右の表の示すやうに、朝鮮においては、雇傭労力とくに年雇労力に依存することの最も少い小作經營においても、全鮮にわたる調査農家一、七二八戸のうち、一人以上の年雇を雇傭する農家數は一六一戸存在する。即ち總農家の九・三%が何等かの程度において年雇労力に依存してゐるわけである。そしてこれらの小作農家に雇傭される年雇の數は合計一六九人となつてゐるのであるから、小作農家約一〇戸につき一人の年雇労力が利用されてゐることになる。なほこのやうな年雇労力への依存の程度は、さきにも述べたやうに、南鮮において最も著しい。南鮮においては、調査農家六五二戸のうち、一人以上年雇を雇傭する農家は八三戸存在する。即ち總農家の一二・八%が年雇労力に依存してゐることになる。これらの農家に雇傭される年雇總數は九〇人に上るのであるから、つまり小作農家七戸につき一人の年雇労力が利用されてゐるわけになる。なほ、右の表には、自小作農經營における年雇利用の状況をもあはせて掲げておいたのであるが、その利用度はいふまでもなく小作經營に比してかなり高い。

次に季節雇・臨時雇の利用状況についてみると、これらの利用度は年雇の場合よりも一般にたかい。即ち調査の対象とされた全鮮にわたる小作農家一、七二八戸のうち、季節雇労力に依存する農家は六六三戸に上り、總農家の三八・四%に當つてゐる。したがつて總農家の約三分の一が季節労力に依存してゐることになる。なほこれらの農家の雇傭する季節雇の數は二一、〇七七人に上り、一戸當り平均一二人に當るのである。こゝでも、南鮮における季節雇労への依存度は他の地方に比べて著しく大きく、季節雇労力に依存する農家は總農家の四八%に當り、一戸當りの雇傭人員は十五人に及んでゐるのである。なほ自小作經營における季節雇労への依存度が小作經營の場合に比べてより大きいことはこゝでもたち入つて言及する必要はあるまい。以上において吾々は、朝鮮における農業人口が、これを家族・雇傭労力別組成の上からみるとき、雇傭労力への依存度を内地に比して著しく大きくしてゐるといふ事實を知り、この點に朝鮮における農業人口のもつ第一の特質が求められるのである。ところで、右のやうな特質は一體何にもとづくのであるか。

吾々は、さきに朝鮮における農業人口の性格が、一般に過剩人口として特徴づけらるべきものであることを指摘し來つたのであるが、右に示されたやうな家族・雇傭労力別組成上の特質は、まさにかくの如き朝鮮における農業人口の過剩人口的な性格の一つの現象形態に他ならないと考へられる。だいたい朝鮮における農業經營は何よりも、耕作面積の零細性と技術水準の低位性によつて特徴づけられるものであり、このやうな技術構造の特殊性はさらに高率な小作料率の慣行を作つ封建的な土地所有關係によつて歴史的に形成されたものに外ならなかつた。したがつてとくに耕作面積の零細な南鮮の小作經營においては、原始的な農具のみを裝備するにすぎない。

なほ、南鮮において年雇労力への依存性がとくにたかい事實については、さきに(三)において述べたやうに、こゝでは自作及び自小作農家の小作農家へ、小作農家の農業労働者(乃至火田民)への階層的轉落にもとづく農村における階層分化の過程が最も鋭く進行し、土地所有を喪失するばかりでなく、小作權の喪失によつて土地利用からも解放され、雇傭労働者として他人の農業經營に從屬する以外には生活の手段をもたない被傭者が夥しく農村に析出されてゐるといふ事實が、こゝに併せて考へられなければならぬのである。

朝鮮における農業人口の第二の特質は、これを體性別構成の上からみる

とき、女子労働への依存性が、内地に比べて著しく小さいことである。いま昭和五年の國勢調査結果から朝鮮における本業人口の男女別構成を職業別に計出し、之を内地のそれと比較するなら次表に示す通りである(第四三表)。

第四三表 朝鮮及び内地における本業人口の男女別構成

(イ) 朝 鮎		實 數		割 合	
		男	女	男	女
農 業	總 數	100.0	62.9	62.9%	37.1%
水産業	100.0	51.3	48.7	51.3%	48.7%
工場業	100.0	68.0	31.0	68.0%	31.0%
商業	100.0	50.0	50.0	50.0%	50.0%
交通業	100.0	54.0	46.0	54.0%	46.0%
公務自由業	100.0	50.0	50.0	50.0%	50.0%
家事使用人	100.0	80.0	20.0	80.0%	20.0%
其の他	100.0	27.0	73.0	27.0%	73.0%
計	976.9	595.8	381.1	61.1%	38.9%

  

(ロ) 内 地		實 數		割 合	
		男	女	男	女
農 業	總 數	100.0	57.2	57.2%	42.8%
水産業	100.0	65.0	35.0	65.0%	35.0%
工場業	100.0	64.0	36.0	64.0%	36.0%
商業	100.0	54.0	46.0	54.0%	46.0%
交通業	100.0	54.0	46.0	54.0%	46.0%
公務自由業	100.0	50.0	50.0	50.0%	50.0%
家事使用人	100.0	80.0	20.0	80.0%	20.0%
其の他	100.0	27.0	73.0	27.0%	73.0%
計	976.9	595.8	381.1	61.1%	38.9%

右の表から明かなやうに、朝鮮における農業本業者中に女子のしめる割合は三四・一%となつてゐる。いまこの三四・一%といふ割合を、「工業」における四八・一%、「商業」における三八・六%と比較するとき、朝鮮の農業人口中にしめる女子の比重が、工業・商業のそれらに比してかなり小さじことが分る。之に比べて、内地における農業本業者總數中に女子のしめる割合は四五・一%であり、「商業」の三三・七%、「工業」の二五・一%に比べて著しく大きい。なほこの四五・一%といふ割合を朝鮮における農業有業者總數中に女子のしめる割合を示す三四・一%といふ割合と比較するとき、吾吾は朝鮮の農業人口中に女子のしめる割合が内地のそれに比して如何に小さいかを理解することができる。

朝鮮における農業人口のもの第三の特質は之を年齢構成上からみるとき、四〇歳以上の比較的高年齢階級の割合が内地に比して著しく小さいことである。いま昭和五年の國勢調査の結果から農業有業者の年齢構成を男女別に求め、之を内地のそれと比較するに次表の通りである(第四四表)。

第四四表 農業有業者の年齢構成

朝鮮		男	女	計
總 數	100.0	91.7	8.3	100.0
二十才未満	10.0	8.0	2.0	10.0
二十才	25.0	20.0	5.0	25.0
二十才一三十才	35.0	30.0	5.0	35.0
三十才一四十才	25.0	22.0	3.0	25.0
四十才一五十才	10.0	9.0	1.0	10.0
五十才以上	1.0	1.0	0.0	1.0

内地	總數	○	二六	二一六	三一三	一九三	一八一	一五五	一〇七	一,〇〇〇
	男	○	二四	二一七	一九七	一八〇	一七五	一六四	一三三	一,〇〇〇
女	○	二九	二三四	三三三	二〇七	一八九	一四四	七四	一,〇〇〇	

備考 前者に同じ。

右の表において注目すべき事實は、先づ各年齢階級における人口の總人口中にしめる割合が四〇歳を境として、朝鮮と内地との間に全く逆の傾向を示してゐる事實である。即ち四〇歳未満の凡ての年齢階級については、朝鮮の割合は内地のそれより大きいのであるが、之と逆に四十歳以上の凡ての年齢階級については朝鮮の割合ははるかに内地のそれより小さいのである。とくに五〇歳以上の老年階級においてこの差は著しい。なほ、朝鮮における一五歳未満の割合が内地に比して著しく大きくなつてゐることは、老年階級におけるこれと逆の傾向と並んで、朝鮮における農業人口の年齢構成上注目すべき事實であると思はれるのであるが、このことは決して現實に朝鮮における農業労力の幼年階級への依存度が内地に比して著しく大きいといふことを示すものではない。何故なら、國勢調査結果の上では、國民學校へ通學する兒童は悉く無業者に數へられるのであるから、内地の農村において現實にきはめて多數に存在する、農業手傳に從事する國民學校兒童は農業者に數へられず、統計面にあげられてゐないからである。なほこのことは、右の表のうち内地における一一歳未満の年齢階級の割合が零となつてゐる事實が明かに證明するところである。<sup>(34)</sup>

ところで以上にのべた統計作製上の事情にもとづき吾々は、右の表から、朝鮮の農村に相當多數の不就學兒童が存在するといふ事實を推定することができる。即ち朝鮮における一一歳未満の農業有業者は農業有業者總數の一四%に當つてをり、之が實數は一〇萬六八七九人となつてゐる。つ

まりこれだけの兒童は本來國民學校に就學すべきであるにも拘らず、不就學のまま農業勞働に從事してゐることになるわけである。このことは次に述べる朝鮮における農業人口のもつ第四の特質との關聯において理解されるべき事柄に屬する。

さて、右に述べた朝鮮における農業人口のもつ體性別構成上女子勞力への依存度が内地に比べてかなり低く、年齢別構成上、高年齢階級への依存度が内地に比べてかなり低いといふ第二、第三の特質も、結局さきにあげた第一の特質と同じく、朝鮮における農業人口のもつ過剩人口として規定されるべき本來的性格にもとづくところであると考へられる。つまり、さきにも述べたやうな朝鮮の零細小作經營における過剩人口の豊富な存在、とくに南鮮においては農業被傭者階級の多數の存在が、朝鮮の農業經營において、女子及び高年者が農業勞働へ參加することを不必要たらしめるのである。朝鮮における農業勞働への女子の參加の程度が比較的少いことについては、女子及び高年者が農業勞働へ參加することを不必要たらしめるのであるが、これは皮相の見解たるを免れない。<sup>(35)</sup> なほ、この點については、印貞植氏も「……過剩人口が餘り多すぎたがために、從來は婦人の勞働力が動員される必要がなかつた」とされ、「論者の中には朝鮮の農業では婦人が働かないから農村が衰退するのだとまで極論する者が往々にして見られるが、實際過剩人口の多い地方では婦人までが田畠に出なければならぬ理由は殆んどなかつたのである」と断じてゐられる。

以上において吾々は、朝鮮における農業人口の特質として、(イ)家族・雇傭勞力別構成上雇傭勞力の比重が比較的大きいこと、(ロ)男女別構成上女子の比重が比較的小さいこと、(ハ)年齢別構成上、高年齢階級の比重が比較的小さいこと、一一以上三つの點を指摘し、これら三つの特質が何れ

第四五表 朝鮮人農業人口の教育程度

	讀文以上解 る戸數	同上總戸 數に對す 割合	文盲戸數	同上總戸 數に對す 讀文以上解 る割合	
				南 (六五二戸) 鮮	中 (五六〇戸) 鮮
全 (一七二八戸)	五一七戸	九一・九%	四〇戸	七・一%	三六・五%
西 (五十六戸)	四七七戸	九一・四%	三九戸	七・六%	三五・八%
北 (五十六戸)	八七・六%	二一四戸	一一・四%	三三・一%	

備考 朝鮮總督府「農家經濟の概況と其の變遷」第二部による。

も、結局は朝鮮における農業人口のもつ過剩人口として規定さるべき本來的な性格にもとづくところであることを明かにした。そしてこのやうな朝鮮における農業人口のもつ本來的な性格が、結局、朝鮮における農業經營のもの特殊な經濟的・技術的構造によつて歴史的に形成され來つたところのものであることは、くりかへして述べられた通りである。

吾々はさきに朝鮮における農業生產構造を何よりも先づ經營規模の零細性と技術水準の低位性によつて特徴づけて來たのであるが、朝鮮における農業經營がこのやうな生産構造をとつてゐることはつまりは、朝鮮における農業經營の現實的擔當者たち三百萬農家における農家經濟の貧困を意味するものに他ならないのである。(二)において豫め斷つておいたやうに本稿は専ら朝鮮における農業人口を、農業生產力の形成要素として、之を朝鮮における農業生產構造の内部において把握し、その性格と特質とを右の角度から闡明することを意企したものであるから、朝鮮における農家經濟の内部にたち入つて、之を分析し、そこから朝鮮人農民の生活水準並びに文化程度を具體的に解明する仕事は後の機會にゆづらねばならないのであるが、こゝでは、朝鮮農業人口の内地における時局農業に對する勤労力補給源としての意義に鑑み、朝鮮における農業人口のもつ第四の特質として、農家經濟の貧困の結果であり、同時にそれの原因ともなる彼等のもつ教育程度の低位性を指摘しておかうと思ふ。

即ち、朝鮮における農業人口の教育程度の低位性を示す一つの指標として、吾々は「農家經濟の概況とその變遷」から、次のやうな記錄をひき出すことができる(第四五表)。但し之は小作農家のみの調査結果である。

生産力の擴充はたんに大量の労働力を工場鑛山に集結しただけでは決して完全に達成されるものではなく、これがためには、同時にそこに集結された勤労力が質的にも優れた勤労力であることを必要とする。そして勤労力のもつ質の向上は、なによりもこれら労働力の荷ひ手たる勤労者を生活の窮乏から解放して、その經濟生活を豊かならしめ、その文化水準を向上せしめる途をおいては所期し難いのである。勤労力保全のための政策が勤労力配置のための政策とならんで戦時勤労政策の二大支柱の一つをなす所以もこゝに見出されるわけである。とくに上來のべ來つたやうに、從來、前時代的な土地所有關係の桎梏の下にあつて經濟的にも文化的にも恐ろしく貧困な生活をくりかへして來た朝鮮における農業人口を近代的な工場・鑛山労働に動員するにさいしては、このことはとくに充分に反省されねばならない點であると思はれる。

- 註 (1) 大阪府學務部社會課「在阪朝鮮人の生活狀態」四四頁。  
 (2) 東京府學務部社會課「在京朝鮮人労働者の狀態」。  
 (3) 前掲「在京朝鮮人の生活狀態」四七頁。  
 (4) 前掲「在京朝鮮人労働者の狀態」。  
 (5) 姜鉉澤「朝鮮における食糧問題の發展過程——内地への米補給」と關聯して——(「農業經濟研究」第一六卷第二號)三二頁參照。  
 (6) 姜鉉澤 前掲論文二三頁參照。  
 (7) 森耕二郎「戰時社會政策」上卷一〇頁參照。  
 (8) 近藤康男「日本農業經濟論」三三九頁及び吉岡金市「農業と技術」五頁以下參照。  
 (9) この場合、東洋における農業を専ら水稻作を中心として發展せしめた東南アジア・モンスーン地帶の自然的條件の特殊性をも

併せて考慮に入れる必要があること、ふまでもない。

(10) (11) 朝鮮總督府「朝鮮ノ小作慣行」上卷一〇三頁。

(12) (13) 同右八一六頁。  
 (14) (15) 同右一二五頁。

(16) (17) 同右一二四頁。  
 (18) (19) 東畠精一「農村問題の諸相」一二三頁。

一般に、かかる分益小作存續の社會經濟的原因については、東

畠精一「農村問題の諸相」六小作料の性格の項參照。  
 朝鮮總督府「朝鮮ノ小作慣行」上卷一二五頁。

- (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29)  
 同右三四頁。  
 同右三五〇頁。  
 同右五四〇頁。  
 同右五四一頁。  
 同右八七頁。  
 朴文圭「農村社會分化の起點としての 土地調査事業に就て」(京城帝國大學法文學會「朝鮮社會經濟史研究」)五六一頁參照。  
 かる資料としては、こゝにあげられた資料の他には朝鮮總督府內務局社會課の發表した「農家經濟に關する調査」(大正一四年九月)を見出しうるにすぎない。  
 (30) (31) 但しこの表の數字は誤植によつてきほめて不正確なものと

なつてゐる。原資料にあたることができなかつたから、こゝでは適當な修正を施した。したがつて本表の數字は正確を期し難い。

朝鮮總督府農林局「朝鮮の農業」七一页。

(33) (32) 農村過剩人口の意義については、伊藤律「日本に於ける農家經濟の最近の動向(二)」(『滿鐵調查月報』第二十一卷第九號)六六頁、及び渡邊信一「日本農村人口論」四六四頁參照。

(34) 四宮恭二「戰爭・食糧・農業」一四九頁。

(35) たとへば最近の「大陸東洋經濟」第一號所載の「朝鮮勞務の決戦寄與力」たる座談會の席上で、記者の「半島で婦人があまり仕事をしないのはどうしたわけですか」との間に朝鮮總督府農產課技師石井辰美氏は「むかしからの習慣でせうね」と簡単に答へてゐられた。

(36) 印貞植「朝鮮農村再編成の研究」一五九頁。

(埋め草)

かくの如く著大な増殖率は近代以前には全く想像し難いところであるが故に、我々の時代は實に一の異常な、そして恐らくは未曾有な人口増加の時代であるといへないことになる。今日の人口問題を論ずる爲には、過去三世紀がかくも比類のない人口膨脹によつて特性づけられてゐることを常に銘記せねばならぬ。之は勿論一般の認めて異議のないところであり、そして更に一般には此の人口膨脹は歐羅巴に初まり他の諸大陸がその後を追つたと考へられて、且つ人口膨脹の刺戟は言はゞ歐羅巴から他の諸大陸へ輸入せられたと考へられてゐる。かかる結論は必ずしも全的に承服し難い。十八世紀歐洲諸國人口趨勢の推定結果は歐洲人口が全く停滞的であった時代に遡り得ることを示してゐる。十七世紀末三十年戦役の後には歐洲の二三の地方に若干の人口増加があつたには相違ないが、併しそは戦争と悪疫によつて生じた間隙の補填と稱すべきもので、從前にも例のないことではない。大體に於いて歐洲人口の決定的な増加は一七〇〇年以前よりも寧ろそれ以後に初まると見ると見方が正鶴を得てゐる。他方、日本の人口は一六五〇年より一七二一年に到る間に著しい増加傾向を示してゐり、また支那の人口は十八世紀中、そして恐らくは十七世紀後半にも急速に増加した。かく亞細亞の二主要國の人口増加は歐洲人口の増加と少くともその時期を同じくしてをり、且つ恐らくは歐洲よりも更に以前に初まつてゐる。孰れにもせよ此の時代に之ら兩國に對する歐洲の影響を考へることは不可能である。とはいへ、之ら二つの例外的事例を除いて考へるならば、歐洲以外の人口増加は歐洲に於けるよりも後に初まり、且つ種々の事實は印度、ジャワ、エチオピア等の人口増加が歐洲の影響に負ふものであるといふ結論を首肯せしめざるを得ぬ。孰れにもせよそれらは歐洲との接觸後に間もなく生じたところの事實であることは疑ひない。

# 彙報

- (1) 同居人（例へば當該夫婦の父母兄弟その他雇人子守等）を含まざる家庭なること。
- (2) 昭和六年四月一日以前出生の子供（即ち既に國民學校初等科を卒業せる子供）なき夫婦の家庭なること。

(チ) 熊本縣(同右)  
計

二九九  
四、六六三

従つて結婚後なほ子女を擧げる無子夫婦より、

その最年長子女が現在國民學校初等科六年生なる夫婦までの家庭にして、且つ同居人を含まざる家庭を選びて調査客體とす。

尙子供は實子に限らず養子預り子等をも含むものとす。

## 一、調査の方法

人口民族部に於いては本年二月施行した第一次育兒費調査に引き續ぎ更にその第二次調査を昭和十八年九月現在を以つて同一の調査客體につき重ねて施行することとしたが、その調査要綱、調査票その他の關係文書を掲ぐれば以下の如くである。

## 第二次育兒費調査要綱

### 一、調査の目的

子女の有無多寡に因りて生ずべき生活費、育児費の輕重を統計的に測定し、以て家族手當その他人口政策の一基本資料を得る目的とし、今昭和十八年二月施行せる第一次調査に引き續ぎ更に九月現在を以て第二次調査を行ひ、その統計的觀察に一層正鴻を得んことを期す。

### 一、調査の客體

調査の客體は第一次調査の場合に同じ。即ち全國の代表的都市及農村の國民學校有配偶男子職員中左の條件を充足する家庭を有つ者を選びて調査客體となす。

- (イ) 東京都(舊東京市域のみ) 一、〇三一  
(ロ) 大阪市 六七六  
(ハ) 宮城縣(郡部のみ) 一九一  
(ニ) 栃木縣(同右) 二四三  
(ホ) 長野縣(同右) 一、三一四  
(二) 岡山縣(同右) 三一五  
(ト) 愛媛縣(同右) 五九三

- (イ) 生活規模  
(ロ) 家庭數及疊數  
(ハ) 衣料切符消費量(切符制度施行以降)

左の項目に付き昭和十八年九月中の實情を記入せしむ。

### 一、調査事項

- (イ) 夫婦の氏名(必ずしも強要せず)及年齢  
(ロ) 該當子女の順位及年齢

### (二) 一般生活費

- (イ) 住居費(家賃及其他)  
(ロ) 食費(米麥費及其他)  
(ハ) 被服費(衣料費及身の廻品代、各項大人用と子供用に別記)  
(ホ) 光熱費(薪炭代、瓦斯料、電氣料及其他)  
(ホ) 其他  
(ハ) 現金支出總額

### (三) 育兒費

- (イ) 牛乳代  
(ロ) 間食代  
(ハ) 身の廻品代

### 一、調査地域並に調査票及家計簿配布數

- (イ) 東京都(舊東京市域のみ) 一、〇三一  
(ロ) 大阪市 六七六  
(ハ) 宮城縣(郡部のみ) 一九一  
(ニ) 栃木縣(同右) 二四三  
(ホ) 長野縣(同右) 一、三一四  
(二) 岡山縣(同右) 三一五  
(ト) 愛媛縣(同右) 五九三

- (イ) 平均月收  
(ロ) 家庭數及疊數  
(ハ) 衣料切符消費量(切符制度施行以降)



## 第二次育児費調査票

(昭和十八年九月)

此の調査は子供の有無、多寡に依つて生ずべき生活費、育児費の輕重を測り、以て人口政策の基本的資材と致すのです。裏面記入者の心得の  
**二、調査の対象** 中に示してある該當家庭は、子供の有無に拘らず、是非御記入下さい。記入事項は絶対秘密に附し、統計以外には使用しませんから、正確な記入をして國策に協力して下さい。

住所	府 縣			郡 市			區			町 村		
<b>(一) 家族關係</b>  <small>す。現くとも子供は年頃に手許で差支へあります。發つてみませんが、實子きでまもな</small>	夫氏の名	明治 大正 年 月 生	<small>(二) 一般生活費 (九月中の現金支出のみを記)</small>	住居費	家賃	圓 錢	其他	圓 錢				
	妻氏の名	明治 大正 年 月 生		食 費	米麥費	圓 錢	其他	圓 錢				
	第一子 男 女	昭和 年 月 生		被 服	衣料費	圓 錢	子供用	圓 錢				
	第二子 男 女	昭和 年 月 生		被 服	身の廻品	大人用	圓 錢	子供用	圓 錢			
	第三子 男 女	昭和 年 月 生		光 熱	薪炭代	圓 錢	瓦斯料	圓 錢				
	第四子 男 女	昭和 年 月 生		費	電氣料	圓 錢	其他	圓 錢				
	第五子 男 女	昭和 年 月 生		其 他				圓 錢				
第六子 男 女	昭和 年 月 生	現金支出額				圓 錢						
<b>(三) 育 兒 費</b> ((二)一般生活費の中で九月中に子供養育のため費し) <small>た現金支出を下の如く細分して記入して下さい。</small>												
牛乳代	圓 錢	乳製品代を含む のです。	教育費	圓 錢	月謝、書物、雑誌、學用品代、其の他の學費に納まる費用を記入して下さい。							
間食代	圓 錢	菓子、果物、其他飲料等の費用 です。	保健費	圓 錢	散髪料、入浴料等を書いて下さい。							
身の廻品代	圓 錢	靴、帽子、靴下、下駄、草履等の 費用です。	醫療費	圓 錢	醫藥費、治療費、消防費等を記入して下さい。							
玩具代	圓 錢	運動具代をも含 みます。	其 他	圓 錢	通學費、學校以外の稽古費等を 書いて下さい。							
<b>(四) 生 活 規 模</b>												
平均月收	圓 錢	俸給、諸手當、財產 收入等を合計して 出して下さい。	室數及 疊數	室 枚	母屋分のみ、間借の 場合は使用室の分を 記入して下さい。							
衣料切符 消 費 量	普通	點中 點	制 限	點中 點	昨年二月支給以來の支給總點數と其の内本年九 月末迄の消費點數を記入して下さい。							

裏面の注意事項を御覧の上記入して下さい。

## 第一次育児費調査に關するお願ひ

記入者の心得

本年二月施行致しました第一次育児費調査の際は、

調査票に詳細御記入下され、誠に有難う御座居ました。その結果については現在當研究所に於いて着々集計を進めて居ります。

今回の第二次育児費調査は九月現在を以つて施行致すもので、前回御記入下さつた方々に今一度御記入の勞をお願ひすることになりました。二度重ねて調査致しますのは、一回きりの調査の場合に生じ勝ちないいろいろの偶然的事情をできるだけ取り除き、統計的觀察に正確を期するためですから、どうかも一度この國策的調査に御協力の程お願ひします。

同封の家計簿は御便利と思ひ差し上げるものですが、御利用の上はわざわざ御返却には及びません。調査票記載の各項目について御集計の結果を御記入の上、右調査票だけを同封の封筒により御郵送下されば結構です。

なほ前回は本調査の該當者であつた方の中にも、その後御子様が今春國民學校初等科を卒業なさるとか、その他いろいろの事情により、調査票裏面「記入者の心得」の二、調査の對象のところに明記してあるやうな本調査の該當者でなくなつた方があると思ひます。さういふ方はどうか此の調査票をお知り合ひの方で該當者と思はれる方にお廻し下さるやうお願ひします。

昭和十八年八月

### (調査票裏面所載)

#### 一、調査の目的

この調査は、子女の有無多寡によつて生ずべき生活費や育児費の輕重を統計的に觀察して、以て家族手當其の他人口政策の基本的資料と致すのです。記入事項は勿論此の目的のために使用されるだけで、絶対に祕密に附せられるのですから、調査票の配布をうけ、記入を依頼された方は、どうぞ安心の上正確な記入をして、國策に叶ふ様協力して下さい。

#### 二、調査の對象

今回の調査では、全國主要地方の國民學校有配偶男子職員中、特に次の二つの場合に該當する家庭をもつてゐられる方に記入をお願ひすることになつてゐます。

(1) 夫婦と昭和六年四月一日以後出生の子供だけの家庭。

(2) 夫婦だけの家庭。

#### 從つて

(イ) 昭和六年四月一日以前出生の子供(即ち既に

國民學校初等科を卒業した子供)のゐる家庭や、同居人(例へば夫婦の父母兄弟その他雇人子守等)のゐる家庭は凡て除外されます。

(ロ) また既に國民學校初等科を卒業した子供の有に、男女の上に一々<sup>○</sup><sup>○</sup>の如く印しをし、その生年月を記入して下さい。實子でなく養子或は預り子でも差支へありませんが、子供が他所にある場合は、假令仕送りをしてゐても此の分は記入に及びません。又子供のない家庭は、此の欄と育児費の欄とは勿論記入に及びません。九月中に生れた者、よそから入つてきた者、及び死亡した者があつたら、其の旨年月欄の下部に註記して下さい。

なほ茲に子供といふのは、實子は勿論、養子預り子等をも含みます。

#### 三、記入上の心得

調査の重要性に鑑み成るべく有りの儘の家計状態を正確に知りたいのですから、記入者は九月分の支出を家計簿に縦密につけて之を項目別に分類集計して記入して下さい。家計簿は本所から配付致しますが、平生使用中のものを用ひても差支ありません。記入事項に就ては表面の調査票の説明を參照する外、下の説明を必ず熟讀して間違ひのないやうに書き入れて下さい。

住所 現に居住してゐる場所です。

#### (一) 家族關係

(イ) 夫妻の氏名 出来るだけ記入を希望しますが、特に差支へある人は調査票には記入を省略してもかまひません。但し無記名の場合でも生年月は必ず記入し、又その他の事項も十分信用の出来る様に注意して下さい。

(ロ) 子女 現在手許で養育してゐる子供を年順に、男女の上に一々<sup>○</sup><sup>○</sup>の如く印しをし、その生年月を記入して下さい。實子でなく養子或は預り子でも差支へありませんが、子供が他所にある場合は、假令仕送りをしてゐても此の分は記入に及びません。又子供のない家庭は、此の欄と育児費の欄とは勿論記入に及びません。九月中に生れた者、よそから入つてきた者、及び死亡した者があつたら、其の旨年月欄の下部に註記して下さい。

九月中に現金で支拂つた生活費を指定の項目に分類して記入して下さい。尙参考の爲めに九月中の現金支出額及生活費を差引した其の他の費額をも附記して下さい。本欄記入には特に左の點を注意して下さい。

(イ) 九月中に實際に現金を支拂つた額を記入するのですから、八月以前の分でも九月に支出したならばいりますし、反対に九月分でも翌月以後に支拂ふものは除かれます。手附金等の支出も之に準じます。

(ロ) 現金支出のみの調べですから贈與や自家生産製品の代價は受入支出共記入に及びません。

(ハ) (ミ) 育児費中の牛乳代間食代は食費中の其他に、身の廻り品代は被服費中に、玩具代以下その他迄は本欄中の其の他に含めて記入し、更に其の内譯を(ニ)育児費欄に細分記入して下さい。

(ニ) 現金支出には貯金預入、貸金、借金返済や同居子女にやつた小遣錢等他に支出しないものは含めないで下さい。

住居費 「家賃」には借家借間の場合の月額家賃間代を記入して下さい。「其他」には地代住居の修繕費(家屋は勿論住宅内の手入、修繕代、障子、襖紙、硝子、疊替費等)や水道料、井戸の入費、

家具、什器及設備費等を含みます。

食費 「米麥費」には米麥の外之に代用配給せらる馬鈴薯、甘藷、ウドン、パン等の代金をも入れて下さい。「其他」には副食物費、調味料、漬物代或は外食費等一切を含みます。育児費中の牛乳代、間食代もはいります。

被服費 被服費は「衣料費」と「身の廻り品代」とに区分し、更に之を「大人用」と「子供用」とに區分して記入して下さい。大人用には家庭用をも含め、子供用には、子供専用のもののみを記入して下さい。被服費中の子供用身の廻り品代は(ミ)

育児費中に再掲して下さい。

「衣料費」には綿代、絲代、仕立て、洗濯料等も含みます。

「身の廻り品代」は(ミ)育児費の相當欄の説明を参考して下さい。

光熱費 「其他」には石炭、煉炭、亞炭代やマッチ代等の合計を記入して下さい。

### (ミ) 育児費

(一) 一般生活費に記入した支出の中直接子供の養育に費した九月中の現金支出額を書いて下さい。

牛乳代 乳製品代をも含みますが、大人の飲用した分は除外して下さい。

間食代 食事時以外に給するおやつの費用です。之も大人が食べた分は除外して下さい。

身の廻り品代 調査票例記の外、徽章、櫛、髪飾り、ニンクサック代等がはります。

玩具代 おもちゃや愛玩品等一切の外、各種運動具代をも含みます。

教育費 月謝、保護者會費、教科書、誌雑、繪本、各種學用品代、其の代學校に納むる費用です。

旅行積立金等は之にはりますが、學校貯金や肝油代、學校給食費等は之を除きます。

保健費 散髪料、入浴料や學校で給する肝油、滋養料等の費用をも含みます。

醫療費 病氣の場合の醫薬代、治療費、看護婦料、其の他豫防注射費等を指します。

其他 通學に要する費用、學校以外で繪や書方茶、花等の稽古をする場合の費用を書いて下さい。

### (四) 生活規模

記入して下さる方の生活規模を書いて頂いて、之と育児費との關係を知るに便します。

平均月收 月給、各廳の手當(居残、宿直、家族手當等)及財產收入等を過去一箇年總計して、一箇月分の平均を出して下さい。妻に收入のある場合は之を加へて下さい。

室數及疊數 現在住んでゐる家屋(母家)の部屋數と、疊數を書いて下さい。間借やアパート住の場合は其の使用室數と疊數だけで結構です。

衣料切符消費料 昨年二月支給以來支給された總點數と其の内本年九月末迄の一箇年八ヶ月間に消費した點數を、普通切符と制限切符とに分けて記入して下さい。

~~~~~

## 地方行政協議會令の公布

地方行政協議會令は、昭和十八年七月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 地方行政協議會令

(昭和十八年六月三十日)  
勅令第五百四十八號

第一條 地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合連絡調整ヲ圖ル爲北海地方、東北地方、關東地方、東海地方、北

陸地方、近畿地方、中國地方、四國地方及九州地方  
ニ地方行政協議會ヲ置ク

前項ノ地方區分並ニ協議會ノ名稱及之ヲ附置スペキ  
都廳府縣左ノ如シ

| 地    | 方   | 區   | 分   | 名         | 稱         | 附置ノ都廳府縣 |
|------|-----|-----|-----|-----------|-----------|---------|
| 北海地方 | 樺太  | 北海道 |     | 北海地方行政協議會 | 北海道廳      |         |
| 東北地方 | 青森縣 | 岩手縣 | 宮城縣 | 東北地方行政協議會 | 宮城縣       |         |
| 關東地方 | 茨城縣 | 福島縣 | 群馬縣 | 關東地方行政協議會 | 東京都       | 都       |
| 東海地方 | 千葉縣 | 栃木縣 | 埼玉縣 | 東海地方行政協議會 | 東京都       | 都       |
| 北陸地方 | 新潟縣 | 富山縣 | 石川縣 | 北陸地方行政協議會 | 新潟縣       |         |
| 近畿地方 | 長野縣 | 奈良縣 | 滋賀縣 | 近畿地方行政協議會 | 近畿地方行政協議會 |         |
| 中國地方 | 鳥取縣 | 京都府 | 大阪府 | 中國地方行政協議會 | 大阪府       |         |
| 四國地方 | 德島縣 | 香川縣 | 愛媛縣 | 四國地方行政協議會 | 廣島縣       |         |
| 九州地方 | 福岡縣 | 佐賀縣 | 長崎縣 | 九州地方行政協議會 | 福岡縣       |         |

- 第三條 協議會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組  
織ス  
會長ハ協議會ヲ附置セラレタル都廳府縣(以  
得  
下當該都廳府縣ト稱ス)ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ  
第四條 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ  
一 當該地方ニ於ケル廳府縣長官  
二 當該地方ニ付管轄權ヲ有スル財務局長、稅關長、  
地方專賣局長、營林局長、鑛山監督局長、地方燃  
料局長、遞信局長、海務局長及鐵道局長  
三 當該地方ニ關係アル工務官事務所長、勞務官事  
務所長其ノ他ノ官衙ノ長ニシテ内閣總理大臣ノ指  
定スルモノ

- 第五條 會長ハ事案ノ性質ニ應ジ委員ノ一部ヲ以テ會  
議ヲ開クコトヲ得  
第六條 委員事故アルトキハ會長ノ承認ヲ受ケ部下ノ  
官吏ヲ其ノ代理者トシテ會議ニ參與セシムルコトヲ  
を以テ左の如く制定せられた。  
第七條 會長ハ内閣總理大臣ノ監督ノ下ニ於テ會務ヲ  
總理ス  
第八條 會長ハ協議會ノ事務ニ關シ必要アルトキハ關  
係官衙ニ對シ資料ノ提出 說明其ノ他ノ共助ヲ求ム  
ルコトヲ得  
第九條 協議會ニ主幹ヲ置ク當該都廳府縣ニ配置セラ  
レタル地方參事官ヲ以テ之ニ充ツ  
主幹ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ  
代理ス  
第十條 會長ハ須要ニ應ジ第四條ニ規定スル關係官衙  
ノ高等官ニ幹事ヲ委嘱シ會長及主幹ノ指揮ヲ承ケ庶  
務所長其ノ他ノ官衙ノ長ニシテ内閣總理大臣ノ指  
定スルモノ

務ヲ整理セシムルコトヲ得

第十一條 協議會ノ庶務ハ當該都廳府縣之ヲ掌リ長官  
官房又ハ知事官房ノ主管トス

第十二條 協議會ニ關スル事務ニ從事セシムル爲當該

都廳府縣ニ臨時ニ屬專任二人ヲ増置ス

第十三條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外協議會ノ議  
事規則其ノ他協議會ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理  
大臣之ヲ定ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則

### 地方行政協議會規程の制定

地方行政協議會規程は、昭和十八年七月三日付官報  
を以テ左の如く制定せられた。

#### 地方行政協議會規程 (昭和十八年七月一日 達)

第一條 地方行政協議會ノ會議ノ日時及場所ハ會長ノ

命ヲ承ケ主幹ヨリ之ヲ通知スルモノトス

第二條 協議會ハ其ノ運營上適當ト認ムルトキハ定例  
會議日ヲ設クルコトヲ得

第三條 地方行政協議會令第五條ノ場合ニ於ケル關係  
委員ノ範圍ハ會議ノ都度會長之ヲ定ム

第四條 協議會ノ議案ハ會長ノ指揮ヲ承ケ主幹及幹事  
ニ於テ之ヲ作成スルモノトス

第五條 委員ハ努メテ會議ニ出席スベキモノトシ地方  
行政協議會令第六條ノ規定ニ依リ代理者ヲシテ會議  
ニ參與セシムルハ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限ル

ベキモノトス

第六條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ主宰ス  
會長事故アルトキハ主幹前項ノ職務ヲ代理ス

地方行政協議會令第五條ノ規定ニ依ル會議ノ場合ニ  
於テハ會長ハ事宜ニ依リ其ノ指名スル關係委員ヲシ  
テ議長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七條 委員ハ議事ニ際シテハ大局的見地ニ立チ協調  
ノ精神ヲ以テ之ニ當ルベキモノトス

第八條 協議會ハ決議ヲ以テ意思決定ヲ行ハザルヲ例  
トス

第九條 特ニ決議ヲ要スル場合ニ於ケル議事方法ハ會  
議ニ詰リ會長之ヲ定ム

決議ヲ行フ場合ニ於テハ地方行政協議會令第六條ノ  
規定ニ依ル委員ノ代理者ハ之ヲ出席委員ト看做シ決  
議ニ加ハシムルモノトス

第十條 會長ハ事案ノ性質ニ應ジ當該地方ノ隣接地方  
ニ於ケル都廳府縣長官又ハ其ノ代理者ノ出席ヲ求メ  
會議ニ於テ意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ者ハ之ヲ參與委員ト稱ス

第十一條 會長ハ關係官吏其ノ代理者ヲ認メタル者ヲ  
シテ會議ニ出席セシメ必要ナル説明又ハ意見ノ陳述  
ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 協議會ノ議事ヲ發表スル場合ニ於テハ會長  
ノ指揮ヲ承ケ主幹之ヲ行フモノトス

第十三條 地方行政協議會令第六條ノ規定ニ依ル代理  
者ハ事案ノ性質ニ應ジ當該事項ノ主任官ヲシテ之ニ  
當ラシムルヲ例トス

第十四條 會長ハ協議會ノ處理事項中重要ナルモノハ  
隨時内閣總理大臣ニ之ヲ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ニ報告シタル事項ハ  
内務大臣ニ之ヲ通報スルト共ニ其ノ他ノ各廳ニ關係  
アル事項ハ之ヲ當該關係廳ニ通報スベシ

第十五條 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外會長ハ協議  
會ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得

## 國民徵用令中改正の件公布

國民徵用令中改正の件は、昭和十八年七月二十一日  
付官報を以て左の如く公布せられた。

### 國民徵用令中改正ノ件

(昭和十八年七月二十日)  
(勅令第六百號)

第二條 徵用ハ國家ノ要請ニ基キ帝國臣民ヲシテ緊要  
ナル總動員業務ニ從事セシムル必要アル場合ニ之ヲ  
行フモノトス

第五條中「徵用ノ解除ハ」ノ下ニ「厚生大臣自ラ之ヲ行  
フ場合及第二十二條ノ二第一項ノ場合ヲ除クノ外」ヲ  
加フ

緊急ヲ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調  
査ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキハ地方長官ハ前二  
項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベ  
キ者ニ之ヲ交付スベシ

緊急ヲ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調  
査ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキハ地方長官ハ前二  
項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベ  
キ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

第七條ノ三 前條第二項ノ規定ニ依ル検査又ハ調査及  
服務ノ適否ノ判定ニ關スル事務ニ從事セシムル爲廳

府縣ニ國民徵用官ヲ置ク

國民徵用官ハ保安部長タル警視廳部長、警察部長タル

北海道廳若ハ府縣ノ部長又ハ地方長官ノ指定スル警  
視廳若ハ北海道廳ノ事務官、職業官若ハ技師若ハ地

方事務官、地方職業官若ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツ  
第七條ノ四 厚生大臣管理工場又ハ指定工場ノ事業主  
(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ヲ徵用  
シ當該工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルニ

ニ從事スルモノナル場合ニ於テハ就業ノ場所」ニ、  
「(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル  
者ニ付テハ就業地)」ヲ「(國民職業能力申告令第二條第  
一號乃至第五號ニ該當スル要申告者ニシテ職業ニ從事  
スルモノニ付テハ同令ニ依ル就業地)」ニ改メ同條第三

項ヲ削ル

第七條ノ二 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキ  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ出頭命令書ヲ發シ徵用セラ  
ルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

地方長官ハ前項ノ出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭シタ  
ル者ニ付身體ノ狀態、居住及就業ノ場所、職業、技  
能程度、家庭ノ狀況、希望等ヲ検査又ハ調査シテ服  
務ノ適否ヲ判定シ從事スベキ總動員業務、職業及場  
所ヲ決定シタル上徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者  
ニ之ヲ交付スベシ

緊急ヲ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調  
査ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキハ地方長官ハ前二  
項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベ  
キ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

當リテハ第六條乃至前條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ム

ル所ニ依リ徵用命令ヲ發シ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達シ地方長官ヲシテ徵用令書

ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付セシメ又ハ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スペシ

第八條第一號中「(國民職業能力申告令第二條第一號)」

職業ニ從事スル者ニ付テハ就業ノ場所」ヲ「(國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號ニ該當ズル要申告者ニシテ職業ニ從事スルモノニ付テハ就業ノ場所)」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號中居住ノ場所又ハ就業ノ場所ニ關スル事務

能力申告令第二條第一號乃至第五號ニ該當ズル要申告者ニシテ職業ニ從事スルモノニ付テハ就業ノ場所)」ニ

改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號中居住ノ場所又ハ就業ノ場所ニ關スル事務工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムル爲ニ徵用セラルモノナルトキ又ハ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ナルトキ

ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九條及第十條 削除

第十一條中「徵用令書」ヲ「出頭命令書又ハ徵用令書」ニ、「地方長官」ヲ「厚生大臣又ハ地方長官」ニ改ム

第十二條ノ末尾ニ左ノ如ク加フ  
管理工場ニ使用セラル者ニ付當該管理工場ヲ管理スル主務大臣其ノ徵用ノ變更ヲ必要トスルトキ亦同ジ

第十三條ニ左ノ二項ヲ加フ  
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ナキ場合ト雖モ被徵用者ノ徵用ヲ變更スルコトヲ得

ハ官衙ニ使用セラル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ、管理工場ニ使用セラル者ニ在リテハ當

該管理工場ヲ管理スル主務大臣ニ協議スベシ

第十六條ノ二 第十二條前段、第十三條第一項第二項、

第十四條第一項及第十五條第一項第二項ノ規定ハ被徵用者タル管理工場又ハ指定工場ノ事業主(事業主

法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ徵用ノ變更

又ハ解除ニ付之ヲ準用ス

厚生大臣被徵用者タル管理工場又ハ指定工場ノ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前條ノ規定

ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用變更命令若ハ徵用解除命令ヲ發シ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方

長官ニ之ヲ通達シ地方長官ヲシテ徵用變更令書若ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付セシメ又ハ

被徵用變更令書若ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スペシ

第十六條ノ三 被徵用者ハ忠誠ヲ旨トシ其ノ從事スル

總動員業務ニ精勵スベシ  
第十六條ノ四 被徵用者ノ表彰ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十六條ノ五 被徵用者ニシテ管理工場又ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事スルモノハ之ヲ應徵士ト稱ス

第十七條中「管理工場又ハ指定工場ニ使用セラル者」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)」ニ改ム  
ニ同條第五項中「第十條ノ規定ニ依リ」ヲ「出頭命令書ノ交付ヲ受ケ」ニ改メ同條第六項ヲ左ノ如ク改ム  
被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル

場合及被徵用者又ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲官衙ノ長若ハ事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ又ハ官衙ノ長若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラル被徵用者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ

ル者ニ關シテハ」ノ下ニ「命令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ加フ

第十九條第一項及第二項中「第十條ノ規定ニ依リ」ヲ「出頭命令書ノ交付ヲ受ケ」ニ改メ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合、徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲官衙ノ長若ハ事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ又ハ官衙ノ長若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラル被徵用者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ

使用セラル被徵用者ニ關シテハ厚生大臣之ヲ定ム

第十八條第二項中「管理工場又ハ指定工場ニ使用セラ

第二十二條第二號中「道府縣會」ヲ「東京都議會、道府縣會」ニ改ム

第三十二條ノ二 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ徵用命令、徵用變更命令若ハ徵用解除命令ヲ俟タズ直ニ出頭命令書徵用令書徵用變更命令書若ハ徵用解除命令書ヲ發シ徵用セラルベキ者若ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシメ又ハ地方長官ヲシテ第四條第三項、第六條第一項、第七條ノ四、第十二條乃至第十五條(第十六條ノ二第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六條ノ二第二項、第十八條第二項若ハ第十九條ノ二ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ職權ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官厚生大臣ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ同項ニ掲タル各條項ニ依ル總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣、當該官衙ノ所管大臣又ハ當該管理工場ヲ管

理スル主務大臣ノ職權ハ各總動員業務ヲ行フ官衙ノ長、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長、當該官衙ノ長又ハ工場事業場管理令ニ依ル當該管理工場ノ管理官之ヲ行フ

テハ產業部長タル州事務官、樺太ニ在リテハ警察部長タル部長、南洋群島ニ在リテハ内務部長タル部長トシ警視廳若ハ北海道廳ノ事務官、職業官若ハ技師若ハ地方事務官、地方職業官若ハ地方技師トアルハ朝鮮ニ在リテハ道ノ理事官若ハ技師、府尹、郡守若ハ島司、臺灣ニ在リテハ地方理事官若ハ地方技師、樺太ニ在リテハ樺太廳ノ書記官、事務官若ハ技師、南洋群島ニ在リテハ南洋廳ノ事務官若ハ技師トス  
本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス  
但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
〔參照〕  
昭和十四年七月八日公布勅令第四百五十一號國民徵用令抄錄

第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外國民職業指導所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス  
第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ  
一、總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ)ノ所管大臣又ハ管理工場若ハスル區域ニ在リテハ東京都ニ改ム  
第二十五條ニ左ノ一項ヲ加フ  
第七條ノ三第一項中廳府縣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各道、州若ハ廳、樺太廳長、警察部長タル北海道廳若ハ府縣ノ部長トアルハ朝鮮ニ在リテハ内務部長タル道事務官、臺灣ニ在リ

能力申告令第一條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ之ヲ通達スベシ  
徵用セラルベキ者其ノ居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル場合ニ於テハ就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジ國民職業能力申告令第四條第一項後段又ハ第三項ノ規定ニ依ル申告令第三條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ  
地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
第八條 徵用令書ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ  
但シ軍機保護上特に必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲タル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得  
一、徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業ノ場所)  
第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ狀態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否並ニ從事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ  
第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル  
用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第一條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ之ヲ通達スベシ  
徵用セラルベキ者其ノ居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル場合ニ於テハ就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジ國民職業能力申告令第四條第一項後段又ハ第三項ノ規定ニ依ル申告令第三條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ  
地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
第八條 徵用令書ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ  
但シ軍機保護上特に必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲タル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得  
一、徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業ノ場所)  
第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ狀態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否並ニ從事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ  
第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル  
用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾患其ノ他避クペカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ズベシ  
前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スペシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハスル官衙、管理工場若ハ指定工場、被徵用者ノ從事スル總勤員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スペシ

### 第十六條第三項

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スペシ

第十七條 被徵用者總勤員業務ニ從事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラル者ニ在リテハ當該管理工場又ハ業主ノ指示ニ從フベシ

### 第十八條第二項

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラル者ニ關シテハ當該管理工場ノ事務

業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

### 第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス

管理工場又ハ指定工場ニ配置セラル爲第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ

支給シタル旅費ノ額ハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベシ

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス

第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ准ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スペシ

### 國民徵用令施行規則及その他の省令 中改正の件公布

國民徵用令施行規則及その他の省令中改正の件は、

昭和十八年七月三十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 國民徵用令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日)  
厚生省令第三十號

#### 第二條 削除

第三條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ發スル出頭命令書ハ別表様式第一號ニ依ル

第四條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム

第四條ノ二 令第七條ノ四ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發

指定工場ニ使用セラル者ニ關シテハ厚生大臣之スル徵用命令ハ徵用セラルベキ事業主(事業主法人

ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)從事スペキ總勤員業務ヲ行フ管理工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ

地方長官前項ノ徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ通達ス

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所ニ依リ國民職業指導所ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又

徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スペシ

横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ准ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ准ズベキモノノ於テ一時繰替支辨スペシ

徵用セラルベキ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リ)

テハ其ノ代表者ノ從事スペキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在ルトキハ

前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付ス

第六條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム

第九條 本文ヲ左ノ如ク改ム

令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添

附シ出頭命令書又ハ徵用令書ヲ發シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

第十二條ノ二 令第十六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者タル事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スル總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

地方長官前項ノ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十三條ノ二 重要事業場勞務管理令第四條第一項又ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ニシテ被徵用者ノ給與ニ關スルモノニ付テハ令第十八條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノ(令第二十二條ノ二ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付ス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ令第二十二

條ノ二ノ規定ニ依ルモノトス

一 戰爭ノ際に於ケル戰鬪行爲ニ因ル災害及之ニ起因シテ生ズル災害ニ際シ緊急徵用ノ必要アル場合

二 徵用變更又ハ徵用解除ニ關シ厚生大臣ノ定ムル

ルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨報告スベシ

前項ノ場合ニ在リテハ本令中厚生大臣トアルハ地方長官トス

第十八條 地方長官前條ノ規定ニ依リ職權ヲ行使シタ

ルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨報告スベシ

第七條ノ二ニ依リ 左ノ日時及場所ニ出頭スベシニ、

「何府縣知事氏名印」(北海道廳長官氏名印ヲ「廳府縣長官」)ニ改メ、同様式中(裏面)ヲ左ノ如ク改ム

出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
二 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者傷痍疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(白)ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ營營官吏ノ證明書)ヲ添  
三 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ他ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ添ヘ該命令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク届出ヅベシ  
四 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ居住地ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都長官)又ハ之ニ準ズベキモノニ該命令書ヲ提示シテ之ガ一時線替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スペキ場所ガ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域)ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(注)

市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ旅費ノ一時線替支辨ヲ爲シタルトキハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費何圓何拾錢支辨濟」ト記載證印シ本人ニ返付スベシ

(参照)  
國民徵用令第七條ノ二 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ出頭命令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
地方長官ハ前項ノ出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭シタル者ニ付身體ノ狀態、居住及就業ノ場所、職業、職業及場所ヲ決定シタル上徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
緊急ノ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調査ヲ爲スノ必要ナシト認ムトキハ地方長官ハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得



## 様式第一號

## 調査登録連名表

| 年月日生   |      | 氏名及       |         | 年月日生   |      |           |         | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 状況     | 家庭   | 關係        | 兵役      | 場所     | 居住   | 家庭        | 關係      | 兵役     | 場所   | 居住        | 家庭      | 關係     | 兵役   | 場所        | 居住      | 家庭     | 關係   | 兵役        | 場所      | 居住     | 家庭   | 關係        |         |
| 配偶者    |      |           | 配偶者     |        |      | 配偶者       |         |        |      |           | 配偶者     |        |      |           |         | 配偶者    |      |           |         |        | 配偶者  |           |         |
| 有無     |      | 學歷        | 有無      |        | 學歷   | 有無        |         | 學歷     | 有無   | 學歷        | 有無      |        | 學歷   | 有無        | 學歷      | 有無     | 學歷   | 有無        | 學歷      | 有無     | 學歷   | 有無        |         |
| 家族養    |      |           | 家族養     |        |      | 家族養       |         |        |      |           | 家族養     |        |      |           |         | 家族養    |      |           |         |        | 家族養  |           |         |
| 人      |      |           | 人       |        |      | 人         |         |        |      |           | 人       |        |      |           |         | 人      |      |           |         |        | 人    |           |         |
| 経験年数   | 職業名及 | 就業場所(勤務先) | (勤務先含む) | 就業年数   | 職業名及 | 就業場所(勤務先) | (勤務先含む) |
| 年      | 月    | 地         | 在       | 年      | 月    | 地         | 在       | 年      | 月    | 地         | 在       | 年      | 月    | 地         | 在       | 年      | 月    | 地         | 在       | 年      | 月    | 地         | 在       |
| 給料又ハ賃金 | 又ハ地位 | 職業上ノ身分    | 又ハ地位    |

第二條第一項中「別表様式」ヲ「様式第一號」ニ改メ、同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ、同條第二項中「前項ヲ「第一項」ニ、「市町村長」ヲ「市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長)」ニ改メ同項ヲ第三項トス厚生大臣現ニ總動員業務ニ從事スル必要アル場合ニ於テ其ノ業務ニ從事セシムル爲徵用スル必要アル場合ニ於テ其ノ範圍ニ付前條ノ規定ニ依ル通達ヲ爲シタル場合ニ在リテハ地方長官前項ノ規定ニ拘ラズ國民職業指導所長ヲシテ之ヲ調査シ様式第二號ニ依リ登録セシムルコトヲ得

第四條 厚生大臣第二條ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付徵用命令ヲ發スル場合ニ在リテハ同條第一項ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付テハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ同條第二項ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

## 附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 國民徵用令第十九條第五項ノ規定

## ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日  
厚生省令第三十二號)

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ命ジタル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス

第二條中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域

## 様式第二號

調査登録連名表

| 本籍地  | 居住ノ場所 | 氏名及   | 從事スル |
|------|-------|-------|------|
| 年月日生 | 年月日生  | 總動員業務 | 職業   |
|      |       | 名     | 場所   |
|      |       | 稱     | 所在地  |
|      |       | 所     |      |
|      |       | 在     |      |
|      |       | 地     |      |

徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要  
スル費用支辨方ニ關スル件中改正  
ノ件  
(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十四號)

第一條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム  
第二條中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域  
ニ在リテハ東京都)」ニ、「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

## 附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指  
定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費  
及管理工場又ハ指定工場ノ事業主

ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル

件中改正ノ件  
(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十五號)

昭和十五年九月十日厚生省令第四十五號ハ國民徵用令第三條第二項ノ規定ニ依リ徵用セラレベキ者ノ調査登  
錄ニ關スル件ナリ

ニ在リテハ東京都)」ニ改ム

第三條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム

第四條中「出頭ヲ求メタル」ヲ「出頭ヲ命ジタル」ニ改ム

(別表)中「國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メ

タル者ノ出頭旅費拂戻請求書」ヲ「國民徵用令第七條ノ

二ノ規定ニ依リ出頭ヲ命ゼラレタル者ノ出頭旅費拂戻

請求書」ニ、「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、  
(警視總監)

「北海道廳長官」

ヲ「廳府縣長官宛」ニ改ム

國民徵用令第十九條第五項ノ規定  
ニ依ル徵用セラレベキ者ノ出頭旅  
費規則中改正ノ件  
(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十三號)

第一條 國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官官

(東京都ニ在リテハ警視總監)徵用セラレベキ者ニ出

頭ヲ命ジタル場合ノ旅費ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス

第十條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム

第十一條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

## ム

## 附則

國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラ  
レタル者ノ旅費及管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國  
庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件「國民徵用令ニ依リ  
管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及其  
ノ家族ノ出頭旅費並ニ管理工場又ハ指定工場ノ事業主  
ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件」ニ改ム

第一條 國民徵用令(以下令ト稱ス)ニ依リ管理工場又  
ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムル爲  
ル徵用セラレタル者(以下被徵用者ト稱ス)徵用令書  
ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ノ支  
給及其ノ一時旅費拂戻請求書」ヲ解除セラレ歸郷ス  
ル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ  
爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ事

業主ノ許可ヲ得テ被徴用者一時歸郷スル場合ノ旅費

ノ支給及第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スペキ旅費ノ額ニ

關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第三條ノ二 被徴用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徴用者ノ家族出頭シ若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徴用者一時歸郷スル場合ノ旅費

ハ當該被徴用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主被徴用者一時歸郷スル場合ニ在リテハ旅行前ニ、被徴用者ノ家族出頭スル場合ニ在リテハ出頭後

之ヲ支給スベシ

第三條ノ三 前條ノ規定ニ依ル被徴用者ノ範圍ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ於ケル勞務者又ハ之ニ準ズベキモノトシ家族トハ被徴用者又ハ被徴用者タリシ様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)、直系尊屬、直系卑屬及戸主トス

被徴用者危篤若ハ死亡ノ際ニ於テ前項ノ家族ナキトキ又ハ家族事故ニ因リ出頭シ難キトキハ被徴用者ノ親族中事業主ノ認ムル者一人ヲ限り前項ノ家族ト看做ス

第四條ノ二 第三條ノ二ノ規定ニ該當セザル事由ニ依

ハ當該被徴用者一時歸郷中其ノ家族危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合又ハ家族出頭中被徴用者危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主必要アリト認ムルトキハ被徴用者ニ在リテハ返旅費、家族ニ在リテハ滞在及返路旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ滯在旅費ハ危篤若ハ死亡ノ日ヨリ起算シ各三日以内トス

第五條第三項中「前條第二項」ヲ「第四條第二項」ニ、同條第六項中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域」ヲ改ム

第七條中「其ノ者ノ居住地ノ市町村」ヲ「其ノ者ノ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都」ヲ改ム

第八條第一項第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第八號ヲ第十號ニ改ム

第九第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

第十條第一項第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第八號ヲ第十號ニ改ム

第十一條中「令第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者」ヲ

第十二條ノ二 被徴用者ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業ノ許可ヲ得テ被徴用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ現ニ從事スル場所ノ所在地家族ノ居住地間ノ往返ニ付

第十三條及第六條ノ規定ニ依リ算出シタル額トス

第十四條ノ三 被徴用者ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通

知ニ依リ被徴用者ノ家族出頭スル場合ノ旅費ハ家族ノ居住地被徴用者ノ就業ノ場所ノ所在地間ニ付往返ノ旅費及到着ノ日ヨリ三日以内ノ滯在ノ旅費トス  
依リ算出シタル額トシ家族一人ニ限り之ヲ支給ス  
第四條ノ四 被徴用者ノ危篤ニ因リ家族出頭ノ途中又ハ出頭滯在中被徴用者死亡シタルトキハ其ノ出頭ヲ被徴用者死亡ニ因ル家族ノ出頭ト看做ス  
被徴用者危篤ニ因リ家族出頭シタル後被徴用者死亡シタルトキハ死亡ノ日ヨリ起算シ更ニ三日以内ノ滯在旅費ヲ支給ス  
第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ  
第一條第二項、第四條第二項及第十八條中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム  
第四條第二項中「東京府ニ在リテハ警視總監」ヲ「東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ」ニ改ム  
第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ  
九 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル技能者ノ雇入及就職ノ場合ハ被徴用者ニ在リテハ返旅費、家族ニ在リテハ滞在及返路旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ滯在旅費ハ危篤若ハ死亡ノ日ヨリ起算シ各三日以内トス  
第六條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ  
八 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

(昭和十八年七月八日)

## 労務調整令施行規則中改正の件公布

労務調整令施行規則中改正の件は、昭和十八年七月八日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月八日)

第一條第二項、第四條第二項及第十八條中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第四條第二項中「東京府ニ在リテハ警視總監」ヲ「東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ」ニ改ム

第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

九 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指

導所長ノ認可アリタル技能者ノ雇入及就職ノ場合ハ被徴用者ニ在リテハ返旅費、家族ニ在リテハ滞在及返路旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ滯在旅費ハ危篤若ハ死亡ノ日ヨリ起算シ各三日以内トス  
第六條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ  
八 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

第十條第一項第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第八號ヲ第十號ニ改ム

九 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指

導所長ノ認可アリタル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

第十條第一項第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第八號ヲ第十號ニ改ム

九 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官

ニ於テ業種又ハ職種ノ指定ヲ爲シタル當時ニ於テ

當該業種又ハ職種ニ使用及從業ヲ禁止又ハ制限セ

ラレタル男子從業者ノ數ニ等シキ員數ノ一般青壯年タル女子ノ其ノ指定アリタル後六月以内ニ於テ爲ス雇入及就職ノ場合

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項第九號ノ規定ニ依リ一般青壯年タル女子ヲ雇入レタル者ハ其ノ員數ヲ同號所定ノ期間滿了後五日以内ニ其ノ者ノ使用場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

第十條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニハ厚生大臣又ハ

地方長官ノ指定スル年月日以後ハ其ノ指定シタル禁止又ハ制限ノ範圍ヲ超エテ男子從業者ノ雇入、使用、就職又ハ從業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ國民職業指導所長ノ認可アリタル場合ハ此ノ限り在ラズ

前項ノ指定ハ厚生大臣又ハ地方長官ノ告示ニ依り之ヲ爲ス

第十條ノ三 前條第一項但書ノ認可ノ申請ハ様式第三

號ノ二ニ依リ就職又ハ從業セントスル男子從業者及其ノ者ノ雇入又ハ使用セントスル者ノ連署ヲ以テ其

ノ者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ准用ス

第十條ノ四 第十條ノ二ノ規定ハ左ノ各號ノ一一該當スル者ニハ之ヲ適用セズ

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ

其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノ

二 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタル者ニシテ徵集又ハ召集ノ解除ニ因リ原職ニ復歸シ未ダ其ノ者ガ

徵集又ハ召集ニ因リ軍務ニ服シタル期間(其ノ期間一年以上ニ亘る場合ニ在リテハ一年トス)ヲ經過セザルモノ

三 年齢四十五年以上及十四年未滿ノ者

四 第五條第一項第一號又ハ第十條第一項第二號ノ規定ニ依ル認定アリタル者

第十條ノ五 第十條ノ二ノ規定ニ依ル地方長官ノ指定ハ厚生大臣ニ於テ指定セザル業種又ハ職權ニ付當該

地方ノ特殊事情ニ依リ必要アル場合ニ限り之ヲ爲スモノトス

第十條ノ三 厚生大臣又ハ地方長官令第十一條ノ二第一項ノ命令(以下就職命令ト稱ス)ヲ爲ス場合ハ様式第九號ノ三ノ就職命令書ヲ就職ヲ命ぜラルベキ者

ノ住居地又ハ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲシテ本人ニ交付セシムベシ

第十三條ノ四 前條ノ規定ニ依リ就職命令書ノ交付ヲ

(以下指定事業主ト稱ス)ニ對シ其ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ其ノ旨通知スベシ

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ指定

事業主又ハ其ノ代理人ニ對シ指定就職者ノ出頭スベキ日時及場所ニ出頭スベキコトヲ命ズルコトヲ得

指定事業主ハ指定就職者ヨリ第十三條ノ四ノ規定ニ依ル就職ノ申出アリタルトキハ直ニ雇傭條件其ノ他必要ナル事項ヲ提示スベシ

ル場合ハ左ノ書類ヲ添附シ就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨届出ヅベシ

一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事故ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ准ズベキ者又ハ警察官吏、船長若ハ驅長ノ證明書

前條ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭スベキ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者就職命令ニ適セズト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル變更又ハ取消ハ様式第九號ノ四ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十三條ノ六 厚生大臣又ハ地方長官就職命令ヲ爲シタルトキハ直ニ令第十一條ノ二第二項ノ指定事業主(以下指定事業主ト稱ス)ニ對シ其ノ事業場等ノ所在

地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ其ノ旨通知スベシ

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ指定

事業主又ハ其ノ代理人ニ對シ指定就職者ノ出頭スベ

キ日時及場所ニ出頭スベキコトヲ命ズルコトヲ得

指定事業主ハ指定就職者ヨリ第十三條ノ四ノ規定ニ依ル就職ノ申出アリタルトキハ直ニ雇傭條件其ノ他必要ナル事項ヲ提示スベシ

第十三條ノ七 指定事業主及指定就職者ハ就職命令ノ

本旨ニ鑑ミ速ニ雇傭關係ヲ成立セシムベシ

第十三條ノ八 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ム

ルコトヲ得  
定就職者出會ノ日時及場所ニ關係官吏ヲ立會セシム

ト連署ヲ以テ様式第九號ノ五ニ依リ其ノ旨指定事業

主ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經

由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ届

出ヅベシ

第十三條ノ九 指定事業主ト指定就職者トノ間ニ雇傭

關係成立シタルトキハ指定事業主ハ直ニ指定就職者

ト連署ヲ以テ様式第九號ノ五ニ依リ其ノ旨指定事業

主ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經

由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ届

出ヅベシ

第十三條ノ十 就職命令ハ令第十一條ノ二第一項ノ廢

止又ハ休止スル工場 事業場其ノ他ノ場所ノ從業者

ニシテ其ノ工場等ヲ退職シタルモノニ在リテハ其ノノ

退職後六月ヲ経過セザル者ニ限りリ之ヲ爲スコトヲ得

第十三條ノ十一 令第十一條ノ四ノ規定ニ依ル申請ハ

様式第九號ノ六ニ依リ就職命令ニ依ル勞務ノ配置ヲ

必要トル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所

轄國民職業指導所長ヲ經由シ厚生大臣ニ對シ之ヲ爲

(記載心得)

一、本申請書ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

二、本申請書ハ男子從業者及其ノ男子從業者ヲ使用セントスル者ノ連署ヲ以テ男子從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコトヨリ六月以内ノ期間ヲ定メテ勞務ノ配置ヲ受ケント

スル場合ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ所轄國民職業指導

所長ヲ經由シ當該地方長官ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第十三條ノ十二 指定就職者ノ就職ニ關シ必要ナル旅

費ハ指定事業主之ヲ支給スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

様式第三號ノ二

男子雇入就職  
使用從業禁止(制限)適用除外認可申請書

|                                                        |                |
|--------------------------------------------------------|----------------|
| 男子從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印 | 履入又ハ使用ノ理由      |
| 事業ノ種類                                                  | 從前ノ從業場所ノ所在名稱   |
| 從前ノ業務ノ種類                                               | 從業セシメントスル特殊ナル事 |
| ル職種                                                    | 從業者ノ印及年齢       |
| 情                                                      | 年齢             |
| 從業者ノ印及年齢                                               | 備考             |
| 年齢                                                     |                |

昭和 年 月 日  
國民職業指導所長宛

|   |   |   |
|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
| 歲 |   |   |

## 様式第九號ノ三(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

## 様式第九號ノ三ノ裏

|                             |  |         |    |
|-----------------------------|--|---------|----|
| 就職命令書                       |  | 就業ノ場所   | 氏名 |
|                             |  | 何年何月何日生 |    |
| 右ノ者左ニ依リ就職スルコトヲ命ス            |  | 住居地又ハ   |    |
| 就職先工場、事業場其ノ<br>場所ノ所在地及名稱    |  |         |    |
| 事業主(法人ニ在リテハ<br>其ノ名稱及代表者氏名)  |  |         |    |
| 事業ノ種類                       |  |         |    |
| 出頭スペキ日時                     |  |         |    |
| 出頭スペキ場所                     |  |         |    |
| 備考                          |  |         |    |
| 昭和年月日                       |  |         |    |
| 厚生大臣氏名<br>北海道總知事氏名<br>印     |  |         |    |
| 受領書                         |  |         |    |
| 一就職命令書(何年何月何日發付第何號)<br>右受領ス |  |         |    |
| 昭和年月日午後時分                   |  |         |    |
| 就業ノ場所<br>(住居地又ハ<br>就業ノ場所)   |  |         |    |
| 厚生大臣氏名<br>北警視總監長官氏名<br>印    |  |         |    |
| 名印                          |  |         |    |

## (記載心得)

- 一、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本就職命令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スペシ印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ指印ヲ爲スモ妨げナシ
- 二、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本就職命令書ヲ携へ指定ノ日時及場所ニ出頭シ就職ノ申出ヲ爲スベシ
- 三、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者傷痍疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事故ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添へ本就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク届出ヅベシ
- 四、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市區町村長若ハ之ニ准ズベキ者又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ添へ本就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク届出ヅベシ

- 一、就業ノ場所ハ指定就職者ガ現ニ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ從業者ナル場合ニ限リ之ヲ記載スルモノトス
- 二、備考ハ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 三、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

様式第九號ノ四ノイ(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

様式第九號ノ四ノロ(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

|                                                      |        |                                                      |    |                                                                                                                       |         |                                                                                          |         |
|------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 出頭變更命令書                                              |        | 就業地又ハ<br>就業ノ場所                                       |    | 住居地又ハ<br>住居ノ場所                                                                                                        |         | 國民職業指導所交付                                                                                |         |
| 昭和年月日時及場所ヲ左ノ通變更ス                                     | 昭和年月日時 | 出頭スペキ日時                                              | 備考 | 昭和年月日                                                                                                                 | 出頭スペキ場所 | 昭和年月日                                                                                    | 出頭スペキ場所 |
| 付交所導指業職民國<br>號第號番付發書令命更變頭出                           |        |                                                      |    |                                                                                                                       |         |                                                                                          |         |
| 號第號番付發書令命更變頭出                                        |        | 受領書                                                  |    | 受領書                                                                                                                   |         | 受領書                                                                                      |         |
| 右受領ス                                                 |        | 一<br>出頭變更命令書(何年何月何日發付第何號)                            |    | 一<br>出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得                                                                                              |         | 一<br>出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル                                                         |         |
| 昭和年月日午前時分                                            |        | 住居地又ハ<br>就業ノ場所                                       |    | 印章ヲ持セザルトキハ花押又ハ押印ヲ爲スモ妨ゲナシ<br>二<br>出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ就職命令書ト共ニ本書<br>携持更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ就職命令書ト共ニ本書<br>へ指定ノ日時及場所ニ出頭シ就職ノ申出ヲ爲スベシ |         | 印章ヲ持セザルトキハ花押又ハ押印ヲ爲スモ妨ゲナシ<br>二<br>出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル<br>印章ヲ持セザルトキハ花押又ハ押印ヲ爲スモ妨ゲナシ |         |
| 名印                                                   |        | 名印                                                   |    | 名印                                                                                                                    |         | 名印                                                                                       |         |
| (記載心得)<br>一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノ<br>トス |        | (記載心得)<br>一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノ<br>トス |    | (記載心得)<br>一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノ<br>トス                                                                  |         | (記載心得)<br>一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノ<br>トス                                     |         |

|                                                      |        |                                                      |    |                                                                |         |                                                                |         |
|------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------|---------|
| 就職命令取消書                                              |        | 就業地又ハ<br>就業ノ場所                                       |    | 住居地又ハ<br>住居ノ場所                                                 |         | 國民職業指導所交付                                                      |         |
| 昭和年月日時及場所ヲ左ノ通變更ス                                     | 昭和年月日時 | 出頭スペキ日時                                              | 備考 | 昭和年月日                                                          | 出頭スペキ場所 | 昭和年月日                                                          | 出頭スペキ場所 |
| 號第號番付發書令命就職就<br>號第號番付發書令命就職就                         |        | 受領書                                                  |    | 受領書                                                            |         | 受領書                                                            |         |
| 右受領ス                                                 |        | 一<br>就職命令取消書(何年何月何日發付第何號)                            |    | 就職命令取消書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得                                            |         | 就職命令取消書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル受領                                  |         |
| 昭和年月日午前時分                                            |        | 住居地又ハ<br>就業ノ場所                                       |    | 印章ヲ持セザルトキハ花押又ハ押印ヲ爲スモ妨ゲナシ<br>一<br>就職命令取消書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル受領 |         | 印章ヲ持セザルトキハ花押又ハ押印ヲ爲スモ妨ゲナシ<br>一<br>就職命令取消書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル受領 |         |
| 名印                                                   |        | 名印                                                   |    | 名印                                                             |         | 名印                                                             |         |
| (記載心得)<br>一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノ<br>トス |        | (記載心得)<br>一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノ<br>トス |    | (記載心得)<br>一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノ<br>トス           |         | (記載心得)<br>一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノ<br>トス           |         |



(記載心得)

- 一、本申請書ノ大サハ折上リ國定規格B5判  
(182 mm × 257 mm)トスルコト
- 二、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、パルプ製造業ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 三、「申請員數」欄ニハ命令配置ニヨリ從業セシメン  
トスル員數ヲ記載スルコト
- 四、「同上内譯」欄ノ「其ノ他ノ者」欄ニハ本令ニ規定スル技能者、一般青壯年、國民學校修了者タラザルモノヲ記載スルコト
- 五、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望地域」欄ニハ自都道府縣内ヨリ希望スル場合ハ國民職業指導所別、他都道府縣内ヨリ雇入レントスル場合ハ都道府縣別ニ夫々男女別員數ヲ記載スルコト
- 六、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望休廢止事業場等名及從業者名」ニ付テハ具體的ニ希望スル事業場、從業者アル場合ニ限り記載スルコト
- 七、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「求人割當數」欄ニハ緣故雇入認可數ヲモ含マシムルコト
- 八、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「申請ノ期日迄ノ充足員數」欄ニハ緣故、特定者雇入認可ニ依ル充足員數ヲモ含マシムルコト
- 九、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ種別「一般青壯年」欄ニハ技能者、國民學校修了者ノ紹介取扱ヲ受クルモノ以外ハ凡テ本欄ニ計上スルコト國民學校修了者ニ付テハ申請ノ時ガ國民學校修了者ノ計畫配置期間中ナル場合ニ限り記載スルモノトス
- 十、「雇傭條件」欄ノ「其ノ他ノ雇傭條件」欄ニハ就業時間、休日、夜勤ノ有無等ヲ記載スルコト

十一、「宿舍」欄ニハ宿舎ノ狀況(既設、設立豫定ノモ

ノトニ區別シ本申請員數ニ對シ收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月日等)及舍

費、會費額等ヲ詳細ニ記載スルコト

十二、「備考」欄ニハ福利施設其ノ他参考トナルベキ

ニ在リテハ警視總監

氏名附

ヲ「東京都ニ在リテハ

東京府知事

氏名附

ヲ「東京都ニ在リテハ

東京都長官

印

ニ改ム

十三、欄外ノ「產業分類」及「求人種別」欄ハ申請者ニ於テ記載ヲ要セザルモノナルコト

國民勤勞報國協力令施行規則中改正

の件公布

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は昭和十八

年七月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勤勞報國協力令施行規則中改  
正ノ件

(昭和十八年七月三十日)

第十九條中「東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監

ヲ「東京都ニ在リテハ東京都長官及警視總監」ニ改ム

様式第一號ヲ別表ノ如ク改メ、様式第二號中「東京府

ニ在リテハ警視總監

氏名附

ヲ「東京都ニ在リテハ

東京府知事

氏名附

ヲ「東京都ニ在リテハ

東京都長官

印

ニ改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

又ハ學校ニ關シテハ本規則中國民勤勞報國隊編成令書トアルハ國民勤勞報國隊出動令書又ハ學校報國隊出動令書トシ本規則ノ適用ニ付其ノ隊組織ヲ以テ國

様式第一號

國民勤勞報國隊協力申請(請求)書

備考

七一

| 作業場所          | 事業名               | 事業種類 | 性別      | 作業内容 | 從業員數 |      |       | 人計 | 人 |
|---------------|-------------------|------|---------|------|------|------|-------|----|---|
|               |                   |      |         |      | 男    | 女    | 人     |    |   |
| 自昭和           | 年                 | 月    | 日       |      | 人    | 人    | 人     | 人  | 人 |
| 至昭和           | 年                 | 月    | 日       | 終業期  | 所要人員 | 對期間ニ | 希望スル希 |    |   |
| 作業時間及休憩時間     | 時                 | 時    | 時       | 休憩時間 | 時    | 分    |       |    |   |
| 作業指導者ノ職氏名     | 手當                | 又ハ謝金 | 食費宿泊料旅費 | 其ノ他  |      |      |       |    |   |
| 費給支額          | 日額                |      |         |      |      |      |       |    |   |
| 宿舍及給食ノ概要      | 災害、疾病、死亡等ニ對スル扶助内容 |      |         |      |      |      |       |    |   |
| 保健、衛生、救護施設ノ概要 |                   |      |         |      |      |      |       |    |   |
| 申請(請求)ノ理由     |                   |      |         |      |      |      |       |    |   |
| 備考            |                   |      |         |      |      |      |       |    |   |

右國民勤勞報國隊ノ協力相受度此段及申請(請求)候

昭和 年 月 日

住 所(團體ナルトキハ其ノ所在地)

申請(請求)者氏名(團體ナルトキハ其ノ名稱及代表者氏名)印

(厚生大臣)  
(文部大臣)

(府縣知事)  
(警視總監)

(第十九條ノ規定ノ適用ニ付東京都ニ在リテハ  
東京都長官) 警視總監

- 「申請(請求)者ニ於テ  
準備スル宿泊施設及給食ノ概要ヲ記載スルコト」
- 「保健、衛生、救護施設ノ概要」欄ニハ施設ノ有無、  
施設ノナキトキハ其ノ措置方法ヲ記載スルコト
- 「申請請求ノ理由」欄ニハ勤勞報國隊ノ協力ヲ受  
ケントスル理由ヲ具體的且詳細ニ記載スルコト
- 「備考」欄ニハ携帶品、作業用具(衣類)ノ準備狀  
況等其ノ他勤勞報國隊ノ出勤ニ付必要ナル事項ヲ  
記載スルコト

一、「申請(請求)書ニハ地方長官ニ申請(請求)スルト  
キハ副本一通、厚生大臣ニ申請(請求)スルトキハ  
副本二通、文部、厚生兩大臣ニ申請(請求)スルト  
キハ副本三通ヲ作成添附スルコト」

二、「所要人員」欄ニハ從事スペキ作業ノ内容ヲ具體  
的ニ記載シ、作業數種アルトキハ其ノ作業種別毎  
ニ、所要實人員ヲ性別ニ記載スルコト

三、「所要期間」欄ニハ勤勞報國隊ノ協力ヲ必要トス  
ル期間(年半期ヲ限度トス)ヲ記載スルコト

四、「所要人員並期間ニ對スル希望」欄ニハ所要人員  
ノ年齢範圍、特殊技能ノ要否、同一人ニ依ル協力期  
間、特別ノ條件ヲ必要トスルモノ(學生、生徒ニ依  
ル協力ヲ希望スルトキハ其ノ學校ノ程度及種類  
別)等ニ付希望スペキ事項ヲ記載スルコト

五、「作業指導者ノ職氏名」欄ニハ勤勞報國隊ノ作業  
申ノ指導監督ニ當ル責任者ノ職氏名ヲ「事務擔當  
者ノ職氏名」欄ニハ勤勞報國隊ノ事務處理ニ當ル  
責任者ノ職氏名ヲ記載スルコト

六、「支給經費」欄ニハ經費別ニ支給ノ有無、一人當  
ノ金額、現物支給ノトキハ其ノ内容ヲ詳細ニ記載  
スルコト

# 陸軍勤労顯功章令施行規則中改正の件公布

陸軍勤労顯功章令施行規則中改正の件は、昭和十八年七月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

## 陸軍勤労顯功章令施行規則中改正

ノ件 (昭和十八年七月二十九號)

第一條中「勤労顯功章令第一條第一項」ヲ「勤労顯功章令(以下「ト稱ス」)第一條」ニ改ム。

第一條ノ二 勤労顯功章タル徽章ヲ授與セラルベキ者ニハ表彰狀及副賞トシテ賞金ヲ付與ス

表彰狀ノ様式ハ第一號ニ據ルモノトス  
第一條、第五條及第七條中「勤労顯功章」ヲ「勤労顯功章タル徽章」ニ、第十條中「勤労章」ヲ「勤労章タル徽章」ニ改ム

第八條中「雇員、傭人及工員ニシテ其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ舉ゲタルモノ」ヲ「雇員、傭人及工員又ハ其ノ團體ニシテ平素其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ舉ゲ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章タルモノニモ之ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤労章ハ勤勞者又ハ其ノ團體ニシテ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章タルモノニモ之ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

第九條 勤労章ハ徽章及賞狀ノ二種トシ之ヲ受クベキ者勤労者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナルトキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス  
前項ニ規定スル徽章ノ形狀及制式附圖ノ如シ賞狀ノ

第十一條 第一條ノ二乃至第五條及第七條ノ規定ハ勤勞章ニ之ヲ準用ス但シ第四條及第一號ノ表形状ノ様式中陸軍大臣トアルハ所屬部隊長トシ勤労顯功章トアルハ勤労章トス

第十二條 刪除 (附圖) 中勤労章ノ形狀表面ノ前ニ「徽章ノ形狀」ヲ加ヘ

様式第一號(日本標準規格 A-297 × 420)

甲號(令第二條第一項ノ規定ニ依ルモノ)

| 勤労賞狀                                                          | 部隊長位階  | 團體名   |
|---------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 右ハ平素其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ舉ゲ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス            | 年 月 日  | 年 月 日 |
| 表 彰 狀                                                         | 陸軍大臣位階 | 團體名   |
| 右ハ自己ノ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章令施行規則第八條第二項ノ規定ニ依リ表彰ス | 年 月 日  | 年 月 日 |

乙號(第八條第三項ノ規定ニ依ルモノ)

丙號(令第二條第三項ノ規定ニ依ルモノ)

| 勤労賞狀                                                             | 部隊長位階  | 團體名   |
|------------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 右ハ危難ヲ顧ミズ協心戮力其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ陸軍勤勞顯功章令施行規則第八條第二項ノ規定ニ依リ表彰ス | 年 月 日  | 年 月 日 |
| 表 彰 狀                                                            | 陸軍大臣位階 | 團體名   |
| 右ハ自己ノ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス              | 年 月 日  | 年 月 日 |

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 米穀生産確保補給金交付規則の公布

米穀生産確保補給金交付規則は、昭和十八年七月二十三日付官報を以て左の如く公布せられた。

## 米穀生産確保補給金交付規則の公布

(昭和十八年七月二十三日)  
農林省令第49号

第一條 農林大臣ハ米穀ノ生産ヲ確保スル爲本則ニ依リ補給金ヲ交付ス

第二條 補給金ハ毎年左ニ掲タル當該年產ノ米穀ニ付  
米穀生産者ニ之ヲ交付ス

一 自作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ  
二 小作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ  
及小作料トシテ納付シタルモノ

第三條 補給金ノ額ハ玄米又ハ精米ニ付テハ一石當十  
五圓五十錢トシテ付テハ十貫當二圓八十錢トス

第四條 米穀生産者補給金ノ交付ヲ受ケントスルトキ  
ハ第二條ニ掲タル米穀ニ付食糧管理事務取扱員ノ確  
認ヲ受クベシ

第五條 食糧管理事務取扱員前條ノ確認ヲ爲シタルト  
キハ確認證明書ヲ作成シ之ニ當該米穀生産者ヲシテ  
認證ヲ爲サシメ當該米穀生産者ガ販賣組合ノ組員員  
タル場合ニ於テハ其ノ所屬スル販賣組合ニ、組員員  
ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ補給金ノ交付ヲ受クルコ  
トヲ得ベキ米穀ヲ寄託シタル農業倉庫業者又ハ其ノ  
所屬スル農事實行組合ノ加入スル販賣組合ニ提出ス  
ベシ

### 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀生産獎勵金交付規則ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十七年  
産米ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

### 臺灣住宅營團令中改正の件公布

臺灣住宅營團令中改正の件は、昭和十八年八月十三  
日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 臺灣住宅營團令中改正ノ件

(昭和十八年七月二十一日)  
(律令第十六號)

第六條 販賣組合又ハ農業倉庫業者ハ前條ノ規定ニ依  
リ食糧管理事務取扱員ヨリ確認證明書ノ提出アリタ  
ルトキハ補給金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ  
數量ニ付補給金交付請求書ヲ作成シ之ニ食糧管理事  
務取扱員ノ證明ヲ受ケ當該都道府縣ヲ區域トスル販  
賣組合聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第七條 販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ販賣組合

又ハ農業倉庫業者ニ送付シタル補給金交付請求書ニ  
依リ當該都道府縣ニ於ケル補給金ノ交付ヲ受クルコ  
トヲ得ベキ米穀ノ數量ニ付補給金交付請求書ヲ作成

シ之ニ食糧検査所長ノ證明ヲ受ケ全國購買販賣組合

聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第八條 全國購買販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ  
販賣組合聯合會ノ送付シタル補給金交付請求書ニ依  
リ補給金ノ交付ヲ農林大臣ニ申請スベシ

第九條 補給金ノ交付ヲ受ケタル者補給金交付ノ申請  
ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ農林大臣ハ交付シ  
タル補給金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアル  
ベシ

及都市別生計費指數を官報所載のものより再掲すれば  
左の如くである。

### 全國生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活  
者の生活には昭和十二年七月を一〇〇として比較した  
る生計費指數なり。

勞 動 者

一月 二月 三月 四月 五月 六月

生計費指數 二五七 二九六 二〇三 二四〇 二五〇 二六三

内 講 餌  
飲食料費 二五九 二四〇 二三三 二七一 二七三 二七〇

住居費 二七四 二八〇 二六〇 二九四 二〇一 二一〇 二一六

光熱費 二五〇 二五二 二五八 二五四 二五〇 二五七 二五七

被服費 二九二 二九六 二九六 二四五 二六八 二七八 二八六

其ノ他ノ諸費 二五〇 二五五 二五七 二四五 二五〇 二五四 二五七

給料生活者

一月 二月 三月 四月 五月 六月

生計費指數 二五三 二五七 二五七 二九八 二六〇 二六三

内 講 餌  
飲食料費 二六三 二五〇 二六四 二七三 二七五 二七五

住居費 二三二 二四〇 二四八 二五三 二五八 二五二

光熱費 二六六 二六七 二七一 二八一 二八一 二八一

被服費 二八七 二九〇 二九九 三五九 三五九 三五九

其ノ他ノ諸費 二八一 二七三 二八一 二八六 二九二 二三八

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 本邦最近の生計費指數

統計局調査に係る昭和十八年一月より六月迄の全國

本表は月收百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活

者の生活に付昭和十二年七月を100として比較した  
る生計費指數なり。

(1) 労働者

|      | 一月   | 二月   | 三月   | 四月   | 五月   | 六月   |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 札幌市  | 一五・九 | 一五・一 | 一五・七 | 一五・六 | 一五・六 | 一五・三 |
| 仙臺市  | 一五・三 | 一五・九 | 一五・八 | 一五・三 | 一五・四 | 一五・三 |
| 山形市  | 一五・四 | 一五・一 | 一五・〇 | 一五・四 | 一五・六 | 一五・七 |
| 郡山市  | 一五・六 | 一五・一 | 一五・〇 | 一五・四 | 一五・六 | 一五・八 |
| 前橋市  | 一五・〇 | 一五・六 | 一五・一 | 一五・四 | 一五・六 | 一五・九 |
| 東京市  | 一五・〇 | 一五・一 | 一五・一 | 一五・〇 | 一五・三 | 一五・二 |
| 名古屋市 | 一五・九 | 一五・〇 | 一五・五 | 一五・五 | 一五・六 | 一五・一 |
| 大阪市  | 一五・三 | 一五・一 | 一五・二 | 一五・三 | 一五・六 | 一五・一 |
| 廣島市  | 一五・七 | 一五・一 | 一五・一 | 一五・一 | 一五・八 | 一五・四 |
| 横濱市  | 一五・七 | 一五・七 | 一五・〇 | 一五・一 | 一五・九 | 一五・九 |
| 新潟市  | 一五・一 | 一五・一 | 一五・七 | 一五・一 | 一五・三 | 一五・三 |
| 金澤市  | 一五・〇 | 一五・一 | 一五・五 | 一五・一 | 一五・五 | 一五・五 |
| 松本市  | 一五・六 | 一五・九 | 一五・三 | 一五・一 | 一五・〇 | 一五・〇 |
| 浜松市  | 一六・五 | 一六・八 | 一六・一 | 一六・一 | 一六・一 | 一六・一 |
| 名古屋市 | 一五・八 | 一五・八 | 一五・〇 | 一五・八 | 一五・七 | 一五・三 |
| 京都   | 一五・三 | 一五・七 | 一五・二 | 一五・一 | 一五・八 | 一五・五 |
| 大阪市  | 一五・二 | 一五・〇 | 一五・一 | 一五・一 | 一五・八 | 一五・一 |
| 神戸市  | 一五・六 | 一五・七 | 一五・一 | 一五・〇 | 一五・三 | 一五・七 |
| 鳥取市  | 一六・〇 | 一六・三 | 一五・六 | 一六・一 | 一六・一 | 一六・一 |
| 岡山市  | 一五・七 | 一五・四 | 一五・九 | 一五・八 | 一五・五 | 一五・五 |
| 廣島市  | 一五・四 | 一五・二 | 一五・六 | 一五・三 | 一五・四 | 一五・四 |
| 徳島市  | 一五・一 | 一五・一 | 一五・一 | 一五・一 | 一五・一 | 一五・一 |
| 長崎市  | 一五・六 | 一五・九 | 一五・六 | 一五・七 | 一五・六 | 一五・八 |

## ビルマの獨立

諸民族をして眞にその所を得しむることを目的とする大東亜共榮閣建設の方圖に隨ひビルマをして英帝國の驅除より解放し之に獨立國としての待遇を附與せん

とする方針は夙に帝國政府の正式聲明せる所であつたが、昭和十八年八月一日ビルマ國は獨立宣言並に對米英宣戰布告を以つて名實共にその宿志を實現するに到了つた。

右獨立に關する帝國政府聲明及び東條首相談を掲ぐれば左の如くである。

### 帝國政府聲明

本日ビルマは獨立を宣言して米英に對し宣戰するに至り、帝國は直にビルマ國を承認し、同國との間に同盟條約を締結した。

懷へば永きに亘り、ビルマは獨立の熱望を有し乍ら、英國の壓制の下に、塗炭の苦しみを續けて來たのである。然るに大東亜戰爭勃發するや、御稜威の下皇軍將兵の善謀勇戰に依り、忽ちにして米英軍はビルマより一掃せられ、ビルマ内外の情勢は全く一變するに至つた。ビルマ更生の回天の業は急速に進展し、ビルマ多年の宿望は大東亜戰爭開始以來僅かに一年有半にして達成せらるゝに至つたのである。茲にビルマ獨立の歴史的記念の日を迎へ聖恩の廣大無邊なるに感激すると共に、ビルマ國の爲めに御同慶に堪へない次第である。本日の此の日出度き日を迎へ得る迄の間、ビル

(2) 給料生活者

マ獨立の爲に幾多の志士は英國の非人道なる壓迫の下に恨みを呑んで此の世を去つたのである。皇軍一度ビルマに作戦を開始するや、バー・モウ氏以下ビルマの人士は此等の志士の遺烈を承けて、心から皇軍の作戦に協力し、ビルマの獨立に、大東亞戰爭の遂行に日夜渾身の努力を重ねて來たのである。其の間幾多忠勇義烈の皇軍將兵は戦場の華と散り、又幾多ビルマの勇士は崇高なる目的に殉じたのである。私は茲にビルマ獨立の爲に殲れたる幾多の志士の偉功を偲び、今日のビルマ創建に盡されたるバー・モウ氏以下ビルマ民衆の奮闘と皇軍に對する協力とに對し、衷心より敬意と謝意とを表し、併せて戦場に殲れたる皇軍及びビルマの勇士に對し謹んで敬弔の誠を捧ぐるものである。

一國の獨立、殊に永きに亘る秕政の桎梏より脱して、一國が獨立することは、其の例必ずしも多しとして、ないのである。今日より獨立國ビルマの國民たるの光榮を擔ふことを得るに至つたビルマの人々こそ、誠に幸ひなりと謂ふべきである。

然し乍ら一國が獨立して堂々と成育發展して行くこ

とは、固より容易の業ではない。將來ビルマ國が順調なる發展を遂げて行く爲には、ビルマの人々の並々ならぬ努力が愈々必要となるのである。而して帝國が今後愈々ビルマ國の興隆の爲、全幅の支援を加ふべきは亦齎言を要しない所である。

今やビルマの獨立も已に成り、米英多年の桎梏より大東亞を解放せんとする大東亞戰爭の目的は逐次達成せられつつあるのである。申す迄もなく、大東亞戰爭

の完勝なくして、大東亞解放の完成は期し得られないものである。固より大東亞戰爭の前途には幾多の困難を覺悟せねばならぬ。然し乍ら如何なる困難も之を克服し、如何なる障礙も之を突破して、御稟威の下必ず究極の戰勝を獲得する所に、帝國の輝かしき傳統があるのである。一億國民は大東亞十億民族の中核となり飽迄も、世界に冠絶せる鬪志を以て、戰ひ抜き、勝ち抜かんとして居るのである。大東亞十億の民族は、愈々結束を強化して更に大東亞總力發揮の巨歩を進めんとして居るのである。我等に大東亞戰爭完勝の烈々たる鬪志あり、大東亞十億の民族に、大東亞解放完成の牢固たる結束あり、大東亞十億の民族の前途正に洋洋たるものありと謂ふべきである。

本日兹に新ビルマ國誕生の日に方り、私はビルマ國の順調なる發展を祝福すると共に、愈々大東亞各國家各民族の結束を強化し、益々歐洲盟邦諸國との提携を緊密にして、大東亞戰爭完遂、大東亞建設必成の爲に、邁進せんとする帝國の鐵石の決意を、更めて表明する次第である。

# 図要マルビ生新

